

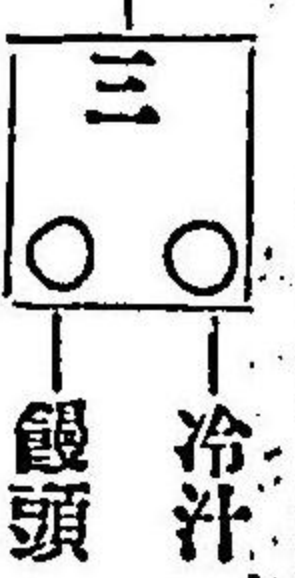
○甲陽軍鑑品第四十四

汁の有饅頭の事

菜はなし但他流は菜あるよし候なり

折供盤の物に、箸をすゆる事有之、先の方にすゆるを、肴引人是を取に、左の手にて取りて、右へとりな

をして、さかなをばさみさいらすべく候なり



右まんぢう過て、其まゝ索麵をひくなり

御献立之次第

初献 御引渡

搗粟五 昆布五

二献 御雜煮

燒鳥 御さらし御箸

三献 御膳の物

五種饅頭ノ甲 鯛 御箸

御本膳

角之子 鯛 御箸

雜登 御汁 鶴

御飯 鹽 山椒 御箸同置

御香之物 鶉燒鳥

御飯 鹽 山椒

御三之膳

貝鮑 御文有 指期、鮎鮓、鯛

薄穂子、小體、鳥冷汁、

御三之膳 御五之目

御六之目

舟盛 御七之目 小申 一献煮

唐送

己上

御菓子七種

華仕立事

釣柿 二ツハた 銀 紫菜 貝づくし

寸金羹 數九 龜足ス 蓬菜島 松竹梅

金柑 數十一 露有 姫胡桃 數七 帶金銀

笠袋裝束草の長一尺三寸斗廣さ二寸五分斗なり

「裝束草黒草御免草

くくりあ

よりをば

三寸可

然なり

又あはせぬいにもするなり

笠袋の飯を馬の大豆入たるの口傳

比叡山に居て人を取其上丹波の大江山にて、鬼の城とて、城郭をかまへて居たるを、酒天童子といふな

り、其時滿仲の御子、嫡子頼光、頼義、美女御前

酒天童子頼義の參る酒を入なり

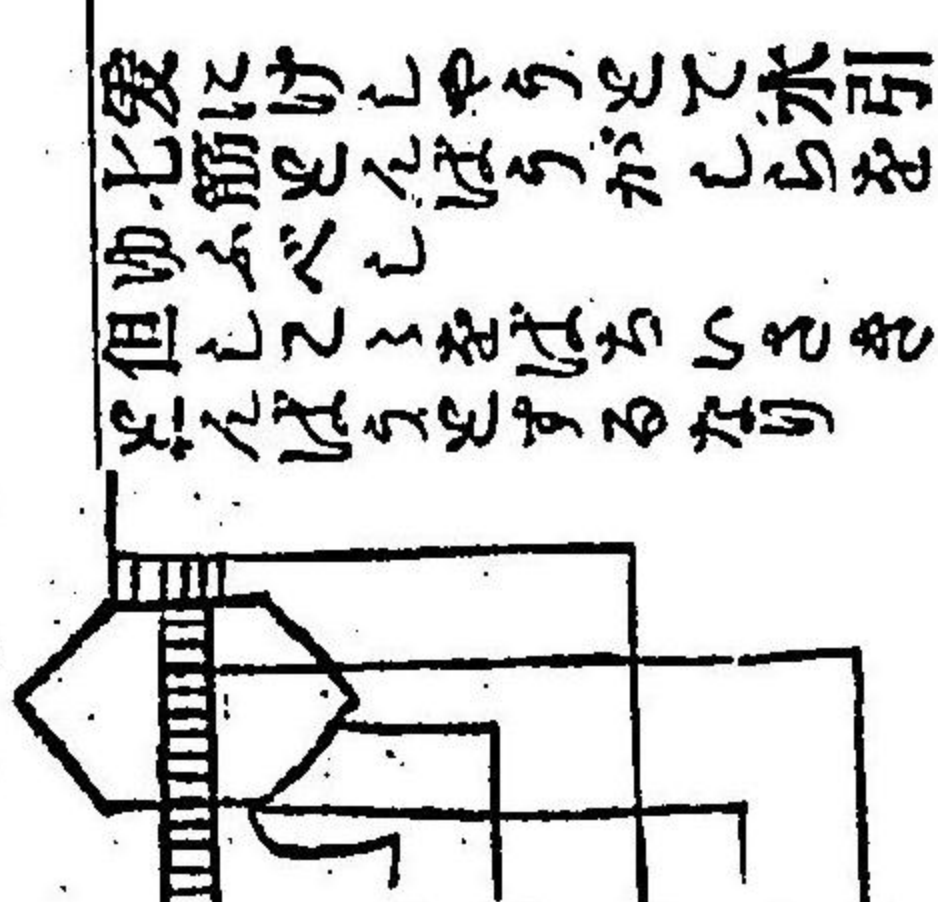
左座 童子のむ酒をば、きつたてへ此所より入也

上面 頼義參る酒をば此所よりきつたてへ入也

右座 頼光

○甲陽軍鑑品第四十四

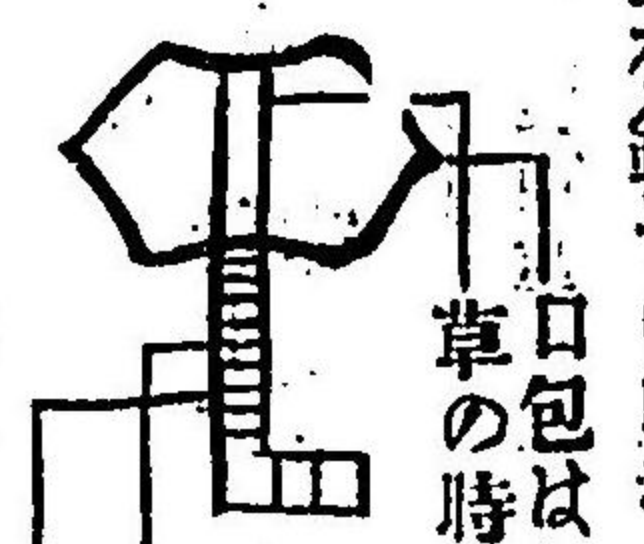
百六十五



如、此真の時内
 を九ツに包也

如、此内を七ふしにすへし、真の時也、草の時はゆふべからす
 爰にも上のごとく松ゆづりはきつゝみ入也
 爰に正月のは松にゆづりは取合せ三松程つゝみ入也
 此口包なり蝶花がたなればきくわくつゝみにつゝむ也
 爰にけしやうとて水引五筋にてとんばうがしらをゆう也
 爰は何時三ふしに定る也
 如、此内を、九水引にてまきふしあり、爰の、まがりたる所の下を三ふしに
 する、以上十二月を表す、又閏の月ある時は、長急の方を拾はふしをす
 なり

とんばうがしらは御取婚のは、水引五筋つゝにてむすふべし、其時は松に椿を取そへ、二所ながらに
 つゝみ入なり
 如、右銚子の内七ツは結ぶ時は、きつたてのを、内を九ツにつゝむなり、是は真の時なり



爰右のごとく三ふしなり
 如右九ツにまく九ようど可心得
 草の時は九ようどころへあまくだるを十二月に觀念すべし

銚子をも提子をも、みなかもさきにむすふなり、口傳
 惣別何時も九曜七曜を御心得なり
 順の逆、逆の順、逆の逆、順と順の云ふ事、能々可心得

上左順
 逆右面

酌の人

銚子の請取渡し、順は柄を我左へして可渡なり、逆の時は柄の方を、右の方へして渡すなり
 銚子の請取やうは、順の時も逆の時も、吾手を、兩方ながら下へして、可請取なり
 きつたては、順逆により、上手下手あり、口傳
 常のはこゝにてくはゆる也
 くわへの人

上面左
 右

銚子酌人

軍陣のは、爰にてくわゆる也
 くわへの人

右軍陣又登取、婚三献の時ばかり也 酌するにも真草行有之なり 登取、婚には女酌をとる也
 引渡し過て雑煮、々々過て吸物、以上三献なり、其上飯也、初めは婚には奥渡しの時、三ツさかづき出し
 て待女房はじむる也、二度目雑煮の時の盃櫻始る、三番目吸物の時の盃を、男始る也、盃の盃供饗なり
 女は爰に盃を重る也、一つづのみては重々して
 二度のみ、さへつものごとく中になをす也
 男は爰にかさぬる也

着物出す事、女は右の袖を上へなるやうに可出也請取も右の手にかくるなり、男は左の袖を上へなし
 て渡すべし、請取も左の手の上にかけて可請取何事も二重に折なり、又若し着物の上に、且紙か巻物か
 何成共置て出すには、三つに折て出也、口傳
 馬道具並馬請取渡し事
 轡の事左の方を氷つきと云ひ、右の方を、ひつてとらふなり、馬の道具もちては何時逆なれ共、我左の
 方へ歸る也
 鞍轡出やうも、吾右の方を向へして渡すなり



軍陣の決拾陰陽とて、晝夜に緒の結び様かはる也、弓法の内幕、決拾鞭、此三色は大秘事也、聊爾不可免之、陰は先一重巻て、大指のどをりにてむすび、引返し又いつものごとく順に二重まわして、大指のどをりにてむるなり、陽は手の甲にて如く右留なり、是は上品上生と云ふさしやう也、是を軍陣の時さすなり、正八幡大菩薩、本地阿彌陀佛にてまします也

大指 南無八幡大菩薩と三返

神の数は九万八千七社佛の数は十万八千社三返

大指 南無摩利支尊天と三返

流錫馬の決拾、先一重まはしてむすび、手の甲より薬指へかくる、其上二重同じく手の甲にて留るなり、是は中品中生のさしやうと云ふなり、鬼八幡大菩薩本地地藏にて御座也

大指 南無地藏大菩薩と三返

神の数は九万八千七社佛の数は十万八千社と三返

大指 南無摩利支尊天と三返

常の馬乗決拾陰陽とて是も二様有之なり

陽は三重ながらまはして大指のどをりにて留る也、陽の歌に曰、心こそまことの道にかなひなば祈らすとて、神やまもらん、陰は二重めに中へとをして前へと又ひとまはして前にて緒を取そろへて留る也、陰の歌、慈悲佛すくなるは神ゆがむ人、人ひとりをぞみつにわけとる

是は下品下生のさしやうなり

八はた八幡大菩薩本地観音にて御座也

南無觀世音菩薩と三返 南無摩利支尊天と三返

神の数は九万八千七社佛の数は十万八千社と三返

歩立別時片決拾也 南無大日如来と三返 南無摩利支尊天と三返 ナンマリニエツカト三返

摩利支天と音と一体にして、無二平等也急々如律令

和歌

ゆがけさし結びて人を切ならば、劔は波よ、敵も水なり

ゆがけさし今うつ太刀に月出て入日に露の消かへるさ

ゆがけさし我討太刀に露消てながるゝ水にかへる故郷

飯一盃を十文に定め二度に二十也

過去 現在 未來 口傳在之也

漢の武帝の御時鞭の寸は定め十二束三ッがけ也、矢の寸也、但し長くはつげ短くはきれと云ふ事有口傳本の鞭は熊柳也、軍陣にも用候也、寸法の事おのれが尺と云ふ事口傳有之指ニッムせ置て緒をつくるなり

竹の根の鞭八幡殿御嫌候事有之口傳多き也

常のさもさきは、一ッまはして吾前へとりてする也、太刀鞭の結びは一ッまはして上よりとりてかもの

ぎにする也口傳

夫鞭と云ふは、天の廿八宿を表したり、さるによつて二尺八寸也、口傳大竺にて年と云ふ虫也、長さ七寸、食物に諸の悪難を食し千年を経て祖師と云ふ虫に成て、陰陽和合の端を請取て、又胎内に籠りて九月を送りて生ニ入体ニ續ニ佛体種ニ出也、一時に一万里を飛躍る然ば伊行前崩迦輪す、天竺にては月輪と云ふ又團と云ふ、震旦にては寒深と云ふ、佛所にては錫杖、武士にては兵杖、鬼神國にては死活杖と云ふ、禪家には

小眼の方、此方より盗人來る也、子午卯酉此方より十二目、丑未辰戌は八ッ目也、寅申巳亥は、四ッ目此方より、何間侍也。

五音勝負占相の事、凡音律の方に學有人を輕足の馬に乗て敵陣に近付て十二律を耳に當て、微音に吹て時の宮商角徵羽を知る事、有情非情の聲を何の調子と聞仰せて吾勝べき方角時分を知て敵の城に詰寄て可攻也、方代と雖此占なひ違ふ事有べからず其方に曰、雙調の時東の方より敵の城可破云々、黃鐘調の時南の方より敵城可破云々、平調の時西より敵城可破云々、一越調の時巳午の方の間丑未の方の間より敵城可破云々、可秘々々。

馬をあたらしき馬と云ふは惡し、珍らしき馬と云ふ也、但し常の事か、

軍陣の馬ひきいだして馬の前足の左の足のすくみたる時のり出すべききり、
軍陣の祝は、具足しても、小貝足してもなり、くはへこと、その中のを、くはへ候事なり、
弓法秘歌

「鴈鳴て菊の花咲秋はあれと春の海邊に住吉の濱思ふ事など問ふ人のなかるらん仰げは空、月ぞさやけき、白玉か何ぞと人の問ひし時露とこたへて消へなまし物を、唱ふれば十方億も爰にありみれば佛の姿もぞなき、右は月左は照日消よければ白き心のかげはくもらず、大水の先にながれて椽がらも身を捨てこそ浮む瀬もあれ、よなくの月もゆがけも弓矢にて心を結ぶ弦のひとすな、立波も又立浪も吾も霜有にまかせよ谷川の水、稱れば佛も我もなかりけり南無阿彌陀佛の聲計りして、生來る人の命は五こくにて金剛佛は一りのこめ、人となり人とならばやどと思ふさらずは終に墨染の袖、うつ者もうたるも者も諸共に只一時の夏のはふれ、立波も水なりけりと知ぬればどにもかくにも涙がざりけり、
ひれば精練立先、弘法大師、たひれば瓦礫留跡、傳教大師、

甲陽軍鑑品第四十七目錄

卷第十七

- 一 赤口關左衛門、寺川四郎右衛門、被伐る事、一志村金之助、むかさ與一郎、公事之事
- 一 長沼長助、長八親の敵討、付り増城源八郎と、同じ長助、長八と公事之事
- 一 曲淵少左衛門、板垣彌次郎、公事之事、一曲淵少左衛門、公事負難言、付櫻井訴訟并曲淵救免之事
- 一 落合彦助、百姓と公事負る事、付爲同彦介、金丸平三郎被伐并長坂源五郎被誅荒川村并事

赤口關左衛門、寺川四郎右衛門口論之事

天文十六年丁未信玄公升殿にて、五十七ヶ條、法度書立なざる、其由來は關東牢人に、赤口關左衛門上方陣入寺川四郎右衛門と申仁、兩人の侍、口がらひいたし、既に彼雜言に付て、寺川四郎右衛門座を起て赤口關左衛門がむなづくしをとりて、後ろのかへにおしつくる、赤口關左衛門おしたふされて、れきあがると雖も、寺川四郎右衛門其比四十余りの盛り、赤口關は、五十六七の者なればおしつけられて、れくる事ならず仰のきに成ておながら、赤口關左衛門が、兩方の足を以て寺川四郎右衛門がひはらをあらけなく踏ければ寺川心に覺へず手をはなして三間斗跡へしりて色をわろくして機を取失ふ子細は、いさぶくろをふまれての事也、さて兩方ひいきの輩、赤口關左衛門、寺川四郎右衛門におし付られたる間、寺川手柄と云ふ、赤口關左衛門方は機を取失ふはと寺川をふみたふしたる是は赤口關左衛門利口なるといふもあり、會議まぢく、の事なれば目付の人廿八頭、其日は聞付候、惣別信玄公御仕置に善惡の事何事にかいしても、三日に一度書立を以て、言上いたせとある目付衆、御仕置故、御耳に立、其座にある侍衆、めしよせられ、双方の仕形をきこしめすに何れの口も、兩方共に少しも脇指心なし、諸人きこつたへの批判にもおきざし、の心なしとあり、然れば原美濃守、山本勘介兩人を以て、右の赤口關左衛門、寺川四郎右衛門兩人に御書候、さすがの侍共なるが暫く強あふて兩方に脇指の勝負なきは、如何と尋ね給ふ此兩人其はつしも、そこそは申度存る事は、有べけれ共、檢使原美濃守、山本勘介也又右出入の座にゆる衆、武田の家に傳る侍或ひは近國他國の先方衆、牢人衆、つばをならす人々の寄合なれば、赤口關、寺川作り事もならず、又典厩信繁を以て、寺川赤口關が出入の場におたる侍衆に、なにとて兩人の

仕形をとりあつかわぬと仰出さるれば、當番の面々畏て候、赤口關寺川が様子町人か或は七八歳のわらはべなどのごとくに仕候間、少しも大事是有まじきと存候故、取あつかひ申さす候と、銘々口をそろへ申上るるに付て典儀信繁、原美濃守、山本勘介此事始め終り、言上也、信玄公きこしめし、寺川赤口關何れもどしこばい、宿老にて男子道いまだ若きなりと見ゆる侍が侍にいであふて伐つく事有べきにさはなくして暫くおし付て罷有は人にとりさへられたきとある事に相似たり又押付らる侍も武士が胸へ手をかけられかゝると、一度にはや脇をさしをぬきつく所にてはなきか、是論ともいはれぬ事、子細は手を手と取あふ程にての勝負也、又手と手を取あふても喧嘩とは申されず候、みぎは互による程にて脇指心なき故也わきざし心なきは、一向のわらはべなどのいさかひといふ物也、抑、男が四十五にあまり、赤口關左衛門寺川四郎右衛門など、官途受領を仕る侍が、いさかひなどあるは他國の批判もいかゞ、きはめては信玄が家の取になる事なりとて、廿人衆小人衆に仰つけられ兩人ながらわら、耳鼻をかきて諸侍にみせ、かり坂をこさせよと有事にて、坂際にてふたりながら頭をきらるも也、其刻より五十七ヶ條の法度書相定る也如件

志村金の助、むかき與一郎公事の事

同未の年しかも同飯富兵部同心中に公事あり、子細は志村金の介むかき與一郎と云ふ侍有、志村は甲州そせきの者むかき遠州半人なれば、志村むかきをかりほうして宿をかき、懇ろするほどに、兩人ながら兄弟の如くにて飯富兵部同心の中にて、志村むかきとてわかき衆の中にて、一對男と申ほどなれば陣の時も同陣也或る時甲府にて、むかき與一郎もそひに出る時刻、志村金の助被官を折檻致し口ごたへ仕りたるとて刀をぬきて今の中間をきらんと仕候へば、被官も大脇指をぬきふりながらむこくにかけいづる跡より金の助追かくれども、中間殊の外達者なる者にてにげのひぬ、さて右のむかき與一郎宿へもどるとて此仕合にゆきあたるも、もとより志村金の介と二なき近付也さなくとも侍の役、旁以てのことなれば刀抜むかき、此中間むかきにきられてころひながら持たる大脇指を投つけてむかき與一郎がふども、二三寸ばかりたつ、さて志村金介退付てはくしと申て中間のくひをきりはなす、むかき申ははや死したるに其まゝ置給へといふ、さて又むかき與一郎が少手を負たれば志村殊の外迷惑に存知か

みぎは、身際ナリ

厘坂

一本金助ナシ
之助ニ作ル
むかき武笠ナ
責任トス

一本金助ナシ
之助ニ作ル
むかき武笠ナ
責任トス

ねて宿をかすなれば、猶以てむかき與一郎をつれたちて晝夜離れず養生仕りながら、各傍輩衆に、志村金介申すは、むかき此手にて果れば、志村金介もどもに腹を破りて死なんと、金打を仕候へども、あさ手にて五十日の間に平愈する、さて其後武かき與一郎、方々へありき、志村金介が中間大剛者にて、金介しあましたるを、我等が仕出してくれ候故、如、此手かふたるとて島の湯などはて股の疵少しのあどを諸人に見する故、志村金助是をきき、大なるいひ事になる、されども志村金介おぼへる者の、すぢなれば分別よくて申は、今はたして死するならば、かばぬのうへにて、むかき與一郎が申さなく、誠に志村金助が中間を一人しかねて近付のむかきを頼み仕すまして其儀あらはれて、はづかしきとて果したるどあれば全体大身の上せぬ、軍に負け給ふ名を取がごとくなり、左候は、又親の名までもくだすといふて、目安を書飯富兵部にきかせそれにもしかと理窟つかざるは彼志村金助親は志村金の面といふて、信虎公の御代に、駿河さほの原にて、信虎公氏綱と合戦ありて、信虎公勝給ふ時、皇親飯富兵部が廿七八の時強き事巳の時なるを以て、北條家をつきくす其刻此金介が親の志村金の面、一番に鎧をいれはじめ其外度々の手柄の者なり筋々手疵をかうふる故一入煩ひにて、終に死する彼親のいをしにて、半人衆などを、金助念比仕り候、又金助父の志村金の面を、信玄公御存知なれば、悪くさばき喧嘩などさせ金助を失ひ候は、我ためも屋形の御前もいかになりとて、さすかの飯富兵部も、下にてさばく事ならずして、御前さばきになる、信玄公兩人を御弓の番處へめしよせられ左右のめやすよせてきこしめし、信玄公金介に尋ねなざるは家の内にて一太刀も合たるかと仰らる、志村金介鬼角の返事も申上す、懐ろより熊野の牛王に、起請の書たるを取出し、廿八頭へ渡す、其起請の趣きも、金介手前、別の事なしさていすのはなし討の、所はいづくぞと御尋なされ候へば、工少路にて候と申故、工少路の町人悉く召寄られあるやうに申上すは、がうもんとて尋ね有べきとある上意なれば、五人十八の町人にてもなく五十人にあたりたる町人口をそろへて申す、志村殿は十四五間跡よりかふてまします、むかき殿は立むかふて何事ぞと不審さて候、志村金助殿もよりそれをとめる言葉も、其まゝ刀をぬき、五間計りそとへにげのびたるを押つめ給ふに、今の囚人は、はやとをくから一たんに逃來る故か、くたびれ心にて、むかき殿に退付られ、二太刀にてうつむきは、ふすむかき殿たちまわりて頭をきらんとする

○甲陽軍鑑品第四十七

る。かの中間あつたに成ながら、手に持たる脇指をむかき腰へなげつけ申候。其間に志村金介、腰かけつけて頭切はなし申され候と町人共申せば信玄公宣ふは脇指をなげ付られてから、むかき與一郎は其ころびたる中間をきりたるかと尋ね給ふ。町人共申は切なされず候。其死人に刀目はいつつありたりと尋給ふ。はじめむかき腰に給ふ二刀にてころび候。さて志村殿跡より来りて、頸を伐給ひ候と申す。信玄公きこしめし其くびは一刀にてはなれたるか尋給ふ。町人共申すは一刀にてはなれ、したの石へきりつけなされ候間、御檢使をたてられ御覽なされ候共、今に其石にきす御座候と申すに付、則金介が刀を銘々御前衆に、みせなされ候。其場二十人頭兩人さし越しみせ給ひて、又町人共に尋ね給ふは、右囚人のわきざしなげたる時は、問地かゝるべきか、遠かりつるかど尋ね給へば、町人共近かしと申す。ちかくにふしてなげたらば、刀届くほどにては、股へうらかく程にたつまじ、殊に今ほど、冬なる間手ちかくにて、ぬながらなげたるは、きる物をうちとほすほど脇指に力入まじ、とをければ、又手をのばしていかにもじなつてうつにより、たどれば来はしにてもふかく立物なりちかければつよみが、入りかぬるをもつて、夫程は通るまじ、但しそれもはやき刀脇指にては、劍の舞ひかゝりてさえきるゝもある程にありとされ候事也。さて今の囚人しゆりけんうらたる時は、むかき與一郎が仕形如何と尋ね給へば町人共申すは、むかき殿二三問しり給ふと申す。信玄公仰られ候は、うしろへしりたるか、ゆしうどの方へむかきがうしろをむけてのきたるか尋給ふ。うしろをむけてはゆるとて、右の股へむかきなげ付られてより、むかき殿ころびなされ候。其間に志村殿来りて、頸をきりはなし候と申しあぐれば、信玄公きこしめし、此むかき殿與一郎なほのやくにも立つたじき者也。批判に及ばぬと宣ふ其後信玄公仰出さるゝは信虎公の代、わが十三のとし、白畑助之丞といふ者は、信虎の侍、二百二十人の中より手柄の場敷ある者を、七十五人すぐり、又其中より三十三人すぐりて、身をはなさすめしつれらるゝ。其内に右の白畑といふ者、ぬしが、かせもの折檻仕り、今度の金、助がごとく追て行く彼かせもの白畑が刀のうしろへさはるほどにて、刀をぬきながら返してひざつづいて、かた手うちにはらふ。白畑が兩腕をそへ頭共に一刀にて、白畑助之丞、被官にきりころさるゝ。原美濃が、若かり、わり合て、ながみの劍をもつて、つきころばす。白畑が、かせものぬながら劍をたぐり原美濃がうでを少しづつ二ヶ所きる。美濃が事なれば

一本ニふう
か度時トス

少しもさらず、つきつけてうごかぬ様にいたすを、多田淡路が立ちまはり、先づ兩腕をきり其後とやめさせず、後たゞしてきいてあれば、右の白畑が若黨ふか島の松本備前守が、外城腹の孫なりと聞く。此白畑大剛者なれ共、眼み過し、内のわか難に、伐りころさるゝ。其刻信玄彼白畑が訪をすは、それがしたきた心にも惜しく存知て如し。此他所にてはいかにもあれ、信玄が家にては、にげてゆく者に追付ぬを、此與とは申さぬなり、以來誰にても、少しの成敗者にてあひ見て、それがしの用になちてくれぬ人は、死後迄殘はほし、一入れしう口惜く存するぞ、もしかかねてたれ人なりとも、科人を追てゆくは見うしなはぬやうに、五問も十問も、跡より行くべし、に追付きたく思ふならば、科人とならば様に追ひつぐべし、必めじうどのにゆるまじうしうに將基たをこのとく追へからず、あやうき事なり、さて彼のむかき侍道のせんさくもしらす、信玄が家にかきてもいらざる者なり、さありて他所へはらふならば、結句手柄をじて来るなど、口をきかかん、口をきくても、さやうの者は、他所にて又越度かほかるべし、越度かほき時信玄が家に、あのやうなる者ありやと、他所の批判に乗ても詮なし、所詮みどりのために、かみの城戸に逆機物にあげよとて、むかき與一郎武士道せんさく故、機にあがる也、扱て件の志村金、助度々の手がらにて有りつるが、時田合戦に討死する、其子に志村金右衛門と申す、飯富兵部御成敗ありて後、兵部同心諸手へわけらるゝ。此志村金右衛門をば、板垣殿へ付け下さるゝ。板垣家中にても、平原宮内、介、志村金右衛門とて兩人わか手の持く侍なり如し。扱又志村金、助、むかき與一郎、公事終て翌日に諸侍へ二十人衆をもつてあひふれらるゝ。其趣きは、今度むかき與一郎を、逆心の科はと申しつくる事は彼のむかき、男武干道不穿鑿の科なれば、以後又かやうのさたにては、よき侍をあしういひ、あしき侍をほめたて、ひいきのさほうにては信玄が家の侍、大小共に善惡同事にてよき武士も悉く勇なうして、第一は軍法見だりなるべし、軍法あしければ、晴信勝利を失ふ事、疑ひ有るまじ、勝利を失ふ事疑ひなければ、件のむかき與一郎は、晴信ほこさきの恥有るみなも也、扱てこそ至て謀叛の科と同前なり、故に如し件機ものにあぐるどあひふれさせ給ふなり以上

一本ニ小曾
垣へ付下さる
トアリ

○甲陽軍鑑品第四十七

長沼長助長八、親の敵討事 付増城源八郎と、同長助長八公事之事
永祿元年、戊午に公事あがる。臨臨を尋ねるに甲州西郡今諏訪と三所に、長沼長右衛門とて、元は板垣譜代

一本ニ長助長
八トアリ

すじ也、此者用有りて、信濃へ行き其比は信濃國未だ武田の御手に不入、又信州座光寺被官に青柳柳之介同縁之介と申兄弟の者、様子何としてやらん、今の長沼長右衛門を殺所に、長右衛門が子に長沼長介長八とて兩人あり、此兄弟に母が申しをしへてあればこそ、一度親の敵をうたんとたくみ、年月積り兄は廿一、弟は二十歳の春、思ひ立ち信州へ罷越し親の敵をうたんとて、諏訪や鹽尻のあたり宿をどり、しひまはりて、目をつけ出たる所をうたんと、百日あせり、信濃に逗留する、此兩人の友達に、増城源八郎、石田長勝、やがさき新九郎、飯室喜藏、四人跡より尋ね行き、鹽尻にて彼の兄弟に尋ねあひ是非共一所にて、枕をならべんと申す、長沼長八是を聞き、涙をながしかたじけなき次第なり、はるく見舞給ふさへあるに殊にすけたちせんと有る事、生々世々忘れがたき事なれども、抑分別して御覽せよ、我等が生國甲州にてならば、討す事も有るべし、他國にての事、まして敵の居所これよりは少し隔たりたれ共、信濃は先あひ手の本國なれば、うちすす事は、十が一なるべし、さありて詮なき友達の命をうしなはせ申しては、かばねの上の恥なるべし、萬にひきつ仕すましても各々、旁四人の内一人も死し給は、そこにては、いやといふても追腹をきらぬならば中々いきたる印し有まじ、必ず各々、歸り給へ歸りましまさずば此敵討を思ひと、いま候べしといひければ、四人の者共懷より連判の起請を取りいだし其方兄弟がさやうに申すべきと思ひ、如此摺紙を仕たりとて、兄弟の者に見する其比様々兩方申しけれ共摺紙のうへなれば終に四人中し勝ち四人の中すもことわりなり、是迄來り男をたてん者木人の歸れと云ふとて、もとりて待が何方にてかとせせや、男子が男子をすけたちするどて死ぬまじきと存する者誰かあるべき、十の物百と思はれば、四人の内死したらば腹をきらんなど云はるとは、結句旁四人の用にも、以來たちてくれまじきとの心か、それは日來申し合たる筋目偽なり、それほど只今ゆきあたり歸れと申す事ならば、何として日來近付て申し合たるぞ、縦ひ此四人皆死したりとも、かたきさへ討ちすましたらば腹をきりて詮なき事、其方兄弟死し給ひ候共思ふ敵さへしほしたるに付ては、此四人の者共も旁の追腹をきりて詮なき事、若し敵を討ち損じて、兩人計り死し給は、それは我等ども身にかげ、仕はずべしと申して、中々歸るべきと申す、その後長沼兄弟聞き分けて、歸れといはず、さて四五日ありて諏訪の市へ右の青柳柳之介、同縁之介、出る敵兄弟ながら殊の外剛の者也、然れ共身上能て上下十五

一本ニ其比ナ
其トアリ

一本ニ兄ハ四
ヶ所第ハ六ヶ
ヶ所第トアリ

人にて出る長沼長助が方にも、すけせい上下八人、兄弟上下四人以上十二人なれば、被官ども申すは、先今度は敵討無用になさるべし、子細は敵小勢にて、ねらふ人大勢にしてこそ、なされすますべきに、結句ねらふ人はすくなく、敵大勢なれば、あなたこなたがうたるべし、其上かたきは此あたりの者共、同國なれば知人おほくて、すくする者有べし、必ず今度は思ひと、いまり給へと申長沼長助長八も是をき、こゝをのがしては又いつの時にもうつべきぞ、甲斐の國を出るよりいきて歸らんと思ふにこそ、をのれ兩人は只今より國へもどり、武田の八幡へ参り、御宮右の方なる杉の枝に、かき物をいたしてゆひつくる、それは此度かたきを仕らすは、國もどへ歸るまじとの事なりとて、きつてかゝる、もとよりあひても剛の者如、形はたらきて、兄弟の者共、四人のすけても、皆手紙をかうふるといへども、おもひ入りける事なれば、終にうちすすまふと、の長八、六ヶ所手負、何れめしつかふ者ども、二三ヶ所よりうちに手をかふたるはなし、其中に増城源八、八ヶ所手負を、敵兩人の内、柳、介源八が、伐りたるにてころふ、其後甲州より迎ひ來りてつれて歸る、皆手を養生して、主共六人ながら其年中に疵なをりてよし、長介長八内、者兩人ながらその場にて死す、すけ手の内、飯室喜藏、内の者六ヶ所ふかく手負ひたる故に國へ歸り死す扱て上下の批判に、信玄公御弓矢巳の時にてまします故、かやうによき敵討なり、本人の事は申すに及ばず、すけ手四人の人々剛の者共かなど、諸人批判なり、親の敵討なれば、公儀より崇まします、増城源八、飯室喜藏、太郎義信公の衆也、長沼長介同長八、石田長藏、矢崎新藏、四人は、又被官なれ共此手柄にて信玄公御意をもつて、義信公の衆になさる、長沼長介長八郎を、信玄公御覽なさる、度、御詞をかけ給ふとて翌年末の正月、増城源八、長助、長八、が御前のよきをそねみて柳、介をば我等討てとせたり、手負事も、兄には四ヶ所、弟は六ヶ所、我等わき人なれど、八ヶ所手負ひて、柳、介を某がしの殺したる故おぼへどらするどて、増城源八郎申す口にて源八が親類共、ひろき者なれば、各々、方々ありき、長沼長介長八が手柄、我等親類の増城源八を頼たる故なりと、申しひるむる、よき人はあまり申す事もなければ、只増城源八が様なる者來りてさきく、如し此と申しならはす、長助長八兄弟いかにさば有るまじ、縦ひ左様に増城源八申さる、とも、其右甲州より信濃へ参られ、すでに熊野の牛王に起請を書ての事なれば、其思は辱なき子細なる故、五度六度までは、堪忍申すべしとて長助長八郎兄弟の者物ははず

兩人取りあはぬにて、猶以て増城源八郎一類きはふて、増城源八を鬼神の様に取りなす。又長沼長介長八兄弟にあはてば、源八少しも余儀なくいたじ、かげにてはあじく申す故、大に此事ひるまる。殊更増城源八、義信公がちの人の甥なる故、是への輕薄にするの樹がへもなく、むさど増城源八手柄と申すにより、ここに、長沼兄弟是非とも、討果たすべきとは覺悟いたす。右すけて四人の内、石田長瀧、矢崎新九郎、飯室喜藏三人の中す様に、尤も其の方兄弟、道理千萬なり、各々誦訪より只何となく歸り候は、警きはらふべきこと、經紙をいたして、今かやうに源八申さるれば、此三人の者どもをも、定めて兄弟の人疑ひ給ふべし、さりながら源八郎と、其方兩人はたし給は、此三人をも、公儀より御せんさくつよからん、又貴殿兩人も源八をきりころしてあるならば、誠に右敵討の時、長助長八兄弟は、手前十分になき故、喧嘩にいたしたるかど、屋形様おぼしめすならば、歸にて誰もよく申しあげては有るまじ、さありてはかほねのうへの取辱なり、さて又是は只の事にあらす、侍道の事なれば、自安をもつて信玄公の御さばきに任られそれにてまけなばそれは兩人次第と、石田矢崎飯室三人、長沼兄弟に異見いたす故、自安あがり、御前公事になる、信玄公兩方の目安御覽あり、各々六人の申分をきき給ひ則ち仰せ出さる、第一長沼兄弟は、ほまれあり、子細は其境にて仕合の手前は、いかんもあれ、幼少にて、はなれたる、親の敵の他國にあるを母など申す口にてうたんと思ひ入り、二十一や二十に成るを待ちかね、其年信濃へ参り候刻、出て二度歸るまじと、武田の宮に願書をこめ、極分をきき給はれば、たどへは様子あじくといふも心ばせは、大剛なり、其上石田、矢崎、飯室三人の者共申す口も、如形手柄の様子なり、數年心懸け、大勢の敵をうちすまじたる儀は、千英方雄も尤是なり、さて又敵を我手にかけてきりふせぬと申す事、それは武道をじらして、弓矢無鐵鍊なる人の申すことなり、子細は敵も味方も只今を最期と思ひ候は、敵七五人味方は十二人、合せて二十七人が一所にありては戦ふまじ、敵も味方も入りまじり、ばどころを取らりつ、とられついたすならば何方にてきりふせられんとしらすれば、其時の仕合せにて必ずきりふせたる者ばかりの手柄と云ふ事にて有るまじ、若しにぐる者などをば心の剛なるにもよらず、かげあしのはやき者、次第に伐りとめんずるを、又大剛の兵と若侍と、しあふて剛の者みぞや、石につまづきてころび織かのせがれにきりころさる事あるべし、それは時の仕合せにて、けがのまけと云ふ物也、勝つ

不慮の手柄なり、然れ共若者大剛の者ど立ち向ふ意地をほめたり、ころしたるばかりに、目を付けてほむるは、溝や石をほむる道理なり、武士は只心はせのいたつてつよき根本を亂し、其善惡をもつて、批判いたす侍のことわざを申して、弓矢をどる人の武道なり、君子はもとををつとむるといふ事有、しかれば長沼兄弟、思ひ立ち兩人のかたき、しかも剛の者なるを、他國へゆきてうたんと存するや、かれ共、心はせを諸人子を持つは、この面々、我身につもる能を感じてみよ、大形の儀にては有るまじ、物別義理の達したる人、形義よき物なり、義理と形義の間より、剛なる心は出る物なり、長沼兄弟、先すぐれたる者と仰出さるに、侍諸侍是を感じ奉る、さて又増城源八、飯室喜藏、矢崎新九郎、石田長瀧四人の者共、長沼兄弟をすけたる所は尤も頼もじき心さし、専らたけき武士の道も是にひとじからん、猶以て親兄弟の敵をりつ、近侍へ頼もじく仕るは、そのれ、親兄弟への孝行にも通じて、二人是も剛の武士なり、さりながら長沼長介長八、兩人が存知よらずは、無理に侮の者、すくふ事、叶ふまじ、すくはれて入魂をもちたり共、親兄弟のかたきうつは手柄ならん、まじて幼少より數年心にかけて討ちすまじたる敵なれば、諸人ほめたては、ほむる者も與深く人が存する者なり、子細は世間の人我きらひの毒を上手にする者を用ひず我敵寄の毒を上手にいたす者をわくわかし、思ふに付、其人は向ひ、挨拶も一入よき物にて有り親兄弟の敵討たる者をほむるは、そのれも身にかりてよくうたんとや、敵うちする者をせしめる人は、其身にかけて、親兄弟の敵き、うつまじきといふ心ならんほめもせじりもせぬ人も、定めて親兄弟を人に殺されても、口惜く思ふまじ口惜く思はねば、敵は取るまじ、敵をどらねば、武士道はすたりたり、武士道をすてたれば、あたまをばられて堪忍仕るべし、あたまをばられて堪忍致す者が、何とて主の役に立つべき其様なる侍が、かならず利獲たてをして、身に自慢の心有て、口をきく者也、さやうの人が世にあまり四十に及ぶ共、終に手柄もなき者なり、縦ひよき事一度斗り、有るども任よき事たるべし、其様成る者は、能く人をだます故に、人毎の機にあふて、ほめらるる、其者をみしらすして、恩をあたゆるは、國持大將のおほきなるけがなり、抑く長沼兄弟幼少より、思ひさふけて討ちすまじたる敵を、友侍輩の身とし、て悪名を申なき事を作り、よき事をすは比與也、長沼兄弟が、目安の文章、飯室、矢崎、石田三人の書付を見るも、四人の者共に様々歸れといふせんさく、暫らく申たるとめれば、長沼兄弟が四人の者をやどふた

ると申事にも有まじ、其上四人の者、誓紙を任り、立退くまじきと申たれば、神慮もいかりなり、縦ひ誓紙を任らず共、あれまでまいるほどならば、長沼兄弟が歸れと申とて、同じて歸る事は、おのこ子にはあるまじ、それは武士道をたて跡から行程ならば、長沼ためばかりにてもなし且はかのれが身のためなる所に誓紙をして見つ々ほどの、ちかつきを、何のどがもなきに、我身をほめんとおもふばかりに四人の中より一人ぬき出、彼青柳柳介我手前にて、増城源八一人にて、しどむると申すは、まへじつ心の心ざしなりなれど心も定まらず、萬民憐して、第一は義理に違し、就中武士道不案内なる申分なり、縦へば者は長閑なる物とて、正月元日より其まゝ長閑にはならぬぞ、次第に日數積り長閑になる、其ごとくに柳介も數ヶ所の手負ひて弱る故、増城手前へきて、刀被切てころびたらん、さなくして何程の手柄を仕ても、すぐる程の近付をそつにかとす事、且は主の用にも立つまじき、孟之反がほくらぬ意地こそ武士の本意なれとて公事は長沼兄弟勝つなり、石田、矢崎、飯室をも、一段信玄公よろしく思召す也、増城源八あしく思召すといへども、是も大事なくして其公事おはるなり、翌日仰せ出さるゝは、彼の長沼兄弟兩人是に置きなば、わかき者共に若く増城と又喧嘩など仕ては、おしくおぼしめさるゝ者なれば隔てゝ後によび給へとて、義信、信玄公所望なされ、内藤修理に預け給ふ兩人其後ち西上野みのわにて、數度手柄をあらはし、兄は此年みか尻合戦の刻手柄なる討死してかばぬの上までもはせれあり、弟長八郎は猶以て數度おぼへ有りて、信玄公御禮文、後は七ツまで下されて持ち、右の増城源八其まゝ置き給へ共、三年目河中島合戦に殊外にげて、をのれが事を指し置き利さへ傍輩のふるや惣二郎と申す者、臆病を仕たるを支へ對決有りて、終に實否究まらず、鐵火をどれとの事なれども、信玄公仰せ出しに旗本の侍に直に鐵火をどらすれば、下輩なる仕置なれば、兩方代を出してとらせよと上意にて双方より被官をいだし職衆と横目二十八衆、頭四人をさしそへ八幡宮の庭にて鐵火をとり、増城被官取りまくる信玄公聞し召し去々々長沼兄弟にも心のむさき事を申しかけ、無理なる公事をいたす、又今度もかくの分なれば諸侍へみごりのためにかり坂をこさせよと、仰せ出され、右二十八衆、笠井平兵衛、三澤四郎兵衛、坂本武兵衛、相州甚五兵衛、甘利左衛門尉衆をむしつれ右増城源八家を關所仕り其上、源八にかり坂をこさせよとぞけ坂のまばにて勢め捕り諸侍へのために、逆横にあげよとある、但し旗本の者なればかみの

一本ニ此年ヲ
子ノ年トス

きどにはいかいなる故、在郷に揚げよとてしづめといふ所に、増城源八逆横にあがる、我身の手柄いばんとて、申し合せたる近付を惡しくいひ、或は傍輩を支へ機にあがる、武士の見せしめなりとて、増城源八郎を上下萬民、にくまぬ者ぞなかりける如件

板垣彌次郎、曲淵少左衛門、公事之事

甲州にて侍大將衆、同心に預けをかる侍共、知行百貫とる者、大形五十貫は、名田と申す物にて、年貢少じつと出し、殘りは其地主知行にふみてとる、右少じつと年貢は、名田の中に、段錢と云ふ物を撰び出し高にふみ、又別人に下さるゝ、然れば板垣被官、曲淵少左衛門と申す者、數度武邊ある故、取りあげ、信玄公御被官になされ、さて板垣には、同心と仰せわたされ候、殊更板垣信形討死の後、子息板垣彌次郎代になり、よの同心衆も同前に曲淵知行にある、段錢催促いたす、父信形代には段錢の事、上より知行にむすび板垣に下さるゝといへども、曲淵手前計りをば信形とらずして指し置く、但しつかはすとはいはず、年々合力の心なり、惣別何の家中にも、同心衆棟別段錢の事御藏入にてなし、人に給はる程なれば其寄親へ知行に積り下さるゝなり、さるに付子息板垣彌次郎、曲淵段錢をも、各なみに催促仕る、曲淵申すは、父駿河守信形代のごとくに給はれと云ふ、彌次郎申すは駿河守代にも當意の合力にてこそあれ、つかはすとはいはなし、我等は駿河守代とはちがふて、今ははや信玄公御家ひらう成りければ、諸傍輩へ對し、人の用にもたふすとすれば、知行取る面々に合力の事、其費へ所詮なし、今は合戦もむかしの様に細々なければれば、人の人もいらぬ、曲淵願は、合力の事は、父駿河守は何ともあれ、それがし代には、合力申す事ならずと、板垣彌次郎申され、五十人曲淵方へ催促につくる、曲淵一切賂ひせず、各々中間も申す、是非共懸懸給へと云ふ、曲淵申すは、ふるまふ物あるならば、何とて催促をうくべきぞとて、振舞いたさず今の中間共申すは、さるに付ては狼籍を仕るべきと云ふ、曲淵申すは、旁心に任せ狼籍を仕たくは仕れ、小者共には取りあふまじ、曲淵と板垣彌次郎殿と、打合ひての存分ありといへば、催促の者共狼籍ならずして歸る、さて中間共曲淵が様子を藏衆に申し候、何方も藏法師徳徳の事には、種々勘もあれ共町人に相似たる物なる故、武士道無案内にて、をのれをもつて人にたくらふると、古人の申すごとく、曲淵が剛なる意地も、遠慮なく催促の中間共申す口を、即時に板垣彌次郎に申しきかする、彌次郎もわかげの

至りにて有る故、是も又遠慮なく、早々曲淵をよび對面して、誠に其方は我等に存分をはんと申すか、此催促任る事は、某知行の事なり、父信形は其方へも、當座の合力せらるゝ、我等は又今程わかき衆とつきあひ其上諸方への似あはしき順儀もあれば、旁にむさど合力してはならぬ、いらぬ所に物いひをして肝をいらすのみならず、我等にことばりまいはんといふ不届なり、抑々其方は元來我等親の被官すぢなれ共、信玄公無理をなされ、同心に仰せ出さるゝにつぎ、今は傍輩の様な物ぞかし、我等へ存分たては、さらなきことへぬ事と、板垣彌次郎申さるゝ、彌二郎二百人あまりの同心被官共、殿の御道理千万と存く、申す、曲淵も彌二郎様道理にてまします、但し直にうち合ひて存分いはんとは、我等も中々申さぬになき事にて候、それは是の略ひなさるゝ衆、作りことにて御座候と、曲淵申す、そこにて板垣彌次郎も腹をぬて、それはげにさぞ有らん、其方自余の人にかは、右申すこととく被官すぢなれば、從ひ誰人申す共、曲淵は左様あるまじきと、いかにも彌次郎無事なる申され様にてあり、さて曲淵申すは直にうち合ひてそれ程に存分いはんと、小者中間づれのきく所にてなほに申すべき、催促をひかずして、我等身の上のつふるゝ様に、板垣彌次郎殿さじまさは、頭を打ち、おどして進すべきとこそ存すれど、曲淵いふ、彌次郎此上は何共仕べきやうなし、ころす事も、扶持はなす事もならず、子細は信玄公御存知の者といひ、其上剛の兵にて、何れの大将衆も、曲淵を預りたがるなれば、事故なく座敷を立ち、少左衛門は家へ歸る扱て彌次郎、飯富三郎兵衛、原隼人兩人を頼み此事を内々にて御耳へいれて給はれと申す、兩人曲淵を上様秘藏なさるゝ者なれば、なるまじきとてうらたかるゝ、又長坂長閑、跡部大炊介を頼みければ、兩人申すは尤も申しあぐへし今程人の形義作法肝要になさるゝ間、申上るに付ては、大略彼の曲淵は、御成敗なるべし、板垣彌次郎申すは、飯富三郎兵衛、原隼人は、曲淵上様御秘藏の者なると申して兩所は請をはずといへば、長坂長閑、跡部大炊助申す、それは多の旁、信玄公御心をよく存せられすとしてさやう也、あの曲淵ほどの者は旗本の事は申すに及ばず、甲州信州上州へかけては、二千も三千もあらん、其上主又は寄親をさやうに、悪口申す、頭の下知につかざるは、大悪事なりとて、則ち長坂長閑、跡部大炊介、御機嫌を見合せ、曲淵が板垣彌次郎へ雑言の次第申上る、信玄公聞し召しかばきにわらひ給ふ、惣別御幼少よりも、終は高わらひなどなされざる大将にて、況哉はや三十四五の時分は、四十五十の人より、真なる信玄公、此

度曲淵が申分にて、御腹をかゝへ給ふほどわらはせられ、そのうち仰せ出されける、扱ても曲淵めは物をしらぬ奴哉、たゞ犬のごとくなる物なり、犬が来て花壇をもふみちらし、杖をとりてかへばをのれが狼藉さし置き杖にて追人を鼻にしはをよせばへてのくといふとも、しや狐狸にかけては、いさぎよし彼の曲淵めは、さんぬる時分、信州かたりの城において、城主そなへを出す刻、板垣信形さま番にあたる時、彼のれたりと板垣せり合ひ仕る場にて、廣瀬郷左衛門猪子才藏、鐘をあはする、其上、人を討ち、彼の曲淵みしな傳右衛門、彌下の高名をする、かたりの者共、しまけて城へつぼむ、それがし見切り、明日板垣信形が備に、旗本の若者共指し添へ内藤修理、原隼人、道遠軒を大将にして、五千を以てせめんと定むる、其刻廣瀬郷左衛門申すは、我等よき馬をもたす明日城責めあるなら、高名にはかまふまじ、今朝城主が乗て出たりし金の馬籠かけたる馬をとらんとことばり、其ごとく翌日城へれしこみ馬を取り、曲淵も前の日廣瀬郷一所にて、我等は城主の頭をとらんと諸傍輩のきく所にて、板垣信形にことばり、其通り城主を討ち旗本にて諏訪越中が長柄を二本とりて、人を十五六人たゞきころはし其後、よき侍を一人頭をぬちきりし糸のごとくに、筋のみへたる頭をもちきたる、又小幡山城がむすこ、小幡彌次郎、かたりの城主を、弟の次郎左衛門、其城二のくるわの主なるをうち、則ち其内にて家老をいたす者の頭一ツ、合せて二ツとり高名をして、さいはいをそへ持ち来る五千の中旗本に二人、先衆に二人合せて四人にすぐれたる彼の曲淵手統も、はやいませいで二十ヶ所あまりかうふるとき、あのやうなる者一備の中に一兩人づゝあれば若者共たしなみてあのごとく手がらを仕り、主や寄親に、はをぬきても大事なしとて殊の外よき者おほく出くる物なりと仰せ出さるゝ、上下の批判に、曲淵をまねて手がらもなき者は中々いはんども思ふまじ又功もなくしていふならば、よその氣まうもはづかしかるべし、心有るほどの人は手柄なくしてはいはんと、おもはずいふてもれかしき事也と、諸人取りきたは信玄公御ことばに心の付らるゝ御意の故なり以上

曲淵少左衛門公事負難言仕義櫻井殿訴訟之事

甲陽の武田信玄公、御一家の板垣信形さうり取りに、鳥若と申す者を後に以曲淵少左衛門と申してか

一本二公事は
七四十五度ト

一度勝ち一度はあつかひに任り残りは皆負け候、或時彼の曲淵公事を仕負け座敷を立ちながら此度の公事はわたくしませじき公事なれ共奉行衆へ音信を仕らざる故負け候なり、重ねて公事をいたし候は、是非共葉柿を用意し持て参るべく候、ことに我等の在所はさし柿の上手にて候へば、重ねて持ち参り申すべく候と雜言仕る、四奉行腹立ち給ふ様に候へ共三人は遠慮して其挨拶もなし其中に小身に候へ共櫻井殿はちかき御親類の事なればいひかね給ふ色もなく、腹をたて御申し候は曲淵殿は、近來勿体なき事を承り候物かな、上義をかりしめ申すにこそ、さやうのさたもあるべきに、是程御法度つばき文武二道のはまれ誠に近國他國までゆかしくまします御大將のしたにて、さやうのうしろぐろき事を仕るべく候や重ねて公事をなされ候は、理屈を持ち参り候へ無理なる事に候は、金銀米錢をたてへば車につみ持ち来り候とも、其方まけたるべしと御申し候へば、曲淵少左衛門座敷をたち、かたなをさし又奉行所へゆき、奉行衆に向ひ手をつき謹んで申すは櫻井殿には御位と御出頭はまけ申すべく候切あひぐらひは勝ち申すべく候間、これ口借しくかばしぬし候は、只今御出候へ傍中にてすかうをきりくだき進すべきよし申して、刀をぬちまはし座敷を立ち候すがに大剛の者なれば、當座に何事もならず、其うへ信玄公のあのやうなるかばへの者を淺からず御馳走なさるゝ事に候へば、うへをかぬても旁もつて曲淵は事故なく、我家に歸るなり其後櫻井殿四奉行共にめしつれ、訴訟がほにて御前へ出て畏まり居給ふ信玄公政道かこき大將にてましますば、四奉行の色をみつけ給ひ奉行所にて惡逆の族ありて事破れの狼藉もあるやと不審におぼしめし櫻井各々何事ぞどうへよりはやく御尋ね候へば三人の衆は左右なう申しあげ得ず、其中に櫻井殿御身ちかき人にてましますばさのみ憚る事もなく、なみたをながし曲淵が公事の次第、又雜言の様子つまびらかに言上申されて彼の曲淵を御成敗無之候に付ては我等共公事など承り候事は御赦免なさるべきよし申して申上られ候信玄公聞し召し尤も其方道理至極に候、一族の義なり奉行といひ代官正員にますと、むかしが今にいたるまで申しならはし候へば我等が分國中にて、降参の侍三代めしつかひ、又は我等まで二十七代に傳はる大將共なり共惣別大小とも、其方などに慮外は有るまじき所に中さんや、あの曲淵めは昨日今日に至るまで板垣が小者だちの者なり、只令身を仕あげたる分にて、飯富四郎が同心に預け置き候小身者の跡にて直參

ならばたいのものをさへ敬ふべきに、それがしの一族といひ奉行といひ其方に雜言、かつうは某をわろしめたる所なり、然れ共彼の曲淵には子細あり、一年板垣彌次郎が本郷八郎左衛門小身とてあなづり慮外をいたし、本郷八郎左衛門に板垣斬られ候慮外は大小共によらず、我家の法度に申し定め候間其様子さまもあらため、少しも依姑のなきやうに、手をまはして、能々聞き候へば、本郷八郎左衛門道理なる故に其まゝ置き候然れ共相手板垣なれば、任付けのために彼の本郷を座敷籠にいれ置き候所に、本郷を御成敗なき事は、板垣をば信玄が殺し候とて、曲淵それがしをぬらひ候事、其かくれなし、其刻流罪にもれこなふべき事なれども、義理を存知如し此の段千方にすくれて、やさしき覺悟を感じ候々申しなだめ主殿の白洲まで召し寄せそれがし出て對面し板垣は當座の事、それがし生國なれば、甲州一國の者は我等が諸代なり、誠の主といはれしそれがしの事なりと直談せしめ候故、彼の者紙をいたし、我等へ隨身候、さへぬる時分、上州はてち合戦の時、和田八郎被官いそや與三郎頭一ツ、彼の曲淵頭二ツづれも手がらなる高名にて候故、褒美をあたへ候、いそやは上州新参の者なりとて、刀をとりする、曲淵は諸代なる故心やすくて脇指をとり候所にいそやよりあどりの、褒美とて曲淵殿をたち脇指をそれがしに、みすのきはまで投げかへすほどのいたづら者なれ共、赦免せしめ候間あの様なる者をばそれがしに免じこらへられ候へ、縦へば猫と申す獸は取立てのぬしをもとらさず、奇麗なる腹中にも糞をなし、或は飼鳥をぬらきたり破り障子の繪も遠慮なくくひさばく時は何様のことにても、退治したけれ共俄かに退治する事もならず彼の猫をかけて悉く取りつくす時は、あどのあどき事をば忘却し、たゞ猫は重寶とばかり思ふぞ、彼の曲淵は信虎公の代より鞍馬の走り廻りをいたし、數ヶ所の手紙をかうふる事度々においでなり、甘利に預けられ米倉丹後、大野、飯富三郎兵衛が下にては彼の曲淵兩人などは旗本の五人の者共もほめてありときいて候、殊更彼の曲淵は合戦の度に疵をかうむるよし聞き及び候が近年あまりに手をかふたるは是なし、上州のみのわにて去年の冬内藤修理をもつて尋ねて候へば、摩利支天の縁日未精進をいたし候由申す、それは誰にならひて仕るぞと委しく尋ねて候へば、かゝみの大坊の御秘傳なりと申す彼の文官なるものが、摩利支天經を日々夜々に讀誦すときく、さやうの事もたがためにてな

しそれがしに奉公の忠臣なり、一人をも所十人守之と古語にもありと聞く、いかに彼の者至らぬ者
 ども武道の奉公すぐれて如し此の段はかほがたの事をばすてをかすして、成敗仕候は天道の
 みをうけ人罰をかうふり、士卒に心をなされ、勝利をうしなはん事車の輪の廻るごとくなるべし必
 ず勘忍仕らるべし、又それども其方奉行を上げ候は曲淵も機づかひに存知、我等ためをも思はず
 忠功もうすくなるべし、然れば彼者一人にてもなし、其時代の者或は曲淵より後の兵共數度の事を仕
 る曲淵さへかくの分なりとて、戦功ひかへ候は予がほこさきよわくならん事、案のうちなるべし、
 良匠無^レ弄^レ材明君無^レ弄^レ士と、古人も申をかれたり、堪忍の古事分別候へとて御わらひなされ、御座敷
 を立てかくへいらせ給へば、諸人上下みな是をきき、何の道にても御奉公をばげまし申べく候覺悟仕
 盡感涙をながす程に存じ候は、諸侍の思ひ付申事にて候以上

落合彦助と百姓と公事付雜言并三法印詔言の事

曲淵御藏の前にて、奉行衆へ慮外の後御書立をなされ、かく近習衆の内にて五人横奉行と名付、公事
 の場へ一人づゝ其年より一兩年の間被^レ遣候其五人は、一番に、金丸筑前守が子平三郎、二番に長坂長
 閑が子源五郎、三番に日向大和が子藤九郎、四番に三枝土佐守が子善八郎、五番に奥田一徳齋が子源
 五郎是れ五人なり、然る所に曲淵が公事のあくる日に御舎弟道遠軒被^レ官落合彦助と申者、百姓と公事
 を任り負て奉行を悪口申其日の横奉行は金丸平三郎也、五人の中にも一入御前よきゆへ落合が雜言
 の様子申上る、信玄公聞召し公事の次第は何と御尋ある、平三郎申は其段奉行衆へ可^レ被^レ尋仰候我
 等たれ雜言の事ばかりと申候、信玄公聞こしめし當家法度の式目を則ち存じ、いたすことやさしき
 分別なりとて、彼平三郎を御褒美あり、其後奉行衆をめぐして彦助仕る公事を委しく聞召に、非公事な
 り次に横目の二十人衆頭をめぐしよせ隠密をもつて、御ききなされ候へば彦助非公事の由申上る、又御
 小入頭衆をめぐして三段まで、惣様のどなへ御尋なされても彦助非公事にきわまり申候間、其後仰出
 じには彼落合彦助事、曲淵に年こそおどりたりとも、武邊の事さのみかどる者にてなし、さるについ
 て道遠軒にとらせ候所に、曲淵が藏前にて奉行どもに雜言の事、赦免せしめてありとていつもさやう
 有べきと存事、下より上をばからふたる様子、言語同断口惜く思召し候其上第一に彼彦助をあれほど

一本ニ源五郎
ナ爾五郎トス

の臆病者にて有べしとは御存知なし、子細は侍が人にはをぬくなど云は、跡先を分別いたして其場に
 てうちはたすべき覺悟をすえて、其後申出し若し敵方口をとり候はばそこにては其身も申やみ候はん
 物を、申出さるる以前に、定めて大事は有まじきぞ、曲淵を御赦免候程にと存じ雜言は未練の至り也、
 武士にはなき事なれ共、縦へば侍ひがあたまをはられたるよりも比興なり、あたまをはられたり共、
 相手をうちころし候は、はじめのはられたるは、きへて結句手がらなる事も有べし、今度の彦助が
 仕形は心中のよされたる様子なり、心中のよされたるは何にてもすまじ申べく候哉、武士たる者は大
 小によらず、ばかすにもそのみ取めはず心中の味を本にいたし候が、たけき武士ぞかし心中の味を能
 たしなみて場敷ある者をさして、おぼへの者よび、名人と是を云ふ抑く曲淵を赦免の事は旗本家
 中によらず、我等分國中の諸侍へ禮義のために成敗赦免せしめてあり、それになんぞ彼落合彦助いつ
 もかくの分に有べきと存じ、奉行共に雜言仕る事た、おほかたに申付候はば、明くれ藏前にて悪事有
 べく候、早々からめとりかみの城戸にてみこらしのため、彦介をいりころしあるべく候と、おほせい
 だされ、あしがる大將ががしらに、二十八衆頭三人、職衆に指添、彦介をからめとり候へ、若し又傍輩
 共など其邊に見舞のため、おる共それをもれさへてからめとり申べく候、まして落合事は申に及ば
 ずとの御意にて、足輕衆職衆二十八衆各落合彦介宿をとりまき申され候、彦介はやく聞付け、にげて
 きけん寺へ走籠奉^レ頼に付て、先命に大事はなし然れ共七十にあまる母を籠舎に被^レ仰付候其後仙海法
 印、しつかく山の勝覺院妙王寺の妙音院、三法印の御怪言にて候、信玄公御意には仙海法印の事は關
 東川越より、はるくよびこし奉る間、不及是非一國家の仕置の事もかへりみず、三法印へ對し奉
 り命をば助置申べしとて、五六日有てたすかる、彼彦介罷出る、さりながら家屋敷知行共にとくく
 めし上られ候、上下取されたには、曲淵を御赦免候間中々かやうには有まじきと存候外、如し件事下々に
 つもる事少も成がたき、大將にて御座候、又各批判は惣別善があれば其次は悪事、悪事あれば其次善事
 なりと心得べしなど皆申され候へども、内藤修理中は善の次には悪はいかほどもあれども、悪の次
 に善がまれなりと思へば人は恥に返しといふたは、一段尤なり、かやうのことを、長坂長閑老、跡部大炊介
 殿分別なさるべく候、又承及候、織田上總守信長公子息城介信忠の事を御前の衆に尋られければ、内藤申

○甲陽軍鑑品第四十七

され候ば、一段御器用なるよし、上下共にとりたいたすと申候へば、信長開召し器用の様子は如何と重
ねて尋給へば、各中は御客來など有り之に此人には御馬を可被下候と各存候には必ず御馬を下され候
御腰物をつかわさるべく候と申には、少もたがはず御腰物を下給ふと申候へば、信長大きに怒りて何と
してさやうなるが器用にて有べきぞ、それは無器用者にて中々我等が跡はなるまじきと申され候子細
は下よりつもの外、刀をくれべきと申には小袖をくれ馬をとらすべき者と人々申には代物を一貫は
かりとらせ此人には、ふるき物は下さるまじきと取された候へば、其者には金子などを澤山にとらせたる
こそ手の外の様子にてそれが國持大將の作法なり、縦へば敵へ取かくるに城、介こそ是へいつると申所
へは少も出ずして、敵に骨をやらせ、又いつまじきと敵の思ふ所へは、如何にもかるく出てこそ、利はな
る物なれ、待がまへておたる所へ出ては何として利がなるべきぞ、抛別器用だてをする者は無器用の
真只中分別だてをする者は、無分別の九ツ時分にて候ぞ、武士は手の外を任り、下よりつもられぬが、本
大將也と申されたるよし聞及て候、信長公多らざる大將のやうに申なし候へ共、右の段は、閑事なるこ
となり、信玄公つねへ仰られしは、信長多らざる行儀いたすはみな虚言也、我等と輝虎なくは定めて
真に物を執行申さるべく候といつつも仰られしごとく、今度長篠にての様子、我等不參候へ共皆語るを承
れば、前に子息の城介信忠のうはさ申されしごとく、少しもかわらず、海道一番の家康當年三十四歳
日本に名高き信長當年四十二歳、いづれも武道分別どもに盛なり、子息城介信忠と三大將しかも人数十
万ばかりの大勢なり、又こなたは勝頼公一大將にていはんや、御年三十歳とに敵に對せば五分一の人
數なり、勇以て信長無理をはたらかるべき所に、節所をかまへ、剩へ柵の木を三重までつけ、大事はいた
さる事、事は手の外にて候、信玄公石曲淵落合公事落着不同之事、大形臆意はよき大將衆、同風にまいる
なり、以上

金丸平三郎、爲三落合彦助被伐事并長坂源五郎被誅事

御舍弟道遠軒の被官、落合彦助事、三法印の御信言にて命助かり罷出る、然れ共七十にあまる、母籠に
入てあり、是は右の三法院へ道遠軒より頼給ひ候へ共、三法院遠仰らるるに、彦介が罷出て、せめては五
六十日も間を置て申べく候と被仰候へば、長坂長閑、跡部大炊兩出頭衆も、尤其事然べく候と、談

一本ニふる物ヲ深キ物ト

合申さるるうらちに彦介まかり出で、十日ばかりありて、年寄たる故に彦介が母死す、然る所に兩人出頭
人の内、長坂長閑むすこ長坂源五郎、落合彦介を相近付て申候は此度其方を是ほどにはなさるまじき事
なれ共、金丸平三郎が殊の外御取成しを多しく申上たる故かくの分なりと、様々彦助に申きかする意趣
は、彦介が公事の前に、長坂源五郎横奉行の番に相當の時御藏の前より罷歸る、公事の様子段々こと
ごとく源五郎言上仕るに付て、本奉行衆可申上二様無之とて、御前を罷立、是は源五郎分別相違故なり、
またの事は本奉行、若き衆一人づつかわされ候は、曲淵が様なる者ありて、奉行へ雜言の時、奉行とて
も、あひての言上申は、かた口をもつて曲事には、なされにくき事にて御座候間、爲其横奉行をつかわさ
る横奉行衆は何事も、不申上二候よき物を、源五郎利發だてをいたし奉行衆をれしのけ我してもちたる
様子、信玄公御意に一向不參候へ共名人なる御屋形にて其邊に聞召し指置給ひて、其後本奉行衆を召
て公事の様子さたなされ、就中此彦介が公事は、源五郎横奉行の時やがて指次に有之所に平三郎公
らぬもやうなるにより、平三郎を一入褒美なさるるに付て源五郎が平三郎をねたみて、彦介をよび讒言
するやう、彼落合彦介が七十にあまる老母を、ほうこぼししが手にわたし、籠のうちにてせつしころさ
れたるは名代のはぢにてはなきか、すでに其方を信玄公御意に、曲淵にも年こそおとる共武備の事
はかどる者にてはなきとの、上意にて御座ありつるぞ、今ははや臆病者と仰出され候は、みな平三郎が
御取成しあしき、申なし、故なり我等親子いたしよきやうに仕度存ずれ共、平三郎が其方ことさへく
に申上候へば、何とも可然様無之候如何やうなることにて其方は、平三郎ににくまれ候や、貴殿事三
法印へ對せられて定めて當年中は、何事もこれあるまじきが、年あけはやがて大事なりと、さまへ源
五郎が申をしへ、金丸平三郎夜詰に罷出候を、長坂長閑が子源五郎、目付になり、落合彦介に、八幡の前
にてきらするなり、平三郎はいつも御城にふせられ候に付用所有て屋形様、戌の時の御看經の間に小者
一人にて忍び、宿へまいられ、夜の四ツ時に何心もなく、急ぎ御館へ罷出るを源五郎よく存じ候てをし
へ平三郎二十一の歳、落合彦介にきられたる事、長坂源五郎が讒言の故なりとは、彼彦介申こしたるに
ては、しれ候なり、右の源五郎倅人の事其右には中々誰も不存候へ共、信玄公は推量なされてあれば
こそさへく、彼源五郎が心をひき見給ふ、又其比かつ沼入道のむすめに御手をかけられ古籠屋小路と

○甲陽軍鑑品第四十七

申所に屋敷をかまへ置まいらせらるゝ、是へ源五郎を御使につかはされ跡より二十人衆かしら一人目付にこし給ふ是をばゆめにもしらす、かつのま殿のはした衆と、源五郎みだりなるふりをいたすに付御みかざりをかうふり、次第に出頭をせしむるに被成、其身の科をさしをき、信玄公へうらみに存奉り、後には太郎義信公と組み逆心の事、御耳にたち其證據顯はれて、金丸平三郎きられたる、六年目に終に、長坂源五郎を、誅罰なされ候、日本あるじ天照皇太神宮の御託に、謀計は眼前の利潤たりといへどもかならず神明の罰をあたるとなり、右金丸平三郎をきりたる落合彦介、何方へ可參と歟議まぢくなり、然れ共駿河今川殿小田原北條殿、いづれも其比は御無事にてまじませば、少このとがには參る者これあれどもかやうの科の者は、中々今川殿北條殿へは不參、尾州信長も庚申の年の五月、今川殿と合戦に勝、義元を討どり、其いきほひにて尾州を隨へ、同年のくれに美濃の國へどりかけ、七年戦かふて、七年目寅の年と申すに信長公三十三のとし、美濃尾張兩國の主と成給ふ、彼彦介が仕合せも、右申の歳殊更三月なれば、未だ信長も、尾州さへ、みなもたぬ時にてあれば、信長へと、疑ひやうもなし、猶以て家康は、其年十九歳の六月までは元康と申、駿河今川殿御旗下なり、駿河、遠江、三河三ヶ國、今川殿の御國なる故、家康も岡崎の城一ツやうく所持に付、これへ可參と申事にてなし、其ころ四國の三善修理大夫公、天下を意見なされ候へども、遠路にて、三善殿へ可參と申事にてなし、敵なれば越後の長尾謙信へ可參と、各取さたのこどく、彼落合彦介越後へ參るのよきこゆる、信玄公思召には彦介を討てきたらん者には知行一かと仰付らるべきと、長坂長閑、跡部大炊に隠密にての上意なり、長閑大炊助、誰をか見合申つくべきと談合いたす、又其年は今にかはり半人衆漸廿三人あり此中に國はいづくの人やらん、荒川新之丞、村井久之丞とて、兩人兄弟のこどくに申合て罷出たる半人あり、其兩人殊の外の才覺仁にて、長坂長閑、跡部大炊所へ常に入立、容來あればさくまひ所にて、料理膳部を請取兩所を大切がほに致す事、たゞ大かたならざるにより、長坂長閑、跡部大炊、兩人の氣にあふて是程の人よにもあるまじきとほむる、其外少しも御前よき衆をば中々かもんじ、ちんてうはいまうして御膝をたきいり、奉願べきと、ことばりを五日前にしる人になりては六日目にはや盛所よりぬり入ほどの器用者なれば、長坂長閑、跡部大炊談合に半人衆の中にて、荒川新之丞、村井久之丞二人は、なにを被仰付ても、一かと然るべき人なり是非共、

御取成し申べきことなれども、前にかわる事もなき所に、卒爾に申上るに付ては、よきにはならずして結句面々旁まであしかるべしと存、一言申事ならず、さて右の荒川新之丞、村井久之丞、兩人長坂長閑跡部大炊をもつて、落合彦介をうちて可參と申上る、長閑大炊かぬてより、二人の半人衆を別してかいはう申に付、則ち隠密にて披露いたす、半人衆の内に荒川、村井兩人にて、落合彦介をうちて可參と申す此者どもは一段すみやかなる衆にて余所にかいても數度の手柄をいたしたるよし、様々御とぞみ申し申あくる、信玄公常の事をば、大かたならず被入御念といへども、金丸平三郎御意に入たる者なれば平三郎敵きうちいたすべきと、のぞみ申こと、大慶に思召、其時にかざりあさくといひだされ引物をあたへよと有て、長坂長閑、跡部大炊分別をもつて落合彦介が討手に、村井荒河をさしこし候此長坂長閑は信玄公御幼少の時分、御扇の弟なり、又跡部大炊は跡部尾張と申して是も勝千代殿と申時の御もりの甥なり何も御若年の時局も御もりも死するに付て是への御肩けに長坂長閑跡部大炊は出頭と申こへ候、扱又村井荒川兩人百日の内に落合彦介をうちたるといひ、頸を一ツ桶に入て甲府へ歸り候、長閑大炊をもつて指あぐる、淺からざる手柄也、すでに落合が平三郎をきりたるは、申の年は翌年の酉のとしの三月、荒川村井御請を申し、四月罷出六月きたる路次中のゆきをのけては、七十日ばかりにて落合をうちて歸る、兩人近年の半人衆なれば、いまだ切符の跡なれ共、既に五百貫づゝ兩人、千貫可被下との思召也、折節高坂禪正、川中島より、甲府へ參候内藤修理と談合いたし、兩人にて信玄公へ申上る、金丸平三郎事、一段利發に御奉公申たる者にて、御不便を加へらるゝ事御尤にて候、しかれば彼かたきの落合彦介を成敗任、頸とり村井久之丞、荒川新之丞と申者、能歸候のよしにて、一人に五百貫づゝ兩人に千貫の御知行可被遣の旨何よりもつての御事なり、さりながら先重ねてなざるべく候、其子細は、山本勘介などにさへ始めは百貫にてめしよせられ候、但し其比は信濃國も漸やう十分一御手にいと申せ共、山本勘介は又尋常の者にあらず御家へ參りても横田備中、原美濃、小幡山城、多田三八、山本勘介五人に勝れたる足輕大將にて御座候此五人は凡そ日本國にもあまり多くは有まじきと近國にも人の存知たる者共也、就中彦介がしるしとて持て參るといへども、夏にて頸くさり更に其体みへ申さず候侍に定めて虚言は有まじく候殊更荒川新之丞村井久之丞と申人殊の外才覺人にてしかもみづから能御用に立べき

人の様に申が、又一方にて若者共のきたを承る曾根孫三郎、真田源五郎、三枝善八郎、三人の物語いたすは彼村井荒川はちと輕薄者の様子にて少しも御前のよき衆へはさましく取入らやまひて、とさま衆へをさしこへて上座へなりあがり、しゆつものにて、昨日まであがめたるをも御前あしく、成たるとき、ては其儘みぬ由を仕、足もどをまばる侍の由、取きた御座候人のあしもどをまもる侍が何として加様の手柄仕申べき御開合ありて御知行可被遣由、修理彈正達て申上候故知行は先不被下候、引物を過分につかわさる、彈正は七月川中島へ罷歸候、則ち其八月川中島へ、輝虎働く、其供を任り落合彦助罷出。しかも、柿崎が備へに居て落合彦助これ迄參する物見に出て日々夜々によばる、此さまを聞て彼荒川新之丞、村井久之丞夜逃に仕る、何方へ參りたるも終に行地しれず定て此兩人名字をかへて有らん切其年の九月十日に川中島合戦なり、惣別前より今まで、長坂長閑、跡部大炊兩人我きげんをとる者をばあしきをよく御取成しを申す、よき人をも我所へ音づれざる者をば、とこのはづれにて御取成をあしく申さる事も勿体なき子細也、信玄公御在世の時さへやよもすれば兩人あしき分別のみゆるいはんや只今は勝頼公は若かく御座なされ昔しの衆は皆當年長條にて討死して拙くも我等式計り残るなり明日にも相果候は、悉皆は長坂長閑、跡部大炊二人の内より外、誰とて無之兩人の内にて、長閑一入倭人にて我あしき分別をしては、跡部大炊介へかづけらるゝとみへて候、長閑の分別なき事、聞及びてあり、信玄公二十の御歳信濃海尻の城にて、木丸に小山田備中、二の丸に日向大和、長坂長閑請取被居申候時分、長閑は左衛門尉と申、三人此城にさしかかる、地の侍衆ことく敵になりし時、長閑の分別にてしきりに城をあくべきと、の事なり、長閑出頭なる故、大和は長閑次第と申さるゝ扱又小山田備中は本城にねかせらるゝ、過分に候へば、此城を枕にいたすべきと、かねく存するとて立のかず長閑と大和は城をあけてかへらるゝ跡にて備中を地の侍に、村上嚴加勢人數うちとふて、二三日せめつれども五十騎ばかりの人数にて城を終にもちかため、やがて御旗を出され、城をまきたる人数を雜兵ども九百十三人うちとり給ふ、海尻合戦と申は是なりと、其時備中をなめならす御褒美にて武篇分別共に達したるとて、其後御手に入ほどの城々へ、先備中がうつらざるといふ事なし、此刻に日向大和と長閑

一本ニ改易仕
テ改易仰付
るトス

と對決ありて、長閑負たる故、久敷改易仕り、典麻の御かいほうにて日向大和とも中をなまり候、あくる年日向大和が正月二日の夜みたる夢を買ふて、され事ながら其夢があたり、其年二月懸あひの有し時跡訪のれんばが頭を取り典麻の御託言にて、御前すみやうく出仕申候それなくは長閑は、當家にならぶ人もなく人数もちにて有べきよし也、長閑出仕の時、信玄公の御意には夢を買ほどに思ひ入て、跡參を心がけたれば典麻手にてれんばをうちたると仰られ、めしだされて有と、各物がたりを聞候惣別長閑も武篇には敷度をしたる入なれども、無分別故海尻の城を圍て大きな臆病者と被と云給ふ、長閑の仕形は御爲もいらぬ我氣を取者をほめ候、御用に立者はあまり人の氣をどらぬ者なり、我等死に候は、跡にて長閑の仕置なるべし、跡部大炊分別、信玄公の御代にはあまり是ほどにはなき人なれども、勝頼公の御代になり三ヶ年長閑の眞似をして散々悪き分別なり、只今かた／＼兩人の仕形にては、我等式無之後は我氣を取者ばかり召し擧げて、信玄公の御代よりほまれを取たる人々の長條にて死にのこり、少しあると存すれども余所の國にて覺へ者の澤山なるよりは又當家の人のなきはましなるべし、如し件御用に立衆をば旁くの被成様にて恐怖をもたせ、皆御用にたぬ様に成べし、素より長閑大炊介兩人、御取成しの衆は、荒川村井が如くに大事の時分は、ことく／＼にげちらん三尋、招き擧ぎ、殺す抑、抑仁賢、背に立、私、同位相訓、是、謂、亂源、といふと有時は、かた／＼此書を披見なされ、尤もどにばしめし候は、大事の有まじきぞ、腹を立給は、國はくすれて、武田の御家は二十八代目と申すに、當屋形勝頼公御代に終にやぶれて滅却は少しもうたがひ有まじき所、人の相をよくなされて尤も也、如し件

甲陽軍鑑品第四十八

卷第十八目錄

- 一 功力小宮山、兩人訴への事
- 一 山縣同心、廣瀬、みしな、辻彌兵衛、武邊公事の事
- 一 信州更級出家公事の事
- 一 甲府浄土宗の僧公事の事
- 一 信州岩村田法花宗の僧公事の事
- 一 甲府法花の僧公事の事

○甲陽軍鑑品第四十八 卷第十八

功刀小宮山兩人訴之事

全集此巻
○布施與三兵
衛同牛之助虎
之助兄弟三人
誦助彌左衛門
大將曰侍
奉行大切ノ武者
持事○武具仕置
醫ノ事ノ二ケ
條ヲ加ヘタリ
文長クレハ略
シメ
●●●●●
連雀小路

甲州武田は新羅三郎公より法性院機山信玄迄二十七代なれば、そのつぎ来る、大將衆四十年、三十年、二十年あるは十年、十五年にてかわり給ふも、御座あれば多少とりあわせ、二十年つゝに、つゝもり候ても五百四五十年計り、甲斐國へ亂入なき故、神社、佛閣、町地下、其外非人までも、餘國よりは少々富貴なり猿馬牛の皮は々、乞食が、騎鞍馬にのり、下人をつれ、れんじやくかうし玉屋といふ、酒屋にて、代物を出して、酒をのむとき、れりふし向山同心、功力左太夫と申侍、又足輕大將の三枝善右衛門寄子、小宮山八左衛門と申、信玄公御持弓の者と、兩人の侍、なにぞ用ありてこそ、これも右の酒屋へまいる、用所はりてさかづき出て、暫くさしつさくれつ盃をめぐらす處に、彼皮剝も侍衆の中へまじり、酒すきて後、座を立つ時刻に、功力左太夫仲間が、今の皮はぎを見しりて、兩人の侍衆へ此者は是皮はぎなりとつぐる、八左衛門左太夫大ひに腹をたて、宿の玉屋權右衛門に取かゝる、權右衛門は件の皮はぎにかゝる、然れ共、小宮山八左衛門、功力左太夫兩人ながら、武道の心はせよき者共にて八左衛門は上州みか尻合戦に、縫わきをよく射て、信玄公の御禮文一ッ下さるゝ、左大夫も猶以て二ッまで武邊場敷の御禮文を信玄公より給はりたる者共なる故、理を持つても町人などを事あらけなくとす事聊か是れなし、乍併皮はぎこつじき侍の雜富貴なるに任せ如し此候は、貴賤上下のわかりもなく、さながら侍の作法何も悉皆いらざる事なりとて、小宮山八左衛門、功力左太夫兩人書付をもつて奉行衆へ申す、則ち御藏の前にて侍衆訴へ町人の申分非人の者の云ふ事、公事のさたありて武藤三河守、櫻井安藤守、今福淨閑此三奉行の中にも、今福淨閑は物毎のよき功者なれば此公事をさたいたさるゝ、先侍衆道理至極に候、又町人も代物かぎり酒商賣の事なり、殊更御分國富貴の故、彼非人までもよろしきなりを仕り候は、是もつて萬事逆になく、順義の御仕置ゆへことごとく安堵して誠につたなき、非人まで侍のごとく騎鞍馬にのる、さめれば町人の、みそこなふたるも道理なり、扱非人が代物かぎりならば、謙に及ばぬといたらぬ心より存ずる事、大非義の仕形なり、乍去今迄改めて非人のもやう、定まりなければ、いかに乞食なり共、罪科にはなりがたし子細はをしへずして殺すを逆と云ふ時は、功力左太夫、小宮山八左衛門殿此三人

の奉行の興似に免じて、こらへさせ給へ、扱又町人には、いかに商賈代物かぎりなりとも、歴々の侍ひだちに非人を見そこなふたる科おとしに、兩人の侍衆に巻物一ッづつ持て、玉屋權右衛門禮に参るべし、さなくば籠舎申付んと定むる殊に又扱非人の命ちは、三奉行が詔言を以て、兩人の侍衆助け給ふ程に有がたく存じて、かのれが家の皮脚履をしたため功力左太夫殿、小宮山八左衛門殿へ御禮に参り此已後皮剝の道服袖廣帷にも、半と馬と兩方に、中には脚履を付て、かならずきてありくべし、さなくばよき仕合にて己等、ばた物にあらん、さては益にていらるゝと心得候へと申定めらるゝに付、それより後は皮はぎ何とよき馬にのりても、右のごとくきたる道服帷のかたにて、しるゝ様に甲州、信濃、上野までも定めあるは、今福淨閑工夫の故なり

山縣同心、廣瀬、みしな、辻彌兵衛武邊公事之事

天正元年三月上旬に、信玄公御病氣、一段平愈なさるゝ子細は板垣法印、くすりを進上いたし其上四花の灸をし給ひ、御快氣目出とふましくて同三月十五日には、織田信長居城國の内、東美濃へ發向有べきとの旨其陣觸甚だし、諸人大小上下共に、悉く此度の陣には一入忠功を勵まし御感に預からんとよろこぶ事限りなし、こゝに甲州東郡に、のろと云ふ在所に辻彌兵衛と申て、其年二十九歳になる侍ひ山縣三郎兵衛が同心なり、此若者父は辻六郎兵衛とて信玄公の外様近習四十五騎の内なり、武籍は二十八度の場敷有り、大剛の兵にて、信州かいつの小幡山城入道、ちひが好んでむこにいたす程の武士なれば、甲州に於いて米倉一藍一藍二藍兩侍の一類に慮病なる者一人も無之類親廣き中に米倉一藍に丹後守、辻一藍に六郎兵衛、是れ兩人は一入名を得たる覺への兵なり、さるほどにかの六郎兵衛、永祿四年辛酉に、信州わりが嶽の城を信玄公乗取給ふ時彼六郎兵衛其年四十五歳にて、原美濃守、加藤駿河守一所にて無類の働きを仕り討死をいたすが、信玄公殊の外惜み給ふて六郎兵衛が二十五貫の知行を子共三人に分けて下さるゝ、十二貫は一男、八貫次男、五貫三男、扱て二ッになる男は父が内々出家と申世候とて妙音寺と申法花坊主に契約也、扱又六郎兵衛が一男は此彌兵衛なり是を親のごとくに外様近習に罷成申べしと信玄公仰出さるゝ、彌兵衛申すはそれがし當年十七歳御旗本に罷有、何の手柄も無しては親祖父の名をも汚し申すの間、御先手に罷有、似あはしき流矢をもひろい高名をも重ね冥加ありて自然命ながら

○甲陽軍鑑品第四十八

野呂村
ちひがハ日意
ノ誤ナラン

○甲陽軍鑑品第四十八

候は、其時近習に罷成候共先づ今度は先衆に罷成度と、飯富共部少輔をもつて目安をめぐるに付、山縣三郎兵衛が同心になされ則ち其年九月十日に、川中島合戦の時右の辻彌兵衛よき者をうつて、手疵二ヶ所かうぶる、翌年松山陣の時山縣三郎兵衛一手にてみのわへはたらく時日の内に三度のせりあひに三度ながら辻彌兵衛、首尾を合する山縣下にて鎌をあげせ候者は初めの度、古畑伯耆、小菅五郎兵衛鎌下の高名は長坂宮内左衛門、早川彌三左衛門、辻彌兵衛、二度目のせりあひに鎌合するは廣瀬郷左衛門、みしな内膳、西巻監物鎌下の高名、辻彌兵衛、和田賀助、渡邊三左衛門右三人目の三左衛門是は山縣被官なり、又三度のせりあひに鎌は上野豊後、早川彌三左衛門、辻彌兵衛鎌下の高名猪子才藏、廣瀬郷左衛門、曲淵庄左衛門、此庄左衛門は前兩度のせりあひに二度ながら人を討、少しづつ手負候へ共、ぬきんでたる高名なきとて、三度めに鎌下の高名也、次の日は山縣、松山信玄公御陣所へ歸陣也、さて其後辻彌兵衛富士の大宮、神田屋敷に於いて半月の指物をさしたる敵九人出たるを尾州牢人猪子才藏と、辻彌兵衛と兩人にて、敵働らかれぬ細道ゆへか鎌をもちてふたきとつておしこむ、各味方ついで、二木戸ながら破るは悉皆は件才藏彌兵衛が大剛強のはたらきゆへ也、中にも彌兵衛は半月指たる者を一人つきふせて討なれば猪子才藏の才藏よりはこしたる云ふ義を信玄公御前にて猪子才藏かくわしく言上いたも候、又其十日の間に伊豆いたつまにかいて、北條家の伯耆、笠原兩侍大將と、信玄家の侍大將山縣一手にて合戦の時、頭四百三十甲州方へ討取り、北條家の家老ことくく敗軍なり其節辻彌兵衛和田加介、鎌をあげする鎌下の高名川手豊左衛門、長坂宮内左衛門其八日目に信玄公伊豆山へどりつゆあなりの在郷放火の時山縣の城のおさへに、山縣三郎兵衛能成有城より備へを出してせりあひ有、此節山縣はせりあひはひかつかつて、れしこむゆへ引取事なりかぬる、敵出てくひとむる時、三河牢人に河原村傳兵衛白き四方にぬの字をくろくかきて差物にして、かへして鎌を合せ敵をれつちらし、のくほとて、六度迄鎌を合する彼傳兵衛がふるまひは、信玄家にもあまた有間敷とて信玄公のたまふは賞功不論、賜とありとて則ち傳兵衛をめしいたされ御さかづきを給はり御腰物をくたされて後當座の陣まびとして、碁石金を信玄公の自身兩の手に御すくひなされ三杯、彼川原村傳兵衛に下さるゝ、高天神小笠原與八郎内の林平六と申武士、遠州づたいと云ふ所にて日の内に六度の鎌を合すると、此

此末ニ内膳ナ
肥前トス一本
ニハ此處モ肥
前トセリ

川原村と近代には甚だ以てのはたらきなり、其節辻彌兵衛鎌下の高名してひざの口をのぶかに射られ其矢をぬかざしてとりたるくびを持てきたり、大將の山縣前にかしこまりぬる、山縣大きにかつてみかたの引とらざる内に、もどりたると有儀にて辻彌兵衛、山縣三郎兵衛しかりて場をかひたつる、其後又味方が原合戦に、山縣手にて一番鎌、はらみ石源右衛門、二番鎌辻彌兵衛と申す此者十七歳の九月初陣より二十九歳の三月までの間に遠州みつけにての物見をそへ以上十度の場敷なり、但し信玄公御證文は三ならでもたす、仔細はみかたが原見付の國府にての儀は信玄公御病氣なれば歸陣有て、來春甲府にて下さるべしとて、御威状出でざる間翌年三月の公事なる故によつて、御證文三つならでなし扱又此公事の意趣は、山縣三郎兵衛同心小菅五郎兵衛には、山縣三郎兵衛従弟といひかたくもつての儀なれば駿河はじめて出張の時六年先にさいをゆるし給ふ、それは長の年なりとありて此度廣瀬、みしな、兩人にても小菅なみに、さいをゆるし下さるゝは六年後酉年なり、辻彌兵衛是れを聞て目安をかき、廣瀬、みしな兩人をあひてにて、武邊公事を仕る奉行は眞田喜兵衛、曾根内匠、三枝勘解由左衛門、今井新左衛門四人なり、御主殿に於て、廣瀬郷左衛門みしな肥前兩人一方は又辻彌兵衛左右方の申分あり、先廣瀬みしな申す、公事は何様の者共仕べく候へども武邊公事の儀はあひ手によりての儀にて御座候、彼彌兵衛、永祿四年川中島御合戦初陣にて當年まで十三ヶ年ならで陣は仕候はず候、其上未だ年も二十九歳、武邊の御證文とて二三の儀なり、我等兩人の事、みしなは十八廣瀬は十六歳にて平澤合戦から仕はじめ、當年まで三十一年の間に、みしな鎌を八度あげせ頭数は十六の内に、さいはいき手にかけたる武士の頭を七ヶ取候て、既に御證文十五戴だき候、廣瀬は三十一年の間に鎌を六度合候てしるし五十九取申候中にさいはいき手にかけたる頭を十一取候て御證文十七戴だきもち申す、我等兩人うち申候者共、信州にて村上殿、諏訪頼氏ふかしの小笠原殿、上野上杉衆、北條家もちしの御敵の中に、はた奉行或いは足輕大將一備への内にて五六人の名有者斗りうつて、さいはいきをそへて御寶槍を得奉る、就中我等十七歳みしな十九歳の時かゝるいざわ合戦の刻、板垣信形下にて別して走り廻りの者をえらび赤腕にて種々のさかなをどくのへ振舞を仕る、頭二つ取者には二膳、三には三膳すわり又手にあわざる衆には、黒腕にて精進の振舞を、板垣仕られ候時も我等とみしなとやりを仕、追崩して

○甲陽軍鑑品第四十八

後みしなは、諸岡隼人をうち申す拙者は、藤田丹後と申者をうち候て、みしなと我等と廻取にいたし左右の上座に罷有候儀、淵底御屋形様御存知候其場へのり申者は、今三郎兵衛に御預候者の内も曲淵庄左衛門、三膳すはり、上野豊後二膳すはり申候、ことに廣瀬は信濃の川上入道を御成敗の時も、川上をはじめて上下四人を、一人にてうち候、左様の大場をもふまざる辻彌兵衛が一ツ二ツのひろいくびにて我等共にさいばい御免のさまたげは蟻螂が斧とやらんは、いまだ思ろかに候と申上る四人の奉行衆も、舌をふるひ、是非に及ばざるなり、辻彌兵衛申すは、尤もかたくの場敷はいんげんに及ばぬ人の存知たる儀なり、さりながら我等罷出ぬ以前は、それがし父の辻六郎兵衛と申者各も少しは御存知あらん、六郎兵衛も武邊場敷の御證文十七迄戴き候て、外様近習の内に入をこせ共終に人にこされず度々の手紙をかうふり、あら勝負を仕り殊に十二年以前に信州わりが獄にて當家にかくれなき覺の名入なれば、近國他國まで名高き原美濃殿に立合則ち其場にて討死いたす其はたらきは原入道信玄公へ直札申上られ候、其かくれ有まじ、かたくの我等罷出ざる以前の武邊はそれがし父の六郎兵衛、ほそ心操をもつて次あひに仕候、左候は、十三年以降は、若く候へども各よりちと我等仕りかさま申候其上、廣瀬殿、頸澤山に御取儀よし、それは尤も大剛の人なりさりながら我等の五ッ取候、しるじもさいこそ手にかけず共、かねまつ黒に付て句ひ茶々どめたる頭にて候へば、かたくの討たる者にはます共おとり申すまじ、さいばい手にかけた人よりも、結局まじの者にて候べしと申せばそれにてみしな申は、さいばい手をかくるより、上の兵は有まじといへば、辻彌兵衛申は、さあらばかたくの三十二年こうさをつむ事は諸傍輩にかとりたる儀を、何とて日來山縣三郎兵衛同心被官の内に廣瀬みしな兩人を、こしたる覺への者有問敷と、いんげんを申つるぞ、さいばいは今年今月こそ免され申せといへばみしな申はそれは又我等廣瀬度々手柄をあらはしたる故なりと申す、辻彌兵衛申すは手柄も人にこされたるは、深き儀にては有まじといへばみしな申すは、廣瀬我等こしたる人はあまり覺へずといふ辻彌兵衛申すは旁はさすがのうでぬきをさする衆が、武邊の儀に首尾不都合なりといへばみしな申すは、なにか口の達たる事ありやといへば辻彌兵衛申すは、さいばい手をかくる人より、上の武士有問敷といひながら、今年さいばいをゆるされ申候て、其以前三十年の間人にすぐれたると云ふは、さて首尾不

合にてはなきかと申て、辻彌兵衛大きに笑へば、みしな一口もあかず彌彌兵衛申は、御奉行衆きこしめせむかしのをぞらへを軍にはなされよ、義經の出頭人武藏坊辨慶は、堀川夜討の時、棒にていくら人を討殺すもある此下にて頭の一ツ二ツばかりはさたも有問敷事なれ共、伊勢の三郎義盛が頭二ツ取たるを唯奨諭もかくやらんとほめ給ふ、しかも義經なれば、無案内のほめ様にても有まじき時は、かたくの頭敷多くとも、辻彌兵衛がすくなく共、かどるど有は御事也、といへば、廣瀬みしな兩人は、彌兵衛をのれが口には取あふまじと申て、物いはず、公事は辻彌兵衛申勝、さて信玄公馬場美濃、山縣、内藤、高坂各をめしつれられしをびて、此公事をきき給ひ、辻彌兵衛を大方ならず、御感あつて機物の選物なる者かな才覺もあつて辨舌もあきらかなると云ふは、辻彌兵衛がやうなる事にてこそ有らめ、道理かな、父は辻六郎兵衛母は小幡山城とて、我家にて十人どなき大剛の兵のむすめなり明日に廣瀬、みしな、小菅死しても、若手に又あのやう成者あれば、あどのあかぬ道理なり、我一代は、大身小身ともに、日を追てかやうの武士共の出るは是れたいことならず、ひとへに入幡大菩薩のめぐみ給ふ故かどて、則ち八幡宮にて神樂有其上毘沙門堂にて諸侍のために二十一座の、ごまあり、扱又其後右四人の者を御つかひにて、辻彌兵衛申分、一段きこへ候とて、則ち東郡にて十五貫の御加恩あり、さありて廣瀬みしなにさいばいをゆるさねば、山縣大佐なへにて、人數まはりかぬる、まはりかぬれば自らほこさきもよはきやうになる、よはければ合戦せりあひにをくれをとるぞ、をくれをとれば三郎兵衛が負といはす信玄がまげと云、我ためにて有ほどに廣瀬みしながさいばいに、辻彌兵衛遺恨は相やめてくれ候へ、其方なごにもさいばいはゆるしてもよからんすれ共、當時新羅三郎公より武田家の作法にて、侍大將せぬ者に四十をこさねばさいばいはゆるさるる軍法なれば、かたくもつて信玄に免じて物いすべからず、さて彌兵衛が二番目の弟甚内にも五貫の御加恩、是は一條殿の衆なり、三番目辻彌惣にも五貫の御加恩、是は又土屋右衛門尉衆なり、辻彌兵衛が威光をもつて、弟の甚内彌惣まで増知行これ有、但し甚内兄の彌兵衛に結句まじのちばへ有さて又みしな廣瀬をば、御旗屋へ召よせられ、しかも本のさいばいはゆるし下さるゝ、あさからぬ冥加のかばへ者也、ほめざる人はなかりける右の辻六郎兵衛武邊二十八度の場敷にて御證文十七給はるとあるは首尾不都合のやうなれども惣別武邊十度の場敷には證文下さるとほやなるは二度、相おほくして

三度ならでなき物なれども、此辻彌兵衛がはたらきは十度の内九度は非だちのいらざるつよみなり、さるほどに辻彌兵衛差物はあかぬのふきぬき、和田加介は白き練のふきぬきにて、山縣同心の内にて若手には辻彌兵衛、和田加介兩人なり、又長坂宮内左衛門、今福求、介是兩人も若手の武士なり、信玄公廣瀬郷左衛門、みしな肥前、こすげ五郎兵衛此時代の物をば、山縣三郎兵衛家中によらず、御分國の諸家中にて老功のたばへある者には、十双倍馳走まします仔細は老功の者は信虎公への奉行半分、信玄公御代に半分、わけくなるが右三人時代の者は、みな信玄公へばかりの忠節忠功の故、念比し給ふ、味各別なりかやうに有て大將の御徳かほしさりながら又前代の者をも、少も思成様子は無御座者なり、前代の忠功と我取立の忠功とは、取立は先づ心安く、其上我時代の大将をば下々の侍も一入威光つよく申者なり大小上下共に、武士はことば一ツにても其勝負まつたく又あやうきこともあり、下として上をばからふ事なしとは申せども、下々より大将をたつとみ奉れば、勝利をうる事うたがひなし、さるに付信玄公女坂にて人夫の八木をとりこぼしてかきたるをもつて、諸人の大将を尊く存する儀をかんがへしるじめさる事、落米おちこめも大将の秘事なり、口傳に有

信州更級出家公事の事

天文二十三年甲寅五月三日の公事、信州更級に眞光寺と申律宗の寺に、圓藏院と云ふ住持、兩人の弟子を持兄弟子を善方坊と云て一文不知の坊主なり、弟弟子は琳切と云て、是は又師匠圓藏院か跡をつがせんと兼て約束故、學問に出ず、しかも律宗の事なれば大和國奈良にて學問仕故、八年あまり音信なし其跡にて圓藏院遠行なりかの院、老耄故か、無智の弟子なれども、善方坊其時四十七八なれば、九年よはひよしとて其寺をゆづるとある手形をやる、弟弟子は其比二十五六歳なれども久敷便宜なれば、死たるも知らずとある事にて、兼々約束のちがふたるも少しは道理なり、さる間弟々子の琳切、大方我宗の學問仕よせ更級へ歸り兄弟子の善方坊と、公事を申せども、下にてすまざる仔細は、弟子兄善方坊申儀、既に圓藏院末期に及び我等に跡継とある手形給はるとて證人を僧俗ともに出す、其上師匠遠行の後、寺退轉の所を、建立するうへは、いかに我等無智の僧なりとも、此寺の儀はそれがしまとに仕へし、琳切にせんく約束なりといふ共、前判を破る、後判とあれば、かたつとつて此寺は、此僧が寺なりと、無智の

善方坊か申分是なり、扱又琳切申は師匠死去の後、寺退轉の建立は尤なれども此琳切が選所に罷在其方に跡を取つかせよき時分に寺をとらんと申さば、何と連々師匠の約束にても寺をとらんとは申にくき儀なれ共、大和國へ參候へば、何をもち存せず候其上此琳切が選國へ參るも、遊山にてはなし一宗の立派をも少しは存て、出家道をたて此寺になをらんと思ふは、人間まよひの塵埃ちんあいなり學問の眞似をも仕るはほんかうじやうにおる事、存命の間は、いかに出家にても各如し此又前判を破る後判とある、是は尤の事なれど、我等選國へ參り十ヶ年に及び便宜なき故、死したると師匠も思ひ給へばこそ、其方へ手形を渡され候へ我等いきて有儀を知給は、圓藏院をいかで其方へゆづり給ふへき、それは我等死したると思ひての事なりいより申如く我等學問の儀仕候て師匠の死に目にはぬ内の儀、一ツも役にたち申まじきと云ふ儀にて、甲府へまいりゆやすをあげ、御藏のまへにて、弟子ある善方坊、弟子かどうと琳切兩僧の公事有そのとき甲府の四奉行は、今井伊勢守、武藤三河守、櫻井安藤守、今福淨閑とばきなり四奉行一二三四の圖とりにて、今福淨閑一くじなるゆへ淨閑申さるゝは、かどうと弟子琳切が理なれば、此寺は弟でしの寺に仕候へ無智の僧いよと申さば、寺を引出し給へば還俗なりともくるしからず候とさばく、二の圖は櫻井安藤守なれば、櫻井申さるゝいかに無智の僧成とも出家をさやうにあらくめてがふは、慈悲結縁かくるなりとさばく、三の圖は武藤三河守取候へば三河申さるゝは弟子かどうと學問するも、此寺約束故なり、學問にゆきて師匠死に目にはぬすして今此寺約束なりとも、その約束はたてまじと申すもことばりなれど、弟子兄の師匠、末期の約束をたてんと存候、殊に寺建立の事、是も理なれば我等は双方に何も道理ありと存すとて、善惡の分別もなきさばきなりとて四番目は、今井伊勢守さばきに、弟子兄の寺建立の儀僧俗ともわが居所を似あはしく取つくる候事、珍しからぬ事に候へば、建立は我首のぬれぬ爲にてこゝへは出あはぬ儀なり、然れば圓藏院末期の手形を、善方坊取たるよしそれなくは又是ほど公事にはならぬなり、尤末期の手形にては琳切方へ前々の約束も破るへし、其手形をかどうと弟子の學問いたすと次相つぎあひに仕れば、學問相承の事は香くうへならん仔細はむかしを傳聞に、大國の朱買臣は錦をきて故郷に歸る、今の圓學は錦にまざる、墨染の衣を着ると有儀衣は無學の僧もまるといへども錦にまざると云ふ事は學問をさして申也、世間に物の色は多けれ共、墨は一入貴き色也、墨にて文字

をかけた其手跡によりて殊更帝王將軍御手にも取給ふと其貴き墨の色にて心をとめたるを以て、學問相承と名付て人の貴む所なり、善方坊耳に入やうに、此伊勢守が理を申聞候は、縦へば棺木にて木履を一足造りて、人にやれば足にはきていかうなる所もありくぞ、又其木のきれにて佛を作りて人にあたられば押板の上へあげ香花をもつて拜するぞ、其ごとくにかにして兄弟子成共無學の僧をば師匠が馬をひかせて、さて弟子弟なり共學問の有きは、師匠も執する者なり其方善方坊は四五ヶ年も此寺に住して、はや六十に及に付ては、隠居して三十にならぬ琳切に跡をゆつり候へ琳切も弟子兄無智の僧なりども、兄弟子の事なれば、老たるをうやまひ、師匠の形見ども、存せられ、寺中の家財を三ヶ一分で善方坊へあたへ寺のはしに置て念比尤もなり、念比なくは、學問のしるしは有まじ、扱又善方坊無學の意地にて、弟子をどくのへ、琳切にまけたると口惜く我をたて、悪をはたらき必ず琳切に毒をかひなどあるにかいては、勿体なき事ならんと定むるぞ、今井伊勢守さばきにて、信玄公御耳によりしく思召なり、此さたありて其翌日に板坂法印へ振舞として、馬場美濃、山縣、内藤、高坂、小山田、其外足輕大將四五人大身小身どもに中老より下の衆若功者たらばかり、よばれて参らるゝ侍大將の中に内藤修理殿、足輕大將の中に横田十郎兵衛、此兩人寄合たる座敷にては、種々の物まねをし或ひは理究つめをいふて、中々物のなりも聞へぬほどいづもかどけと申入達なり、然れば内藤殿申さるゝは横田に右の公事四奉行のさばき、それくを批判してみよとあれば、横田十郎兵衛、文武二道にて智恵才覺にあたり、賢き辨説きと、ことに物云ふ侍なる故則ち申す、提婆が惡も、觀音の慈悲、樂特が愚痴も文珠の智恵とさいたさん子細は今福淨閑のあらきさばきは提婆櫻井殿双方無事にと有は、觀音、武藤三河兩方理なりと、分別わからぬは、樂特今井伊勢守ことく理非を分らるゝは文珠、さてこそ提婆が惡も觀音の慈悲、樂特が愚痴も文珠の智恵とあり、善も惡も鈍も利根もきわめて成佛のごとく、此二人の僧、中よきさばき如此なりと、横田十郎兵衛批判すれば各咄とわらひて座を立なり

右此時節は馬場美濃守、民部、山縣は、飯富源四郎、横田は、松十郎の時なれど、筆に任せて如此山縣は永祿八年に、兄飯富兵部を、信玄公御成敗ありてより、源四郎を山縣三郎兵衛になされ候なり、是は生替の若侍輩のうわさ申さるゝに名をかへざる時の心ばせき飯富源四郎といへば、山縣三郎兵衛事にてな

きと思はずまじきとて如此、珍重々々

甲府淨土宗の僧公事之事

或る年俗と坊主の公事上る、其元を糺して申せば、甲府に三日市場、八日市場とて、日市の立町あり兩町の内三日市場に鹽屋彈左衛門と云ふ町人候て、淨土宗の尊体寺と云ふわき坊主、法順と申出家に右の彈左衛門金子をかり、年月をへて、彼借金澤山になる、使をやれども彈左衛門少しもなす事なし、法順殊の外からの強きあら僧なれば、自身三日市場へゆき彈左衛門が所へ押こみとるべき物なきとて、其の時十九歳になる下女を、法順取て候へば、惣別甲州國習ひにて、地下も町人も質をとらるゝ儀を一尙の不覺に存する事、むかしより作法此通りに候へば、彈左衛門が隣りの町人共寄合て、彼法順何と申有共女をとめん儀、やすきといへども、彼僧大きな徒法師にて、たゞはどめらるまじ、とめれば打擲いたさずしては、かなふまじ、とありて出家をたゞ候は、何と理をもちても、大慈悲心の、御屋形信玄公の國法に、坊主に杖をあつること、大かたのせんさくにて、ましますまじと、少分なる商人共さへ遠慮して下女を法順にとられける。かくありて右の女を二年の間寺に置、其内に女、父もなきかのことを一人もつ、町人共の事なれば、彼出家をにくみ惡名を申事、たゞよのつねならぬ批判なり、縦へ訴人にてこれなくとも、此出家の様子、何とやらんあしければ、侍衆の中にも、法順が惡名を、わらわぬ人はさのみなし、さて又右の彈左衛門、下女とらるゝ四年目に、彈左衛門夫婦ながらあひはつる、しかも此者むすめ一人ありて、別に子とてもたず、扱むすめの男は八日市とて、やがて其つゝきたる町におる者にて、しうどの彈左衛門が、家屋敷諸道具ども、むこにくれて死する、むこは八日市魚屋の甚九郎と云ふ商人なり、此甚九郎法順所へ、右の女を返せと云ふて使をやり、となりのを頼み佯言しても法順女をかへさる故、目安をしたゝめ、奉行所へ申て、公事になりて、跡先の算用をきはむれば、出家金子の方に一度取たるを申て女をかへさず、彈左衛門いきたる内、女とられて後も、少しづつは年々に返辨いたすは此女を取かへさんといふ事、證人いくたりもありといへども、以上に法順女をもとさねば科におどして、彼僧を糺明より外は別になし、とありて佛体をまなふ出家を、楚忽に糺明いたす事、何と無智の僧にても、下々にてならざるやうに、信玄公常々の御仕置なれば、奉行則屋形へ申上らるゝ故、御前さば

一本三物と
ば取り
ば取り

○甲陽軍鑑品第四十八

きに罷成、諸人の批判に彼の出家子を持つて、其上少つとも物をば取り、下女をば返さず、奉行の扱もきかず
旁々以つての事なれば、みごりの爲にあぶらるべしと申人多く五十人の内に、一二人は信玄公の御さば
き、手の外なる儀多しと存する人もある、扱信玄公双方の目安をよませ聞召、則ち仰出さるゝ此僧は一段
心強き、たてきつたる清僧なるべし、子細は、某が前にいで出家の身として、女の公事を上る事、道理非は
いかんもあれ、先心にあやまりは有まし、其上坊主が俗の所へ押入女を質に取りてかへるほどならば、
彼代物借たる町人、まへ年坊主をあらどり、借物をばきづかはすして、出家に腹をたすする俗人が下女
をどられてから、年々少しづゝも返辨するに、坊主の久敷借たる物を取きらすは、返すまじきと申内に
物かりたる町人死したらば、無智の僧の心に、年月あなづられたる、幸に女をどらんと思ふ程の、道理有
まし、又寺に女をめし置とあるは、よの宗旨は何共あれ、浄土宗は不苦、子細は浄土三部經に、五百侍女發
阿耨多羅三藐三菩提心願生彼國と觀經第十六觀にあり、侍女と云ふは侍ひ女の事也、侍女が五百人ゆ
かば此僧が取てきくほどの下女は、千人も有べし、それをしらすして坊主の所に女の居ると云ふて非
はふせんさくなるさたなり、そも暫く物に心を付てみよ、世間に舞や謡と云ふも、人間の善惡をた
して意見にかきて置たるを、それく道々の名人が節をつけ、様子まなぶを、今話能など申て
人がちもしろがるなり、さて人に面白がらせて、遊山のやうに取成しても、一切の人間に智恵をつけ
んがためぞかし、さて當麻の謡ひに、中將姫の念佛三昧の所へ、阿彌陀佛の影向せらるゝなど作り
置も、出家に惡名をいひかけて、疑ふまじき事に不審をたて、慈悲結縁の心を破らすまじきとの儀也
縦へ公事の理非は如何もあれ、十方且那を頼む坊主に、かさつを申かくるは、勿体なし何れの道にも
ふせんさくなる儀は武士の大に嫌ふ儀也、此公事此出家の理也とて、尊体寺法順思ふさまく公事に
勝謂れば彼町人出家を侮り理もなき公事を仕候間、科錢の上に三十日籠舎と仰付らるゝ其後法順に信
玄公意見を云んとて、御説なさるゝは心清きこと尤もなれども、重てケ様の公事は必ず無用たるべし
古人も云ひ置能學三下惠不師其跡と聞、是は以來の爲なりと有て物をば出家の申次第、藏より出し女
人は奉行へ渡すべしとさばき給ふは諸人の批判に違て各別なる故書記す其後女に奉行衆の被官共委し
く尋てあれば此女の持たる子は、本寺の毛沙彌が忍びてもたせたる子也、是以て信玄公の御積り淺から

ず、大慈大悲の名大將と在家も出家も是を感じるは手の外の儀成故紙面にあらはし置候心得給へ、長坂
長閑老、跡部大炊助殿以上

信州岩村田法花宗の僧公事の事

信濃國岩村田に、いかにも少分成百姓あり、此者男は浄土宗女房は法花宗にて男は女を我宗になさんと
云ふ、女は男を法花になり給へと申、何もかたづかず、後は此儀に付て、夫婦の中悪く成然れば男、父母の
爲めに一月に兩度づゝ、浄土の出家を申請れば、女房かほさがをなす、女母の爲に法花坊主を呼參ら
れば男殊の外腹立る、夏の比にてことありつらめ男馬の卵を苜に曉罷出、折節女房母の日に當る、出家
も其日は必ず存じ、いつも參る、此坊主も温天にて、日を厭ひ早朝に罷越衣をぬきて垣に懸せよなき
の傍に立寄小便の用所をたし、井のもとにて手水を遣ひ衣を取てきんとする、女房は御坊の早御越とて、
いそぎ起てかみを取あげ、未だ手水もつかわず、窓よりそをのぞきながら、御僧様早々ましますと詞
をかくる所へ、男もどりあたる、此僧あわて衣のひばを結ぶ、男大きにいかり、惣別にくしと存るに、如
此のもやう共、更に聞へぬ事なりと様々口説を申かけ、たさへて坊主を縛りひとつの宗旨の僧達、近郷
よりあまたきて、重ねての爲なりとて、目安を書て所のしゆぢへあぐれば、乍假初一出家の儀は、私じさ
ばきかなはずして、代官衆の人をそへ甲府の四奉行へあぐる、奉行聞給ひ、出家の非にたんとすれ
ば何にても證據なし、百姓無理と申さんには、様子あやうし、是程少分成義に、鐵火或はみたけの鐘と申
にもあらず、色々ひはらせらるれ共、奉行四人の分別に不叶して無據上へ披露いたさるゝ、信玄聞召
、即時に被三仰出二細かゝりたる出家、よの宗旨ならば種々せんさくも有べきが、日蓮宗に於いては、先誤り
なり仔細は法花經にも五の卷に、入里乞食將一比丘若無比丘一心念佛と、是をくんに讀時はさどに入乞
食せんとらば、まことに一人のびくをつれよ、もしびくなくは、ひとつ心に佛をねんせよと有時は、何とし
て僧を一人やとひてゆかぬぞ、びに又やとばるゝ坊主に事をかくならば、其身一人行共、數珠を取て、いか
にも殊勝成体にてこそ、法花宗共申べき、衣をぬぎ人の不審立様に、狼りに仕り出家のいきをみだす事、
法花經の宗旨には法に背きたる道理なり、さりながらいやしくも佛体をさぬる出家に、證據もなき事に
そこつになはをかくる事、私しにては勿体なし、扱また彼百姓狼籍なりとて頭を切らば、相手出家成ゆ

○甲陽軍鑑品第四十八

○甲陽軍鑑品第四十八
へ其慈悲かくる間、此百姓百日籠舎成、彼野人の女房は此男にそむんも離別も、女人次第、夫は申下に及ばず又此出家、いかにも片方に住、無學の僧にても、得經に背くは、曲事たり、され共右百姓の申儀證據なければ是罪科にも成がたし、經文相違の事計也、經文相違の出家を、其儘をかばいかりなり、經に背かざる様に心ざし、他國へさり、出家を立べし、我分國をばらへどて、青沼介兵衛、市川宮内助、兩人に被仰付、その遠國をたし、能登國へぞ遣られる

甲府法花宗の僧公事の事

甲州府中穴山少路に新立寺と申、日蓮宗の寺あり是に脇寺十四五有、此十四五の中に、林生坊、昌沈坊と云ふ坊主、女房を持、是を近所の町人、ぬきな加兵衛、玉越至左衛門、兩人にてよくどちの女房遊げることならぬ様に隣の坊主に手形をさせ、扱訴人岩間大藏左衛門方へ告る又此大藏左衛門訴人と成謂は、數度の臆病を仕る故也、信玄公慈悲深き大將にてましますにより、彼大藏左衛門家に久敷者の筋なれば、親の跡三百貫の知行を被下候間、何とも手柄をいたすやうにと思召、御陣の在時は馬具足など被下此度似合敷心ばせを任せと被仰れば、いさぎよく請ふひ申ても、勝負の時は、頼てはづす、しかも又遠く逃る事度々においてあり、比興の度に、籠へ入事、七度も、七度めに信玄公家老の衆を召、仰出されけるは、岩間大藏左衛門、種々れどしすかし取立候へ共何共ならず、生れつきたる未練者也、雖然ふだいの者を飢殺すもいかりなり、似あばしき役を仰付らるべしとて、御分國の身小身の侍或は僧俗一切の人の事、惡き儀、訴人申役を、此岩間大藏左衛門に仰付らる、故右林生坊、昌沈坊と申新立寺の法花坊主、女房持候と有儀を岩間大藏左衛門悦び、二人の町人同道致し奉行所へ訴へ申、則四奉行穴山少路新立寺院主の御坊へ書狀を付、林生坊、昌沈坊二人の僧を御藏前へ召寄、扱大藏左衛門と、ぬきな加兵衛、玉越至左衛門、二人よび引合せて、對決させ有て、法華坊主兩人ながら負て申候我々計りにて御座なしとて、法花寺の中をかぞへ立いづれの、寺にも五人六人候と申、我寺の内よりも、十人計り訴人して清僧は二三人ならでなし新立寺にて脇坊十五間の間にさへ、十二人あれば、甲州中には、在郷へかけては二百人も科にかとすこと今の林生坊昌沈坊公事にてなり、扱また諸人の批判には、さいげんなき法花坊機にあがらん、又はあふらんれんとのさた也、奉行衆も此以前、岩村田法華坊主、何にても證據なきさへ以て御分國をばらはる、ま

一本玉越松左衛門トアリ

して是は大方の御成敗にては有間敷、いと改め出し、日記に付言上申べしとて、書立を以て申上る、信玄公間召被仰出は此坊主共皆日蓮宗か、法華修行の僧ならハ不苦仔細は則ち法華經に、貴賤上下持戒毀戒威儀具足正見利根根等雨法雨と有、此經は書きも賤きも高も低も戒を持も破るも、けさをかくるも及、かけざるも直成も邪成も利根成も、等しき法の雨を降すとあり、法の雨とは佛に成事也、さあれば出家も俗も佛に成所別事なくは不苦殊に法華の坊主は我得經をかさにてきての事也、密懷にてなくは日蓮宗、女房持儀不苦、免してもたせよとの御事也、但し清僧ならば又何かあらん清僧へ對じての仕付は尤も有べしとなくは、清僧、落僧の隔て有まじ、清僧落僧の隔には、今の書立、落僧、妻帯役と申物を致せどて安間と云ふ侍を、さいたい役の代官に被成置、其已後女房たいする法華坊主は、皆安間三左衛門方へ、年に一度づゝ年貢を出す也、信玄公大む大ひの大將にて出家を殺すことを不被成しかも其坊主の誦經にて色々に引替、さばき給ふ事、文武二道の名大將とよその國にても感ずるなり
天正三年乙亥六月吉日
高坂彈正書之

甲陽軍鑑品第四十九目錄 卷第十九

- 一 信玄公御一代攻取給ふ城の事 一 氣を見る事
- 一 天正元年五月勝頼公、御家督、大軍穿鑿 一 信玄公遠慮深被成事 一 高坂彈正金言の事
- 一 勝頼公續目御朱印の事 一 諏訪明神夢想の事
- 一 品第五十一
- 一 甲州味方衆心替りの事 一 勝頼公酉の九月、遠州にてぬらひ申事 一 武田方家康方に負る事
- 一 天正二年春、勝頼公東美濃發向 一 同年高天神落城 一 高坂内藤能き分別の事 一 勝頼公濱松迄御働き 一 小田原より檢見被差越事 一 三河先方與平、逆心の事 一 信玄公御吊の事
- 甲陽軍鑑品第四十九

全集ニ右ハ時
信公從五十八
ノ四月十三日
迄公事沙汰八
之存二遊タル
外ニ御穿鑿後
學ニ可成義
條合テ十五通
爲下卷ト
アリ

○甲陽軍鑑品第四十九

品第五十二
一長篠合戦 一同殿後高坂意見の事 一家康駿河に發向の事 同小山後詰の事
品第五十三

一武田最負衆被_レ倒事 一天正四年勝頼公廣須賀發向の事 一飛彈越中謙信被_レ取給入事
一氏政勝頼縁者之事 一伊勢熊野諏訪願書之事 一高坂彈正御意見の事 一信玄公軍御日取の事 一軍法の事味方討なき大事三ヶ條之外在_二口傳_一

甲陽軍鑑品第四十九 自是五品 卷第十九

信玄公御一代攻取給入城之事

次第不同

信州佐久郡志賀の城 かんのみね 飯田 大島 高遠 かわ ころやう 高島 和田 ながくぼ 小山
とや ねつ といし まやま 小曾のかけ 虚空藏 むろか かつらお わたうち 井み すた
まきの島 かつら山 ひき あまかさり わうちやう お山 こいはたけ 青柳 をみ 相木
まの山 内山 岩尾 みどり 平原 小室 あなうや 望月 あしだ ひんたけ 此次追て可
書加_一者乎

上野之内落城之事

松枝 なんもく 鷹巢 くらかの 此次追て可_レ考 箕輪

駿州之内落城之事

府中今川殿御館 蒲原 ゑんのふ 大宮神田屋敷 善徳寺 興國寺 永久保 花澤 田中 初徳の一
じきといふ是はあけてのく此次追可_二書加_一

伊豆之内落城之事

山中 足柄 兩所ながらすてをかるゝ 深澤 新庄 此次追て可_レ考

遠州之内落城之事

ふたまた たくら いぬい 是わはやく御味方中城主天野宮内右衛門也 あまかた 是も降参なり此

次追て可_レ考

三州之内落城之事

長篠の内 大沼 あさかい 田代 八桑 あすり 野田 足助 つくでは御味方申 たみね

濃州之内落城之事

岩村 右の外東美濃、信長持の要害十八ヶ所の落城は少き取出_ををへて勝頼公御代天正二年戌の年也
遠州高天神も同年の夏なり、其後沼津迄、都合二十一、是は勝頼公御代落城なり
飛彈之國にて取出ニツ、是は又信玄公御代に、山縣一手にてせめ取、越中椎名持之取出ニツ、木曾衆、馬
場美濃、真田三頭にて攻取、此ゆへ飛彈江間、越中の椎名味方申仍如_レ件

信州にて 信玄公御代

内村 永鑑左衛門督 小山筑後 福澤同弟甚八郎 鹽尻 牧野大學 あまかさり右衛門尉 前山主殿

望月甚八郎 信州先方本望月弟也 小山田大學 組衆あり

淺利彦二郎 みませにて討死の淺利子息なり 右此衆は 此次追て可_二書加_一

對陣之時氣を見る事、城を巻にも口傳有

右五ツの氣は



一宮



三角



五羽



二商



四徽

○甲陽軍鑑品第四十九

○甲陽軍鑑品第五十

是は山本勘介氣之見様也

信玄公御代之事、天正元年四月十二日迄之儀、右之分如此信玄公十八歳より、信州強敵村上義清と九年取合給ひ、村上負て、越後へ半人なされ、謙信を頼給ふ故、謙信と十五年の御取合、都合廿四年信玄公四十一歳にて、信濃國御一篇也其間件の城どもに、御手間をとらるゝ故、信玄公御弓術も御上手なり、又御年つまり候まで大に國をとり給ふ事もなく、たい五ヶ國にて御他界なり如件

甲陽軍鑑品第五十

元龜四年者天正元年に替る、然れば天正元年四月十二日に、信玄公御他界なされ候に付て、則ち其年五月より勝頼公御仕置也、但し他國諸の敵衆、越後の謙信、岐阜の信長、濱松の家康、其外關東の新田、足利飛彈越中各小敵までの間へのため、又は相州北條氏政公は信玄公御旗下にと有ども、法性院殿御他界を聞候は、即時に敵對なきるべきとある事にて、方々のために信玄公御他界かく候て御わづらひとばかり申ならはし候

百年己來本の合戦さのみこれなし、但し兩度本の合戦これありと申は、永祿四年西、信州川中島合戦遠州味方が原合戦これ兩度合戦也、北條氏康公、河越にて上杉管領八万餘の大軍に氏康八千にて勝給ふも夜軍なれば敵油断のゆへなりさなくば八万餘の人數八千の北條家に何とてしまけ申へき、下総こののだいに於て氏康公、安房の義廣にかち給へども、義廣はじめうち勝、油断の所へ氏康懸りて利運になされ候なり、如此だしぬき、或ひはふたまたにて、小身なる敵にかち或ひは堀をほり、堀をつけうち、我遊心し、又旗下の侍、合戦の場にかいて、俄にうらかへり、敵に成、無理なる勝をば、まけ候ども、負とあまり心にかまからず候、世間にも本の勝負と批判なきなり、國持だち、敵味方どもに、二三万の人數をもつて、白晝に合戦可參候とて、兩方どもに他國の加勢は有ども大將は一人づゝ候て、堀も川も堀も、うらがりもこれなきにうち合、手ことにて鎧を合、勝負をして、實否をつけたるを、本の合戦と申也、是をい

全集ニハ御任
置也ノ下ニ依
て當御代書物
記と号す天正
元年高坂死
後春日惣次郎
書之トアリ

づれと分別にて見申に、川中島合戦と、味方が原合戦也、兩度ながら信玄公御勝利なり、敵味方どもに二千三千の勝負は、諸國にさこそいかほどもこれ有べく候へ共、それは大合戦と申さず候、大合戦にてなく候へば、世間の取さたになき物也、信玄公御勝利の相州みませ合戦も、氏康公、氏政公父子の着給はぬ以前に、北條家の先衆ばかり、きりくづし給へば、本の合戦とは申がたし、北條陸奥守、阿波守助五郎各一類衆△御座候へ共大將の氏康父子着給はざる以前、馬場美濃方へ向ひたる武士の中に、金のせいさつ、金の提燈差物にしたる兩人の武士、是も又けんを争、持ぎ候を、治部市之尉見て、治部は金の制札、市之尉は金の提燈と毛づけを仕り、うち申べく候と申候て、其如く治部も市之尉も右の武士を高名仕り、差物を添へ我備への侍大將、馬場美濃守にみせすして、市之尉は治部を尋ね、治部は市之尉を尋ね、互に廣言のことく仕る、是は古今にさのみなきはたらきなり、然れども武田衆計の手柄にあらず、家康衆も、信玄公の乘にねどらぬ手柄なり、仔細よくはたらき勝負を仕り、あしなみにてにげざる故なり、何たる剛の武士手柄を仕度と申ても、見くづれににぐる敵には、此ごとくなる手からはなるまじきとありて、是につきても家康を日本に若手の弓取と定められ、信玄公仰らるゝは、長尾謙信と、家康と兩人の弓取なり、信長江州築作の城攻落すも、家康被信とものはたらきゆへ、北近江姉川合戦も、信長は三万五千の人數にて、淺井備前守三千の人數にきりたてられ、悉く負たるに、家康五千の人數をもつて、越前の朝倉衆一万五千にて、淺井備前に加勢仕りたる同勢を、家康衆姉川をれし渡、無二にかゝりきりくづし、信長理運にさせたるは、家康弓矢をつよく取故也、金崎發向の時も、淺井心かわりたるをきき、信長は味方をすて、岐阜へ早々引入候所に家康は若狭の敵をきりひしぎ、ねしつけをうたれざるやうにいたしたるは、家康二十五六歳の時分より如此仕るなりと、信玄公御先の侍大將衆に仰わたされ候なり、如件

○甲陽軍鑑品第五十

忠節忠功の心懸を深く、付所望をまさく

慈悲を深く付欲を淺く、但し大身の亂國を取給ふ事、小身の人忠節忠功の奉公にて、所領取儀は、欲深きにてなし、邪欲の事也、慈悲も罪科のものを、あわれむ儀にてはなきなり

○甲陽軍鑑品第五十

遠慮して態懸を深く、付遊

人をふかく付我身をまさく

二百十七

○甲陽軍鑑品第五十

山或ひは樂事淺く 人を仕ふに穿鑿を深く被_レ成付折檻を淺く

第一國持の慈悲をしらぬは、むさど欲深し、理非なく、欲深ければ其下の出頭衆、邪欲をかまへ、艸づとにふけり、かのれに音信仕る者をば、せんさくもなしに取立、諸奉行或ひは諸役者に相定候は、其者ども上をまなび、國法軍法にそむきたるものをも、我氣を取人は、惡事をもれしかくし、法外にわたくしをさばき、科なきをもさへおしたをし、慈悲少しもなく、その大將のあやうきをしらず、上杉則政の家の中のごとくに成て、悉く意地むさき人多きなり

第二に國持の人あさく、我身をふかく御座候へば、出頭衆をはじめ、悉く走り廻るほどの衆身に高慢してよき證據もなき儀を、互ひにほめあひ、ほまれにさすれば、國あやまち有物也、其上民のつまるもしらず、下々の迷惑もしらず、殊にすまじきいくさなごありて、つねに其めつきやくこれあるなり

第三に國持給ふ大將の、崇敬有る侍衆、忠節忠功の心懸淺ければ、其家の下々迄、主君の御爲をも思はず、手柄もなきに、所領をほしかり、大剛の武士をも、小身なればあしき證據もなきにそしり、縦ひ臆病なるをも、親に譲られ、所領澤山に持、金銀米鏡持たる分限者をは、侍の事は不及し申、町人地下人迄をもほめたてよき證據もなきに、手柄の人かなと申ならはし候故、分限にさへあれば町人などまで、うはもり剛の武士の居たる所にて、武籍難談を仕り、皆悉く慮外はやり、大平者繁昌いたし、能武士は次第にさたなくなりて、其家其國弓矢よはくなるものなり

第四に出頭衆遠慮淺くて、慇懃なければ其家の諸人先の考へもなく、遊山にふけり身をかさざり、恥もしらず、朝暮不足をかきても恥と思はず國法にそむく者多く、いひごと有てあやまちを仕、或ひは死ぬまじき所にてむたと命をすつる事も有、又はひる強盗など仕り、政道ならざるは、はかにもたざる仕置なり、如_レ此有か其もとは走り廻りの衆遠慮あさきよりおこるなり

第五に國持の人をつかふに、せんさくあさければ、取まじき人知行を取、崇敬ある衆の親類の者、大身の親類分限者の身よりの者計りば、をとして、しそこなひ有ても、能き縁者の影に、身体は何事有間、敗候と思ひ其上縦へ何たる惡事仕り、干に一ッ身体破れ候共、命にも、怖畏有まじきと存すれば、國法をそむきてもく、るしからざるを、能き親類もたざる者のしかも、分別なき人々、是を見て能者のよしみさへ、背き候に、我等

式は猶以て大將の御ためも、さのみいらざる心得、そむく事多くして法度あれ共、種々の惡事出來して申事たゞざる者也、如_レ件、右の五ヶ條、裏表十ヶ條なり、是を能々分別なきるべく候
天正元年五月より、其年中に諏訪、富士、戸隠を始五ヶ國の諸社諸寺へ、勝頼公續き目の御朱印出る也、右の内諏訪富士戸隠三社の事、是に書す残りは事多し、かくに及ばず

定

從_レ法性院殿被_レ渡下_レ候御判形之旨、自今以後彌々不可_レ相違_レ者也、仍如_レ件

元龜四癸酉年九月五日

甲州郡内の安左衛門と申者は、安藏主と云ふ出家がへりなり、信玄公御意に入、俗人に成り一正に乗會衆の中に入、御陣の御供申、二三度も弓矢の心ばせ有_レ之右の安左衛門、信玄公御他界被_レ成候に付御跡目御武運長入の爲に諏訪へ日ごもる事、六月朔日より八月晦日まで九十日也、其内七十一日目に夢想をみる其歌に、
諏訪明神、たゆる武田の、子とむまれ、代をつぎてこそ家をうしなへ、
と見て後諏訪の祝部（おまじり）に、隱密に是を語る、祝部聞て、此度續目の御朱印を戴き見るに諏訪の御神体の御判と勝頼公の御判一ッなりと申、ふしぎなり

甲陽軍鑑品第五十一

天正元年癸酉四月十二日に信玄公御他界なされ候へ共、三年かくし候て二年めに御死骸をば被_レ仰置候とどくに仕り、御とふらひと信玄公御遺言に候、去ながら跡方に大かた御他界と推量いたし候へば、北條氏政、越後謙信へ信玄公御他界のもやうと有て、使を御越候、内々に遠州濱松家康へも、小田原氏政より被_レ仰通_レ候、駿河先方の内にも朝比奈駿河、岡部丹後、兩人は信玄公へ能したしみ申、内々をみだをながし候、其夜に岡部二郎右衛門をはじめ、悉くかほの色替り候、殊更三州先方奥平美作守子息九八郎、ふりかわり候、仔細は右の武士物をよみこひ候故、勝頼公酉の年の御年筈を、まへ申の年極月末に、

○甲陽軍鑑品第五十一

○甲陽軍鑑品第五十一

一本ニ遠光山(城下ノ間)上道ニ里アルヘシトアリ

一本ニ遠光山(城下ノ間)上道ニ里アルヘシトアリ

卦は考へ申候、其詞ばに云ふ、はせんに入去てかりぐんとしようすと有き、奥平父子間、信玄公巳の歳にて御座候間、御他界大かた無、疑と存候て心替り也、是に付勝頼公、東美濃へ同年六月、御はだらき被成へきと仰られ馬場美濃、内藤修理、山縣三郎兵衛高坂彈正、四人を始め各家老衆申上るは、信玄公御用、今年三年めにあそばされ、其上敵方より當方へ取懸申を、御侍候て尤もと申、長坂長間、跡部大炊介申上るは、御屋形の御意と、家老衆の分別と、間をとりて申べく候、先當年は五ヶ國の惣御人數をば相止られ甲州一國の勢を二ヶに分け、山縣三郎兵衛先にて穴山殿、一條殿に、道遠軒を大將分になされ、遠州へ御はだらき尤もと存候、又三河へは、馬場美濃を先に、小山田兵衛尉に典麻を大將に御定有て、長祿の城家康取詰め候此後詰に御手づかひ尤もと申上る、長閑大炊介諫めを、勝頼公御崇敬候て、三河へ典麻馬場美濃小山田はたらき也、然れ共信玄公御他界故、上から下にいたる迄、憶意力なくして、長祿のむかひ、いぬの小山へ典麻御着候時、長祿の城を、信州先方衆あけて、家康へ渡す、扱て又遠州もと申所にて道遠軒御遠慮、淺き故、家康家老の本田作左衛門、本田平八郎、柳原小平太、三頭に道遠軒負け給ふ穴山殿一條殿二手をもつて、お返し返し給ふ、山縣三郎兵衛は、家康持の小屋おとしに、人數をつかはし候が、道遠軒御取軍を聞き、一騎がけに、もりへかけ付候へ共家康衆、勝てかふとの緒をしめ、早々引取故、五日に山縣をはじめ各武田勢甲州へ引いる、信玄公御他界故、武田の御備色かはる、本はこれなり

同年酉九月、勝頼公遠州へ御馬を出され、みつけの府迄、御働き候て、ふた俵、いぬい、かりみやう、あまかたたより筋、各御持の城々御仕置有て、家康持の城懸河を、御願見なされ、御歸陣有に家康分別いたさるをもつて、懸川の城代、石川日向守に申付、勝頼公を鐵炮をもつて入坂の切通しにてねらはする、さりながら、馬場美濃守工夫思案のはかりことある名人故、是を見出し、家康衆三人にて、勝頼公をねらひ申者の内、味岡と申者を甲州方へ生とり候也、馬場美濃守申され候は、信玄公御代より、當年まで卅一年の間、是を心懸候、甲信の堺、又は信州北さまりてより、信州飛驒の堺、越中信州の堺、東美濃、東三河、上野武藏の堺、新田足利此度の遠州入坂と、切所のあやうき所を心懸候に、其分別あり候故、勝頼公、當年廿八歳のわかき御大將をむなししく申さず候と、馬場美濃守、はじめていんげんなり、付此御陣御歸に遠州すわの原に、城を一ツ御取候、馬場美濃守典麻兩侍大將の纏ばりなり如件

一本ニ二月下又トアリ

苗水、香野、今見、中津川、大井、幸田、戸崎、大野、原、大羅、千駄、坂、本、山、助、ト、又、此、時、ト、民、部、ト、稱、ス、ト

飯波狭ノ城

一本ニ井伊テ飯尾トス

天正二年甲戌二月中旬に、勝頼公五ヶ國の人數をもよほし信長方へ御はたらきなされ候、信玄公御代に東美濃岩村かりか城をせめおとし城代に、秋山伯耆守、信州先方には、座光寺を始め、三頭都合秋山伯耆守に四頭二百五十騎あまり、右の城御番勢に伯耆守付らる、時、遠山の郡代は秋山伯耆守也、此伯耆守は則ち居城美濃侍ひ、岩村殿の後家を妻女に仕り候後家は、織田彈正忠勝、信長のため伯母なる故、内々種々信長より伯耆守方へ無事を作り申され候へ共、伯耆守少も合點なきゆへ信長より美濃先方の侍衆小城をかまへたる人々へ信長衆を十騎十五騎ばかりづゝ、警固にさしそへ、其外取出をこしらへ、都合十八ヶ所岩村、秋山伯耆守押への爲に申付らる、仔細は其比は美濃の岐阜信長の居城なる故、用心のため、に多くの城を取立られ候然れ共、岐早へ上道七八里ちかくまで、武田方へとりひしぎ、秋山伯耆守も、焼ばたらき仕候殊、更右申勝頼公御馬を出され二月半ばより四月上旬まで、信長こしらへかかれたる取出城ひは美濃先方衆、信長へ降参の人々の城共都合十八、勝頼公御代にせめおとし被成候、其城共はなき、かうのふせつ、しまみ、あてら、せとめ、大井、中津、つるひ、かうた、せとぎ、よつた、し原、明智此城へとりつめ、遠山與介をせめらる、時、信長六方あまりの人數をもつて、後詰なり、明智の向ひ鶴岡と云ふへ信長の先衆、二手取上る山縣三郎兵衛手勢奇騎相備へ衆、合せて六千の人數をもつて、かねて覺悟して彼道筋押へに罷立候、信長勢を見て、山縣少し鶴岡山の方へまはりかくるを見て、信長勢早々引取跡へ歸る、山縣衆鏡ひ懸つて、是をくひとめ申べきと、跡をしどふ、上道四里、山縣衆六千の人數をもつて、信長衆六方あまりを追申候然れども其後は山縣下知しておはす候扱て又信長は、上道四里こさりて陣を取申され候、信長勢山縣三郎兵衛にかち候て、都合上道八里こさりさる故、明智の城を力なく勝頼公へわたし申候、信長警固の衆十六騎の内、九騎討死仕候残り七騎はかくらる、其後いひはさまの城へ信州河中島衆の内、三備をもつて取詰らる、馬場内藤を始め家老衆各申上らるは、此いひはさまをば、先づ此度は指をかれ、重ねての事になされ、早々御馬をいられ尤もといさめ申候仔細は、餘り十分にあそばし候事、いかゞに候とある、扱又長坂長閑跡部大炊介申上る、各家老衆分別だてはいかゞ、仔細はいひはさまの城一ツを置給ひて、更に所詮なき儀也と申候へは、勝頼公長閑跡部大炊介申分尤もと御託也、さるほどに半人衆、名和無理、介、井伊彌四右衛門、五味與三兵衛三人をはじめ諸半人、御訴訟申

○甲陽軍鑑品第五十一

又藤原八郎
十三日武田兵
庫を以て訴訟
申すアリ

一木ニ五月三
日勝頼公甲府
御出馬下山よ
り高坂(今)
万澤ナレルベ
シ(四日小山六
日相良七日ニ
高天神城へ
取路るトアリ

○甲陽軍鑑品第五十一

二百廿一

は御代かわりに、半人衆御奉公に、彼いひはさまを攻取り、進上申べく候と申是を聞、御旗本近習衆、外様近習衆、各申は御代かわりに御旗本にて、此城を御せめなさるべく候仰く御家老衆十分候にては、事如何有、遠慮は内々の儀にて候敷々所要害落申ての後此いひはさまばかりかなはずして、さし置給ふと、敵方に取られたこれ有を半人衆せめおとし進上申に付ては、治まる所の大事の儀は、半人衆仕ると、諸國のさた候は、勝頼公御ためいかに候、是非彼城をば御旗本にて仕るべきと申これ尤もと、長坂長閑、跡部大炊介合點仕り、即ち申上る勝頼公御分別なされて被仰付べきと有り旗本のさたを聞、城まきたる先衆申は、彼城の義御工夫ありてせめらるべきと承り候、さなくして半人衆、近習衆あらそひてせめらるべきと御訴訟、近比先衆恥にて候間、いざせめ申へきとて、たゞ一時にいひはさまをせめおとし、信長より奮固衆十四騎の武者を、一人ものこさず討取、いひはさま右衛門を、本城の藏へれしこみ生捕て進上申候間、勝頼公御機嫌さからず候、各大小上下共に、武田勢申は、御代かわりに飛鳥もあつるほどの勝頼公、御威勢なりと、いさみて足輕悴者小者、歌を作りて、うたひ申候其歌は、信長はいまみあてらや、いひはさま、城をあげちとつげのくし原と、うたひ候事は甲州信濃の下劣の詞にてあさなる事をばあてらき事かなと申候ゆへにかもいまみあてらと云ふ城落たるゆへ也、四月上旬に、御馬入なり

同年戊五月勝頼公御馬出され、遠州高天神の城へ取詰給ひ、家康旗下の、小笠原與八郎を、せめ給ひ候へ共家康一人の後詰ならずして、信長を引出し候、其使は小栗大六と申、家康ふだいの三河侍なりと、濱松よりの生捕如し此語り申候、扱て勝頼公は、信長家康兩旗にて高天神の後詰仕られ候は、勝頼公一心の覺悟をもつて、合戰遂らるべきといさみ、か山堺と申所に、陣取後詰を待給ふなり、或る時城より追手池の壇へ筒を出し足輕有、小笠原内渡金大夫林平六、吉原又兵衛伊達與兵衛、小池左近など申者、心はせを仕る内藤修理同心の内に、手柄の武士多く、駿河先方には、岡部治部是は岡部次郎右衛門弟なるが、信玄公味方が原合戰の時も、毛付を仕り、高名いたす、大剛の武士なり、同忠二郎、大塚三介、此衆其節籠を合せたる人々なり、其後七月高天神落城は猿もどりと云くるは、岡部二郎右衛門衆、取つめせめ申候に、次郎右衛門下におひて、朝比奈金兵衛と云ふわかもの、右中剛の武士、岡部治部、一番に鼻へ乗ゆへ落城也但七福部活部、その下に討死する、金兵衛につまき屏へ乗人、岡部忠次郎、鈴木彌次右衛門也、其後かなはず

して、降参申小笠原は富士のしもがたにかいて一方貫の所領御約束にて、高天神城をあげ渡す、信長家康をすけ後詰に出られ候へ共、高天神の落たるを聞、早々引返し、岐阜へ歸陣なる、かくて遠州きとくぐん、勝頼公御代に御手に入、其年の春、美濃にかいて數ヶ所の要害せめれと給へば信玄公より、勝頼公の御弓矢増給ふと、各取さたなれ共、信玄公名大將にて、御威光つよきゆへか、臆意力なき事、大小上下共に如此さありてきとくぐんの、御仕置なされ勝頼公御馬、七月中に入、是れ勝頼公二十九歳の御時也如件

甲府御館に在りて、御祝ありて、めし出しの御盃侍大將衆に被下、高坂彈正御盃を被下、立ながら長坂長閑にむかひ、武田の御家、滅亡と定めらる、御盃是なりと申、長閑聞候て、いわれぬ彈正申様哉と、挨拶なり、其後内藤修理と、高坂彈正と兩人ながら申は、三年の内に當家滅却と申さるゆへ、各相尋候へば内藤も高坂も、挨拶に、東美濃にて數ヶ所の落城候て其上高天神落城して、きとくぐん御手に入故、各家老の申事勝頼公御取あげなく、長坂長閑、跡部大炊介申ととくに可被成候間やがて信長家康、兩旗を相手になされ勝頼公無理なる御一戰遂られ候は、面々かたく皆討死候て、其後武田の家、滅亡うたがひなし此もとは東美濃、遠州きとくぐん、兩所に在りての御手柄しかも一年中に如此なるゆへ也とかる各是をきく、高坂内藤慮病分別なりと笑ひ申す猶以て長閑大炊介申され候より、勝頼公も内々にて、高坂内藤をあしくおほしめ候といへども、信玄公御代よりの侍大將なれば、高坂勝頼公御ちかく参り人をのけ御意見申上る、其儀は東美濃を信長子息是に居られ候御坊に下され、たれぞちかき御親類中のむこになされ、信長と無事にあそばされ、又きとくぐんを、家康弟源三郎、信玄公御代に入質にめしをかかれ候、此源三郎懸落にて候へども、無事のあつかひなさる上は、萬事を指をかれ信玄公御息女子おきく御料人、伊勢の長島へさし、信玄公御越し有べきと定らる、家康舍弟へ、此御料人をかこし御申有、信長家康と無事をなされ小田原を押し給へかし、さ候は、信長の御恩より家康忝なく存せられ加勢を申さるべく候、猶以て信長は都の敵をしたがへんために、當方と御無事よろこび申され、加勢差越申さる事、うたがひ有まじく候、さやうに候は、當方の御持なさる國、小田原北條の持分一ツに御支配候は、以來にかいて勝頼公思召かなはざる事有まじく候と分別いたしたると、彈正勝頼公へ申

○甲陽軍鑑品第五十一

二百廿三

○甲陽軍鑑品第五十一

に當てさき坂
六郎三郎松井
因幡三百余
長閑に渡す、信玄公の御相に、小笠原慶庵を頼敷思召、御話相手に被成大勢の中に慶庵をば大事の所
へめしつれられ候ひつるはケ標の人と慶庵を御目利あり、信玄公を諸人貴ひ奉るは尤なり、其後やがて
勝頼公甲府へ御歸り候へ共信虎公をば伊奈にさし置なされ候は、長坂長閑分別よき故也、信虎公やがて
御他界なり

御重代拜み申へきと、被申で信虎公の御傍へ参り勝頼公の間へ入御腰物を無理に奪取、鞘に納め戴ひて
小田原北條氏政より信玄公御他界かど有義、能く見届申へきために○いたひえ岡江雪を差越なされ候武
田の家老各はかりごとをもつて江雪をしばらくとめ、任職を任り、其後夜に入道遙軒を信玄公と申御
對面なされ八百枚にすへをき給ふ、御判の中にていかにも御判の不出來なるを、えらび御返事をかき江
雪にわたし候へばさすがにかしこき江雪もまことに任り、小田原へ歸り信玄公は御在世也と氏政へ申
上候故、御他界のとりさたなきなり、以上

小田原北條家は如此なれ共、三河先方の中に奥平父子、ふりあしき故懸紙を仰付られ其上九八郎内儀
を人質に召され候を聞、家康親に九八郎を仕候へと、信長あつかひをもつて奥平父子、逆心仕つられ
候それにより、奥平九八郎女房衆を機物に勝頼公より懸なされ候、則ち長篠城に奥平こもりおるなり
天正三年乙亥四月十二日に信玄公御とらひこれあり、宗旨は禪宗關山派本寺は都妙心寺也其東堂衆
をもつて七佛事と云ふ事有り、その次第は鎮西は藍田和尙、掛真は東谷和尙、起龍は説三和尙、念誦は圭
峯座、葬衆は噺首座、奠茶は、速傳和尙、奠湯は高山和尙、導師は快川和尙とぞ聞へし、道六開廣く兩方に
虎落をゆひ、いなばきを敷其上に布をしき其上に絹をしき、勝頼公、典座、穴山殿、仁科殿、葛山殿、望月殿、
道遙軒御親類衆、各御籠に手を懸御供なされ候、御位牌は御曹司信勝御持有、其年九歳にて御ども被成
候侍大將衆直參衆各御ども也、又被官衆は虎落より外を御ども仕り候東堂達のかされ事長禪寺高山和
尙の奠湯ばかり承り覺へ候故如此
一服、反魂死、諸葛作、龍、吞、却盡扶桑
右の後勝頼公御馬を出され諏訪明神へ御社參有に、龜の甲の御籠かれ候其後高遠へ御着有に堅固なる
櫓られて御小入衆一兩人死す勝頼公御馬上手にてまします故、げたてゝめし候、御馬の後ろの左の足櫓

のくづれへちどかりたるは、あぶなかりつるに御堅固なり、めでたしと申者もあり、けんごなる櫓如
此なるは物怪なりとつゝやくもあり已上

天正元年四月信玄公御他界あり其秋勝頼公廿八歳にて、遠州御働きの時、草履取二十内外の小者共十五
人狭竹をもち物手の跡にさがりたるを敵方の馬乘三騎出、草履取を一人きる所に、残りて十四人狭竹に
て馬乘を一人うちおとし、からめ取て日暮に及び金谷へ來り、此生捕をさし上申候、武田方の人數五十六
十跡より参り候は、あまりの手柄にてもなく候へ共、惣御入敷れしはらひ、しかも懸川と久野との間に
て敵の領分の中に此なるは能々勝頼公鋒さきつよきゆへ也是ども信玄公御鋒さきのあたふま
りにて候、馬場美濃、内藤修理、山縣三郎兵衛、高坂彈正、各功者衆批判に武田の御弓矢はや頂上へあがり
候へば、大にあやうき事なり是は偏に大負の端相とてこのほか侍大將衆悔み申され候は後ちにぞ思
ひしられたる如件

甲陽軍鑑品第五十二

一本よ三州
り谷トアリ

其後勝頼公信州より遠州平山越を御出あり、三州うりて云ふ所へ御着被成、長篠奥平籠居たる城へ取懸
御せめなされ候に、家康後詰ならず、結句山縣三郎兵衛にかしつめられて悉とく鹽を付られ候ゆへ信長
引出す其使は、家康ふだいの旗本奉公人、小栗大六と申者也、二度の使に二度ながら信長出まじきとの
御返事也、二度に家康小栗大六に申付らるゝは信長公と起請書き互に見つき申へきと申合候とぞく、江
州築作より此方若狭陣、姉川方へ我等も加勢仕り候、此度信長公御出なくば勝頼公へ遠州をさし上、
我等は三河一國にて罷有候は、唯今にも四郎殿と無事申へく候、左候て信長今長篠の後詰無御座に
付ては、申合候起請をなたより御破なされ候間、是非に及ばず誓段を氷に仕り勝頼と一和して先をいた
し、尾州へうちて出、遠州の替地に尾張を、四郎殿より申請べく候さるに付て四郎殿を旗本にして、我等
はたらし出る程ならば、恐らくは一日の間に尾州は此方へかたづき申へきと存候へ共其儀しらく申事
は無用、大形聞知り給ふやうに、矢部善七迄申理候へと、家康小栗大六に被申越候、又信長家康、毛利、河

○甲陽軍鑑品第五十二

一本二一日
十日トス

内佐久間右衛門加勢に参り候へども三州長澤より此方へ出る事ならず候、さる程に小栗大六岐阜へ罷越此趣きは、おじかくした、信長殿御旗本を出され候やうに申候へども、三度目の使ひにも出まじきとある儀也、そこにて家康使ひの右の臆意を矢部善七に申渡す故信長出る也、又さすが大身の信長も若き勝頼公をかみ出かねられたるとは、合戦過五十日の内に聞へたり、然れば彼長篠にて武田の家老馬場美濃守、内藤修理、山縣三郎兵衛、小山田兵衛尉、原隼人佐各老若共に申候は御一戦なさる事御無用なりと種々申上候へども、御屋形勝頼公と長坂長閑、跡部大炊介は一戦なされてよしとある儀也、御屋形此御年三十歳なれば、長閑大炊介申を尤もと思召明日の合戦やめるまじきと、御旗本しを、御醫女にあそばされ候ゆへ、其後は誰とて、物申事ならずして、三州長篠において、天正三年乙亥五月二十一日に勝頼公丁三十御歳にて大將御一人、人数は一万五千、敵は信長四十二歳子息城の介殿廿歳其弟十八歳家康三十四歳子息十七歳、人数は信長家康合せて十万じかも柵を三重より、切所を三ツかまへ待うけての所へ勝頼公一万二千の人数にて、かゝりて防戦を御遂げ候に二戦には皆武田方勝申候仔細は馬場美濃守七百の手にて佐久間右衛門六千ばかりを柵の内へ追こめおひうち三三騎討死申候、瀧川三千斗りき、内藤修理衆、千ばかりにて柵の内へ追こみ申候、家康衆六千ばかりを、山縣三郎兵衛千五百にて柵の内へおひこむ、されども家康強敵のゆへ、又くひつき出る、山縣衆は味方左の方へ廻り敵の柵の木いはざる右の方へおし出し、うしろよりかゝるべきとはたらくを、家康衆みしり、大久保七郎右衛門てうのはの差物をさし、大久保二郎右衛門金のつりかみのみをさし物にて、兄弟と名乗て、山縣三郎兵衛衆の、小菅五郎兵衛、廣瀬郷左衛門、三科傳右衛門此三人と詞をかかし、追入おひ出し九度のせり合あり、九度めに三科も小菅も手負引のく、其上山縣三郎兵衛くらの前輪のはづれを鐵砲にて後へ打ぬかれ則ち討死あるを、山縣被官志村頭をあげて甲州へ歸る其後、甘利衆も一せり合、原隼人衆も一せり合跡部大炊介も一せり合、小山田衆も一せり合、小幡衆も一せり合、典麻衆も一せり合、望月衆も、安中衆も何もせり合には、皆柵際へ追詰かち申候甲州武田勢、中と御左とは如此、切次右は眞田源太左衛門同兵部介、土屋右衛門尉、此三頭は、馬場美濃守衆へ入かわり候へ共、上方勢は家康衆の如く柵の外へ出さるゆへ、眞田衆かゝつて柵を一重やぶるとて、大方討死仕り候、或ひは手負引のき候、中にも眞田源太左衛門兄弟な

がら深手負則ち死す、其次土屋右衛門尉申は、先月信玄公御とふらひに、追腹をきるべきに、高坂陣正に意見せられ、かようの合戦をまてと申さるゝに付、命ながらへ候、唯今討死なりとことわりて、敵出ざる故、自身かゝつて、柵を破り候とて、土屋右衛門尉其歳三十二にて則ち討死也、馬場美濃守七百の人数も、大形手負引退く或ひは死て八十八人餘にて、馬場美濃は、いまだ手もおはず同心被官をば皆のき候へと申断給へども、さすがの武田勢なる故、美濃を捨てのめす、穴山殿衆は、せり合なく引のく、一條右衛門太夫殿、馬場美濃傍へ馬を乗よせ、一所に御座候時、一條殿、同心和田と申者、其歳三十歳ばかりなれ共、弓矢に利發なるゆへ、馬場美濃守殿に向つて御下知あれと申、美濃守是れを聞、にここと笑ひ、引のくばかりの事にて候とて、のかれ候、さりながら御旗本のくづれざる間は、のかずして勝頼公の大的字の御小旗、敵にかしつけをみせて後のき給ふ、其後は一條殿も、何れものきなされ候、但し馬場美濃守殿は、のけはのき給へ共、長篠橋場にて少し跡へ返し、高き所にあがり馬場美濃にて有と、討ておはへにせよと尋常にことばり、敵四五人にて鎧をもつてつきかんとすに、刀に手をかけず此歳六十二歳にて生害なるは、勝頼公此合戦思召といまり候らへと御意見申に美濃守意見を御聞なきゆへ、そこにて長坂長閑、跡部大炊介にむかひて合戦をすゝめ申旁は、自然のがれ給ふ事も有べく候、とゞめ申馬場美濃は大形討死なりと申されたる、言葉ゆへ如此、扱又勝頼公に付申は初鹿野傳右衛門、此年三十二歳、土屋右衛門尉弟土屋惣藏、其歳二十歳にて、兩人御供也、土屋惣藏若輩なれ共、剛なる心故、兄の右衛門尉を心もとなく思ひ兩度跡へ乗さがる、勝頼公は、土屋惣藏を、深くいたわり給ふ故、兩度ながら御馬をどゞめられ惣藏を先へたてゝのき給ふ、其次に、典麻歩者三十計り馬乘三騎にて退給ふが、幌をさし給はざる故、勝頼公仰らるゝ、典麻紺地金泥のはる、四郎勝頼と我等の名を書、信玄の御時、御先を仕るに、唯今は我等屋形のためなるにより彼幌典麻にゆづり、是をすて給は、護たるは内の事、勝頼が指物をかどし述べたるといはれんは、信玄の一代をくれを取給はざる、御名をもよこす殊更武田の家、跡二十七代までへの勝頼一人にて不孝に罷成候、此幌を捨てはのくまじきと被仰候故、初鹿野傳右衛門、典麻へのりよせ、此由申候へば、さすがの武田武者、弓矢さかんに候により、幌申をば捨、幌衣を典麻かどなの、青木尾張と申者、此幌衣を頸に巻て参り候とて則ち傳右衛門に渡す是を傳右衛門受取勝頼公へ御目に懸候へば、勝頼公取て是を御腰にはさまれ、のき給

ふ傳右衛門此御使に参り、ゆき五六町ありき申候間勝頼公御馬をどめられ候其節御馬草臥てうごかざるに、初鹿野傳右衛門御馬に壁をかけ退候へ共むかしが今にいたる迄、武田大將のをくれ軍に馬すまぬ物也、然る所に笠井肥後守申、信玄公御代より旗本に於いてゆびわりの剛の武者いづくよりか勝頼公御馬の進まざるを見て、はやめて來る馬よりとんであり、是にめし候へど申、勝頼公被仰は左様候は、其方討死有べきと仰らる、そこにて肥後守命は義によつてかろし命は恩の爲に奉る、我等せがれを御取立有て被下候へど申て此馬に屋形をのせ參らせ候其身は屋形の御馬を手綱を取ていただき乗て跡へ一町ほどとどり討死する、左有りて信玄公勝頼公へ御護ゆるし給ふ、諏訪法性上下大明神と、前だてにあそばざる、御甲、信玄公御秘藏の故諏訪法性の甲と是を申、此御甲を勝頼公も御秘藏なされ候へ共五月にて温天故、初鹿野傳右衛門に御もたせ候傳右衛門いそがはしきはより此御甲拾申べく候と申て是をすつるされ共小山田彌介と申武士跡にて是を見付名高き御甲を捨てはいかゞと有て取てもとるケ様は何れも残り申す義理深き剛の心有は偏へに信玄公の御威光強くまします、御あたゝまりにて御他界天正元年酉年なれ共天正三年乙亥五月まで二年の間よき事如此、是勝頼公三十歳の御年三州長篠合戦是也、申州方侍大將足輕大將小身なる衆まで剛の武士大形悉く討死して負合戦也、討死の衆馬場美濃守内藤修理少輔、山縣三郎兵衛尉、原隼人佐、望月殿、安中左近、真田源太左衛門、同兵部介、土屋右衛門尉、此次退可考、足輕大將横田十郎兵衛、此次退可考、城伊藤深澤、小幡又兵衛あすけ、こされ候ゆへ、是兩人は足輕大將の中に殘る、御飛脚をたてられ頼て甲府へ召寄らる、甲州勢此節小勢なるは、越後謙信より前成極月、一向衆長遠寺をよび、勝頼公へ御ことわりは、遠州三州美濃三ヶ國の間を來春勝頼公御上洛候へ、謙信は越前を罷上るべしとあれ共、勝頼公御退事御合點なき故、輝虎腹を立て申され候、其上東美濃遠州きとうぐんにおいて勝頼公よろしきを聞、謙信信濃へ打出す候は、勝頼公に恐れたると諸國はていはれてかど存せられ信濃へ手を出すべき其内々存せらるゝとあるが事聞、一方餘信州勢を高坂彈正にさしそへ越後のおさへに置給ふ故、勝頼公御人數長篠へ一万五千にて御出候、其内をも長篠城奥平をさへに二千、鷲の巢山兵庫殿を大將に、年人衆雜兵千は名和無理介、井伊彌四右衛門、五味惣兵衛三人を頭はさしきある、是れば一人ものこらず兵庫殿をはじめ大形討死なり、如此一方五千の内三千

小馬場

費え候て、信長家康にむかふはたゞ一万二千にてかやうになされ候なり如し件

高坂彈正謙信の御前をよく申付、八千にて、こまなばまで御迎ひに出る、三年前信玄公御他界の節、かやうあるべきと、高坂彈正存候て、信玄公討かひの御持鎧に小熊のたれの鎧しるし二十本、鎧の甲の御鎧二本合せて二十二本御持のはかり迄、段子にて内々支度仕り爰かしこにかくし、二人三人づゝ三日の間に、出じ甲府へ、勝頼公御着の時、少しも御旗本にも障りなきやうに仕り候は、高坂彈正やさしくも信玄公御玉夫のふかきをおぼへて、如し件

宿の通りは候へ共都の町人其外諸國の商人、甲府に罷有故落書をよみ、札にかきたて申候

信玄のあとをやうく、四郎殿、敵のかうより名をばながしの

高坂彈正、勝頼公へ御意見申五ヶ條は、
駿河、遠州、氏政へさし上られ北條氏政の幕下にならせられ勝頼公は甲州、信州、上野三ヶ國にて氏政の御先をなさるべきと被仰御尤もに候事

右の上、氏康御娘子御座候由、承り及び候間是をむかへ取、勝頼公、氏政公の御いもうとむこに御成御尤もに候事
木曾を上野小幡へ御越、小幡上総を信州木曾へ御越、御尤に候事
唯今迄、足輕大將衆をみな人敷持に被、飛馬場内藤山縣三人の子供を初め、皆同心取あげ奥近習にあそばし小身にて召つかはるべく候、明日に我等果候は、源五郎をも、小身になされ、我等同心被官誰になりとも御預け、御尤もの事

典麻穴山殿に、腹を御きらせ有べく候、穴山殿を、典麻に仰付られ、典麻をば我等に仰付られ、尤も申候へ共勝頼公御合點なく候て、五ヶ條の内、小田原北條氏政の御妹嫁に御成候事計りに、御點を懸られ候眞田源太左衛門跡に弟喜兵衛をすし給ふ計也、如し件
信長家康此合戦にかち、めでたじと悦び候て、信長家康へむかつて申さるゝは、其方に駿河國を出し候三河遠州の儀は無異儀、城をあげわたすべく候、駿河は家康手前にて叶はず候は、加勢申べきやとあれは家康申さるゝは我等一心の覺悟にて少しも手間をさすじく候とあれば、信長機嫌よくして我等は東

○甲陽軍鑑品第五十二

二百卅二

倉澤
蘆田

美濃岩村へ取懸秋山伯耆守、座光寺其外の者共を、うつとり候て三年の内に、信州へ取懸候はんとありて岩村へよせ候へば秋山伯耆守、中々備を出し、信長を少しもせざる体をみて、おきかき、信長越前へ取懸其年七月、朝倉をたかし扱又家康は、長篠の合戦のきはひに、駿河由井くら澤まで、はたらき引取て遠州ふたまたへ取懸候へ共、あした少しもよはげをみせず候故、家康三河侍を悉くよせ、猿樂をあつめ、一日能を仕り、次日に懸川まで出、其次日すはの原へ取懸、六月七月八月まで、せめ申さるゝに付、すわの原の城家康へあけ渡す、家康ねどな酒井左衛門と云ふ侍大將申は、甲州方の城はやおしれど候以來には、次第に如し此有べく候早々馬を入給へと申候、家康是をきかず、小山の城へ取懸べき由申さるゝ、酒井左衛門申は、信玄の弓矢古今たれしれなる跡なれば、勝頼やがて後詰仕らるべきと申、松平左近と云ふ、家康家老中は尤も、小山城へ取懸給へ、勝頼公は、五三年の間にも出る事なるまじく候、仔細は能者を大小共にあまた討死させ、其上越後の謙信に、信濃をどられざる様にどこそ、はげみ申べく候へ、何として此方へ罷出らるべく候、然る所に小山をせめねどし給へば、高天神二侯兩所を、たゞとりになさるべく候と申に付、左衛門尉も其儀にまかせ、小山へ取よせてせむるなり、小山の城には駿河先方侍大將五頭罷在かくて八月に成候へば、勝頼公は甲州信濃上野勢名有る者の子孫或は弟など出家に成、町人に成罷有を皆よび出し人数を二万餘り作り、八月中に、遠州小山後詰なり、家康勢をみてまきたる小山を、まきはせし立退候駿河先方城より、くひとむるに、酒井左衛門尉、戸田左門、大津土左衛門と名乗てしんがり仕る、高坂正此節御意見申、勝頼公無二に御一戦と有を相留申、其仔細は、負たる以後百日のうちに、出、敵勝たるきはひにてまきたる城をまきはせ、敵のふし付をみるは、武田の御弓矢さかんの故なりと、彈正しきりに御意見いたし、相どめ申により合戦なくたがひに相引なり

勝頼公小山の城へ御座なされ、少身なる衆の小山の城に籠城を堅固に持、走り廻りたる衆に、御威状を下さるゝ、其威取たる衆は、浦原小兵衛、鳥井長太夫、朝倉六兵衛、朝比奈金兵衛、村松藤右衛門、望月七郎左衛門、岡部忠三郎、鈴木彌次右衛門、末高杉山如し件

一本二八月申
チ九月初トス

甲陽軍鑑品第五十三

信長長篠合戦勝利の威をもつて、其年七月越前朝倉をたかし、則ち其陣越前に在りて、伊勢田丸の城を取あげ二番目の子息三の介を、彼城に指遣へきと定め申され候、勝頼公御わかげ故、此合戦なされ、朝倉迄やすく亡び候、仔細は信玄公御在世の時、伊勢の國司江州の淺井、備前丹波の赤井、越前の朝倉甲府へ使者を付置き、信玄公御上洛なされ候やうにと申候に、信玄公酉の年四月御他界にて各力を落候所其上勝頼公亥歳長篠にてをくれを取給ふ故、少しもうつよき事なくして、かやうにはろび候、去ながら信玄公御他界ある次の戌の年、遠州高天神の城を勝頼公攻落し給ふ時、信長家康不叶を聞、國司頼貞の伊勢先方衆、歌を作りてうたひ候、其歌は「たゝあそべ、夢の世に、上様は三瀬へ御座れば、高天神は落」など、申て信長にしたがふやうにても信玄公御他界の後、勝頼公御代までも、長篠の合戦に負給はぬ間、三年は諸方にて武田四郎殿を、うしろ楯に仕り、如此候へ共、長篠合戦をくれの後、御旗本衆の事は申すに及ばず候、御譜代衆東美濃岩村の秋山伯耆守まで、亥の極月に取つめられ候へ共、勝頼公後詰成りがたくして、信州伊奈迄御馬を出され、大雪にことをよせ、岩村の後詰不叶候に付て信長より岩村の城へ扱ひをいれ秋山伯耆守伯母むこなれば、たすくべきとありて、たしぬき、伯耆、座光寺をからめどり、機物にあげ、家康の味方に成たる奥平九八郎女房を、勝頼公機物にあげ給ふ其返報なりと被り申候其上伯耆守内儀信長のいはなれ共、強敵の家老伯耆守妻になりたる故、おは子をも信長成敗仕られ候如し件

天正四年丙子春遠州高天神の城へ、米入らるゝとて勝頼公きとうぐんへ御馬を出され候、冰に高天神の押へに家康より横須賀と云所に城をとり、大須賀五郎左衛門と申家老指遣、信玄公の御時、十双倍劣たる勝頼公の御備也、仔細は瀧坂より横須賀へ備へ御押の時、家康におぢ、しほかひ坂をばかなわすして濱ばたをれし給ふ真田喜兵衛ばかり、兄源太左衛門跡目になり、千餘りの人數引つれ候て信玄公御時のごとくさのみをそれず山の中を押さるなり

○甲陽軍鑑品第五十三

二百卅三

右の通り、遠州高天神御仕置、勝頼公なされ候に、家康八千餘りの人數にて、横須賀より少しこなたの山に

備へきたて合戦をもちて相見へたり、去年亥の歳長篠において、勝利を得たる故、家康備への勢見事也、味方は去年にこれより、ほまれ侍大將衆皆討死仕つる、小身なる衆も十人が八人討死候て生替りなる故、臆意力なれど、後敵地へふかく働らく事、是とも信玄公御武勇のあたまり少し残りて如、此扱又横須賀の城へは、小笠原衆、山縣三郎兵衛衆、二の手にて、手あてのはたらきあり、大須賀五郎左衛門かひぞへにさしをかる、かけひ介太夫と申者家康んだりの兵、生國は三河侍剛の武士也、此侍足輕をつれて出、小笠原衆と、弓矢鐵砲のせり合有、二の手山縣衆、大將なけれ共、山縣從弟なる故、小菅五郎兵衛衛を陣代と定めて、申付らるゝに付て、山縣衆皆五郎兵衛と申合せ、懸引様子是とも、山縣三郎兵衛仕置たるあたまりを以て如、此とかくは信玄公御在世の時侍大將、足輕大將、物頭、物奉行、諸役者に能御目利なされよき者を仰付らるゝ故也、殊に勝頼公御人數は十七手に備へ、家康山よりかろし川をこし候は、防戦を遂げらるべきと、合戦をもつて、まら給へど、家康先年より長篠にてかち、次第に我鋒さきつよくなるべきと、工夫して勝て甲の緒をしめ、少しも取あわず候、勝頼公は横須賀を右に見少しうしろへまはり給ひ歩者三十斗り、めしつれられ横すかの城をくわじく見分被成候、さ候へば高坂彈正是を見候て、いそぎ跡より一騎にて乗つけ、勝頼公に向つて申すは敵を少しも大事になされず候事いかゞなり、去年勝の威ひにて、家康只今にもかゝり候は、味方は皆生れ替り、其上去年長篠にて負のをくれ心候へば千に一ツも此方の勝事は有まじく候、左様候て家康の居城横松へは、上道五六里ならでは有まじく候、甲州へは、この人數を引つれば、何と急き候ても富士の大宮駿河の府中、遠州の小山、さから高天神までは五日路にて候、五日路をば長篠後の後まけ候て何とて引取なざるべく候、一騎一人残り申すまじく候、この程を御分別なきは、口惜き次第なりと、彈正中上候へば勝頼公問召仰らるゝは、其方申分尤もなれども、家康一人の覺悟にて我等と合戦は思ひもよるまじく候、信長うしろだてにいたしての事也、信長も又右の覺悟にて我等と合戦仕るべきとは中々存すまじく候、信長は家康をたてにつきての事、去年長篠にて我等をくれを取、大身小身共に法性院殿御秘藏の衆大形討死さする事我等分別ちがひたる故也、さりながら信長國を多く持大身にて出合戦に、柵の木をふたへみへにゆひかやうの餘り大事に仕るべきと思はざるは勝頼がしぞこなひ也、敵の柵をふりたるは、たとへを取に、甚ならば、ねばまを仕り

かちたる心なり、我等の柵をみへふりておたる所へかゝりたるは右申基うちならば見れどしなり、かのねばまをしてくち、此方は見落して負たるに此方本のくれ敵方つよみにて勝たるとは、いさゝか存せまじく候、左様につよみと存せず候は、かさねて合戦仕り候共、信長家康二旗にてならで合戦はいたすまじく候と仰せらるゝ、高坂彈正承り力を落したる御出語にて候、我等一人、信玄公御代の年寄たる侍大將のまね残り申候所に、我等をも御殺し有べきとの儀にてさやうに仰られ候や何を申候ても、勝頼公の御取は、無二に強過ぎ給ふは、大きな取にて御座候と申により、勝頼公御旗本へ歸なされ早々引取給ふ、小笠原衆、山縣衆も、引取に敵つく事なし、次の日生捕に尋ね候へば家康衆にも若き者等はかゝつて合戦といさむ、内藤四郎左衛門と云ふ弓矢功者の兵しきりとや、家康に異見仕り候故、合戦なし勝頼公此陣御歸りに、さからに城どりなされ候、高坂彈正繩ばりなり

天正四年子の歳に飛彈の國半國の主、しちや筑前子息益物、前々よりは長尾謙信の旗下なるが謙信へ申、甲州武田の旗下江間常陸を御退治尤も申て越後勢を引出し飛彈を皆取取謙信の國に仕る、軍役の定めは弓千張鐵砲千丁との儀也、其上越中の國侍椎名をも越後謙信より倒し、川田豊前と云ふ輝虎の内衆にくれらるゝ、此時勝頼公後詰なざるべきと仰らるゝ、高坂彈正御異見申輝虎と御取合なされ候は、則時に武田の家御滅亡うたがひ有間敷かと申故、飛彈越中の後詰なき也、扱又謙信申さるゝは此時いでも信濃上野を取とも手間取事有間敷候也、右兩國の事は中に及ばず、甲州駿河までも取申べく候へどもさやう有ては勝頼わかかけの人の殊に信長家康兩人にみひかくれをどられたるよはげをみて如、此と世間の批判に入り候へば信玄の時はならずして子息勝頼の代になり、しかも長篠にて負られたる足本みてとあれば、謙信今迄の弓矢皆無になり候間、信濃上野へ手はかけまじく候、さりながら飛彈越中の儀は勝頼、か様に候上は、すてらるゝ、遠州口へ出る事も次第に成まじく候、美濃三河遠州の城大方信長家康にとられたると聞、飛彈越中も後は信長にとられ申べく候間、其ため當方へ取候とて謙信手つかひ申され越中の椎名飛彈の江間常陸退治候て、其跡謙信衆取也、美濃に岩村四郎前を始め三河に足助宮崎を始め遠州にふたまた此城共信長家康へみなせめどらるゝ、飛彈越中の城は謙信にせめどられ、殺しどらるゝは長篠合戦負故なり如件

天正五年丁丑に小田原より甲府へ御興入候て氏政公の御妹聲に勝頼公御成候、高坂彈正、長篠の後三
年已來初めて今夜心安く候て夜能く、ぬいり申候は、小田原より御興入たる故也と各々にかたり申さ
れ候なり

黒駒開關之願狀

日本有山、名富士其山峻三面是海、一朶上登、頂有煙、日中上有諸寶流下、夜即郊上常聞音樂、古
來六月上、此山不曾有女人、得至上至、今男子欲上、三月斷酒肉欲色、所求皆遂云、因茲開關西之人
無不競望、古人云、雖跨三州、過半吾甲陽之山也、處今韶陽之一字、遷得者希、自天正丁丑、拔却
黒駒開關、而不碍往來、道車馬、是太平得路之謂乎、伏冀以這開關力、忠勇馳八極、武威鎮九州、而
掌上舞、天下量外致太平、者、舜日、峻之至、祝至禱、稽首敬白

天正丁丑季夏六日

勝頼

奉納富士神前

伊勢 熊野 諏訪 願書 追者可記者乎

天正五年丁丑高坂彈正勝頼公へ、御意見申上る、越後謙信へ降参なされ、偏に頼入と仰られ御尤もかど
存候其いわれは、信玄公御遺言も如此候へ共、是非共越後へ委しき御使者をこし給ひ、輝虎の旗下に御
成なさるべきと仰越れ御尤に候是に付先御父信玄公御在世の時の御威光を申した、尋常の大將の御
威勢にちがひ、さながら生摩利支天にて御座候其仔細は、永祿十一年辰の極月十二日に駿河國を兼どり
氏真を懸河へ追こみ給ひ候へば、其年極月下旬より、懸河の城内に腹疫病と申わづらひはやり、懸河中氏
眞の御味方下々の者皆力ら失なひ候故、小身の家康におしつめられ、かなわずして次でし巳の始め
五月二十二日に城をあげ小田原へ氏眞公のき給ふ此外信玄公の御働き所、ケ探の儀度々覺へて如此其
上伊勢の國司を始め、信玄公御代に御音信申たる者皆長篠の次き子の歳、信長公殺し給ふも飛躍越中
衆降参の人々は、謙信にころさるゝもあり、美濃三河の事は申におよばず、みな敵にとられ、遠州の城もか
はかた家康にとられ候へば、いまより三年のあひだに、高天神、小山、さがらみなどられ給ふべく候、右信
玄公の御威光のごとく只、今又輝虎の威光つよく候て謙信働き申さるゝとき、悉く疫病はやり候故、信玄

公御他界酉の歳より、信長越後謙信をうやまひ信玄公へ仕りたるごとくに、一年に七度づゝの尊句をい
はひ使者をこし、佐々權左衛門と云、信長譜代の侍ひを越後につめさせ都の繪圖を狩野にかさせ、謙信へ
信長より進上いたされ候、謙信は一年に一度も信長へ使ひこす事なし、二年に一度ばかり漸くなり如
此にても、又越中侍ひ神保信長妹聲にして内々合力任り、謙信に桶をつき候へと、申越し謙信にかへし
山道まどをり、信長神保に合力なり、信玄公の御時は、織田掃部、佐々權左衛門、甲府へ年中に入度九度
差越しては又家康内々にてそゝろをかひ、信玄に桶をつき候へと申され候、其ごとく今は謙信の機をど
り信長種々輕薄を仕られ候といへども、其上神保にそゝろをかひ候儀、謙信腹を立神保をばれさせ、か
き加賀の國松任の城長と申侍ひ、信長方なる故此城へ取詰せめらるゝに信長了簡なくして後詰を仕べ
きとてさきへ指こさるゝ其時、大將は柴田修理、佐久間玄澄、丹羽五郎左衛門、長谷川ね竹、前田又左衛門、
木下藤吉、徳山五兵衛、大柿の卜全、瀧川伊與以下、都合四万八千にて、右の後詰と名付、働き出松任のあな
たに上道一里半、近所の川をこし信長勢陣取所を、謙信彼城をせめかんとし、長が頭をとり、信長後詰と聞謙
信早々夜中に打立明日卯の刻の合戦と定めらるゝ一の鐘に諸軍したゝめ、二の鐘に武具をきき、三の
鐘にうつたつべきと、謙信出らるゝもよほしを聞、信長勢悉く敗軍して、跡先もなく夜にけに仕り、川を引
こまどて歩あらして流れ死するも雖ども、信長衆は越前まで引こむなり、謙信卯の刻に彼の河端までれ
しつけ、所の郷人に相尋、委しく是をきき、大きにわらひさすかの信長勢かな、其まゝ罷有候は、けらら
し川へきりこみ申べきと一段功者かなとほめて後、謙信狀を信長へこされ候、其の文章の理究は信長を
は謙信一段向上に存候、奥州の長鎌かつぎの侍ひのやうには少しも不存候執し奉り候信長居候、都あ
たりの京皮草履はきて、さゝゆき渡る、公方家の侍ひ衆、會釋たるは、輝虎との合戦とは、ちどちがひ申
べく候間、互ひにたじなみて來年越前にて一合戦参るべく候、然れば我等の生國越後雪ふかき國をれば
三月よりうちはなるまじく候、三月十五日には必らず輝虎も越後を罷出べく候間、信長も其時分安土を
御出あり、質否をつくる一戰御尤もに候、武田信玄他界の後、子息四郎に數ヶ所の要害を、信長はせめどら
れ給へと其後信長武勇の宜しき故か、四郎勝頼に勝ちて勝頼をば三州家康に任せ去年子の歳より、江州
安土に居住なさるゝは、定めて謙信上洛をさせたまげらるゝべきとの事はうたがひなしとの書狀にて其使

ひは、しんや源介と申す謙信旗本侍ひ也謙信出頭人河田豊前方よりも、曾根平兵衛と申者を指越申候謙信より信長へ音信は越後布二千端也、其時信長謙信の使者に逢ふて申さるは武篇は誰もいたすと申せ共謙信の御弓矢は摩利支天のわざにて候、謙信御上洛に付ては越前まで防ぎ申してみ候て、それにも成申すまじく候間、我等は江州長濱まで引取其上、長濱にて扇一本腰にさし一騎乗こみ信長にて候降参申すといひて都へ案内者、信長いたすべきと申候は、定めてさすかの謙信の、信長骨折て取たる天下をめしあげらるべきとは被仰せじ候、其時無事にいたし信長は西國謙信は東をさめ給ひ日本國を兩旗にて意見任り公方様を取立申べきと申されて如何にもかまはぬ返事也、扱て謙信の使ひ歸りて信長の御返事挨拶の体少しも殘さず申候へば此本國通考謙信此次同不敗軍し、誠にかまらざる様にきこへにても信長二十七歳の時八百ばかりの人数にて二万の義元をうちて取伊勢の國司をたしつめ縁者をつくみては其上殺し、美濃の龍興を伐隨へ、勝頼公には柵の木をつけてはかち、即時に岩村へよせかなわされば捨て、仕よき越前の朝倉を其年六月出て七月中にはほろぼし、世間において鬼神のやうにいはいれ候に、信長三方にて淺井備前、三千につき立られ十町あまりにけて、小身の家康然かも若大将のがげにて利運にいたすといへども、姉川合戦信長勝となりては、金崎發向の時、一騎にて逃或ひは若狹へ家康を頼みてこし、家康をも捨てのき、信玄公の御代に保々手を入御手ぎれのありても、信長より甲府に人を付置て、つくろひ申され候事をば、手がらの上は誰もいはず長篠において勝頼公に、大ちては信長勝とばかり申候、柵の木結ふて懸たるともよく、弓矢のせんさくの有侍ひこそ申候へ、大かたの人はこそかなる事はしらす候、來春輝虎上洛にをいては謙信の歸さきに信長向ふ事成まじく候然れども五年以來に、信玄公ぬばぬにて御他界の時仰らるる我死て後ら謙信より外信長をかしつめ候はん者日本に無之信長果報のつよき者にて候間、信長と取合を發し候故、我等もはやく死する輝虎も信長と取合はしめ候は、弓矢は信長より輝虎脊上の故、五年の内に謙信も死する事あらんと仰をか候へば、信玄公は御工夫のつよき御分別者にて御座候間何たる様子ありとて、もやうのかわるべきも存せず候へ共、今の跡なれば先勝頼公は謙信へ被仰入、旗本に御成尤もにて候、信長の旗下には長篠の前、東美濃遠州高天神をせめ取給ふ時分ならば馳走申べく候、長篠の後にはいかゞに候間、今

は謙信北條氏政兩旗下に御成候は、長久にて有べく候、一とせ家康も信長ばかりにてさのみ頼みがひなき故音々遠き越後謙信へ頼みて越候、又信玄公と謙信ばかり他國の大將を頼み馬を引出しては、勝つても詮なしと仰らるる故、他國へ家老衆の人質を一人越し給へる事、終に無之候は、武勇御工夫の御手柄計にてなし、第一は御戒力にて如、此信玄謙信の眞似は、かならず御無用にて御座候、諸方へめぐらし御手を入れられ武田御家長久の御分別肝要也と申候へども、彈正異見を申上る儀勝頼公御取上なし仍如件

天正五年丁丑霜月、高坂彈正申は勝頼公謙信へ仰入らるべき事必ず御尤もなりと申、扱て又其節信長より都六角堂の山伏首照善院殿を頼みて甲府へこしなさる、其の子細は書付に法性院殿御在世の時より四郎殿と我等縁者にて候へ共、彼なき殿息女短命にして今は則ち無之といへども太郎信勝此腹の子息なれば、少しも互ひに無沙汰有間敷候所に、遺恨なき弓矢をとり双方ともに侍ひを失ふ儀いかゞに候、萬事をなげうち以來は無事に申談候、然れば越國の謙信來春信長と有無の合戦の由申越候此方は家康我等兩旗にて向ひ申べく候、四郎殿は御旗を出され越後飛騨の事は申に及ばず、加賀越中能登までも勝頼公御支配尤もなりと申こされ候、勝頼公聞召し長篠にてをくれをとりざる時ならば此儀仕るべく候へ共、只今は長篠の後にて候とて御同心無之謙信への御無事も先長遠寺を指越被成べきと彈正頼りに申候へ共、勝頼公彈正申儀を御取上なき子細は、長篠合戦の右より御意見を強く申候殊に長坂長閑跡部大炊介成の年、東美濃遠州高天神にて合戦も右兩人申候て勝頼公をくれを取給ふ故此後彈正申儀御承引にをいては、彼兩所身の上悪しく有べきと存候、未の考もなく、彈正御意見を長坂

長閑證言いたし、さまたげにてかくのごとくに候
信玄公軍に日取候て勝つ事はあやうき儀也、合戦はたゞ備への仕様に勝、其仕様と云は第一に備へのたてやう、第二に物頭軍陣の諸役者を能く目利候てそれくの得たるわざをみしり申付る、第三に軍法をよく定め少しも私なき様にして勝と仰られ候へども又日取をも内々に御用ひ也其日取は山本勘介九日取、前原筑前一月切の日取、是れ二ツはいづれの日取より古來からの勝負に大形相候とて右の二ツを内々に御用ひ也、一ツに九日取、二ツに月切の日取是れに書す此外小笠原源與齋申上る八方

がりの事、合三ツから口傳有
武十道の沙汰褒貶六ヶ條の事

敵討は、親の敵を子の討は順、兄の敵を弟の討は逆、子の敵を親の討は逆、弟の敵を兄の討は逆なり。叔父の敵を甥の討も順なれども、うたざるどもくもくしからざるなり。合戦せり合に多ひうちは非義なり、つよき武士、大かたの欠にしろしをくれ候てよき武士は強しとちすども不苦、あひ討は必らず無用なり仔細は細をあらはするにあり。鎧と云ふ事はなく候。ばい頭の事は、大きに比興なり但しこれはあひうちよりおこる努をばいさひ仕るべからざるなり。味方討は御大将への逆心なり、是れは又ばい頭より劣り也。

武士の寄會ひ互ひに中惡敷ども、乗りぢ不可仕候、縦へ討果し候共無禮は弓矢神へ恐れなる儀を専らにして實の道理を深く守るべきなり。

親は又家中に奉公仕りなば、御旗本に奉公中候に、親兄弟科を以て、主に成敗せらるるを、無分別の人々、敵のさたに申され候へ共、それは無業内の儀も能くさたしてみれば、科有者を敵討を厭ひ成敗なくしては、かかざる物なり。左候て主に成敗せらるるを敵に取なし候は、御旗本に罷有人を屋形様御殺し候は、其子又屋形様をねらひ申べく候や、それは非儀に成なるまじく候それならずば主に成敗せられたるをうたざるといふて諍るは一段とせんさくは候若しなつて存候は討手の人を討事も有べく候それども道理は、はずれ候なり仍如一件。

信玄公の御時、いかほど諸國にて諸くの御敵信玄公に四天二天の御大将衆とせりあひ合戦城攻夜込かまりあひといへども終に味方うちには中に及ばず、ばい頭の儀少しもなく候、越後の謙信の家にても如此もそらく和朝戦國の中は、信玄謙信の兩家ばかりの儀なるは弓箭せんさく能き故也、女せんさくの家にては武籍をつよく走り廻らんと心がくる、武士は信玄公の衆作法のまどくたじなみ候間其儀ならば又ばい頭はひが事也、又或る時ある武士はしをとりはぐれ傍輩のよき頭をのし付の刀脇指に買ひ取て出し候、其事あらわれて諸人かひたる人をそしりたるに、馬場美濃、山縣三郎兵衛、内藤修理、高坂各侍ひ大将批判に頭かひたる人は大きな剛の武士なり、それほどに心かくるは英雄と是

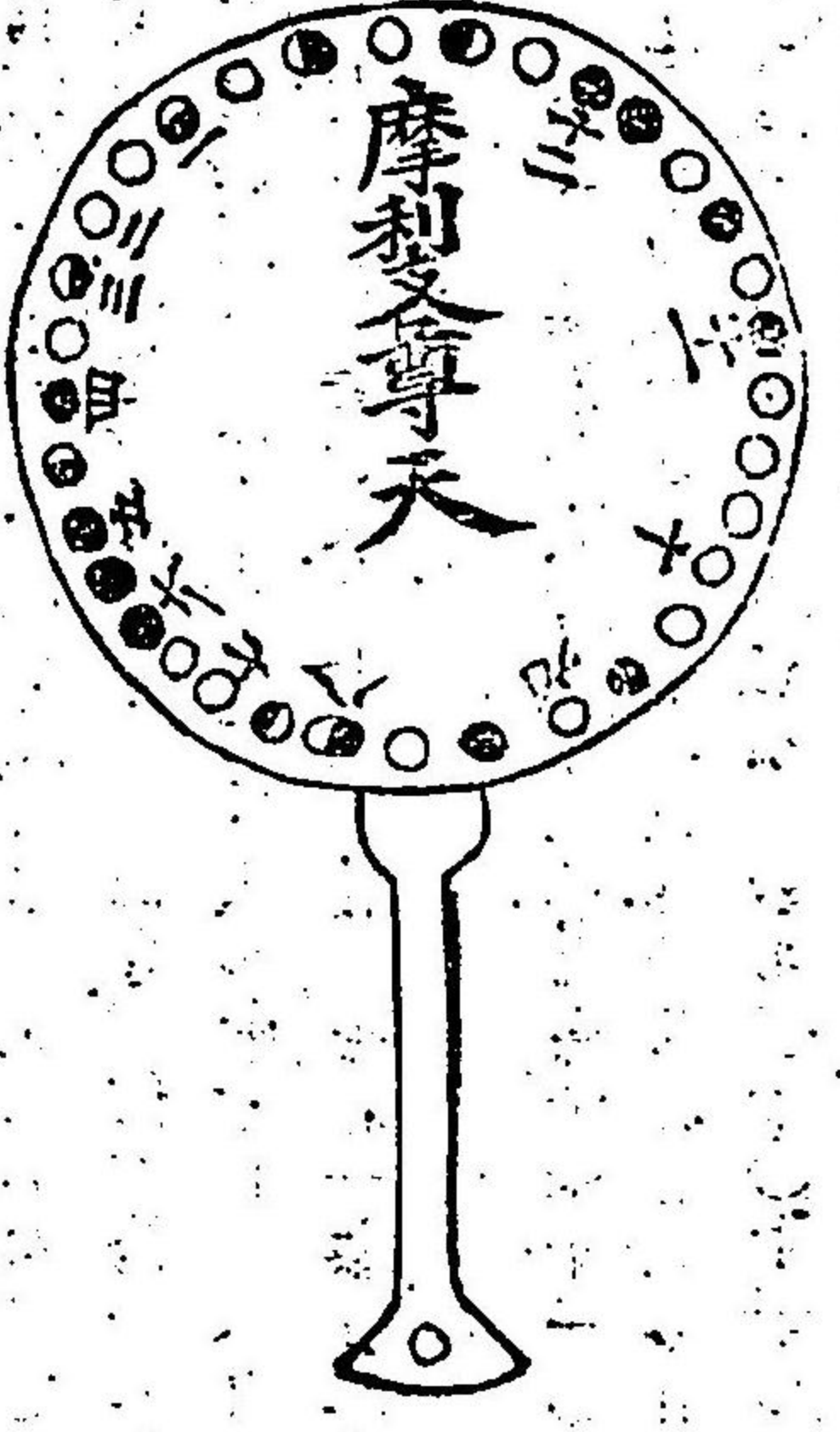
をいふ、又頭賣て物を取てそれをあらはすは、何と日來剛ありとも大きな愚病者也、子細は先大事の驗をうり候、それはそれ猛き武士の上にて、重ねて手柄可仕と存自然一度ばかり首尾にはづれて不苦と思ひ買候は、ふかくかくも申べく候、驗をうり、とるをばとりて其儀をあらはすは人に賣たる頭にて、又我手がらに仕るべきとの覺悟むさき事、更々不及沙汰候、心むさければ、未練のはたらき有者な事と、信玄公の御時家老衆の批判にて候。

武士道批判の事

人をほむるに、能き證據を引、非に悪き證據を引候儀本道なり、又邪道は上杉則政御家中のごとく分限なる者をば、あしきをもほめ不辨成るをばよきをもそのる家中には、臆病成る人十人に八人あり二人よじとて、大勢悪きにかさまれ未練の様になる時は、十人ながらよは者になりて、則政公子息をすて、越後へにげこする、さて證據をひきて善惡のさたある家は、先づ運盡て其大将死給ひても、跡まで其家中衆弓箭に利發なるは、證據をもつてほめそしる故よき武士多くあつめ給ひ、未練なる人十人の内に二三人ありてもみなよきやうにありみゆる者なり、仍如一件。

三河半人山本勘介、此日取を信玄公御代に仕る。

周文王國、義經公御歌に△時と日は味方よければ敵もよしたる肝要は方角をどれ



信玄公日取をばさのみ御用意なく候つる、又入事も有之

義經公存後歌

日取には、其家々の吉事有、扱は照日と、風ふかぬ日と

周武王之日記、土野先方侍、前原筑前守、信玄公へ上る

△正月一日○二日○三日○四日○五日○六日○七日○八日○九日○十日○十一日○十二日○十三日○十四日○

十五日○十六日○十七日○十八日○十九日○廿日○廿一日○廿二日○廿三日○廿四日○廿五日○廿六日○廿七日○廿八日○

廿九日○晦日

△二月一日○二日○三日○四日○五日○六日○七日○八日○九日○十日○十一日○十二日○十三日○十四日○十五日○十六日○十七日○十

八日○十九日○廿日○廿一日○廿二日○廿三日○廿四日○廿五日○廿六日○廿七日○廿八日○廿九日○晦

△三月一日○二日○三日○四日○五日○六日○七日○八日○九日○十日○十一日○十二日○十三日○十四日○十五日○十六日○十七日○十

八日○十九日○廿日○廿一日○廿二日○廿三日○廿四日○廿五日○廿六日○廿七日○廿八日○廿九日○晦

△四月一日○二日○三日○四日○五日○六日○七日○八日○九日○十日○十一日○十二日○十三日○十四日○十五日○十六日○十七日○十

八日○十九日○廿日○廿一日○廿二日○廿三日○廿四日○廿五日○廿六日○廿七日○廿八日○廿九日○晦

△五月一日○二日○三日○四日○五日○六日○七日○八日○九日○十日○十一日○十二日○十三日○十四日○十五日○十六日○十七日○十

八日○十九日○廿日○廿一日○廿二日○廿三日○廿四日○廿五日○廿六日○廿七日○廿八日○廿九日○晦

△六月一日○二日○三日○四日○五日○六日○七日○八日○九日○十日○十一日○十二日○十三日○十四日○十五日○十六日○十七日○十

八日○十九日○廿日○廿一日○廿二日○廿三日○廿四日○廿五日○廿六日○廿七日○廿八日○廿九日○晦

△七月一日○二日○三日○四日○五日○六日○七日○八日○九日○十日○十一日○十二日○十三日○十四日○十五日○十六日○十七日○十

八日○十九日○廿日○廿一日○廿二日○廿三日○廿四日○廿五日○廿六日○廿七日○廿八日○廿九日○晦

△八月一日○二日○三日○四日○五日○六日○七日○八日○九日○十日○十一日○十二日○十三日○十四日○十五日○十六日○十七日○十

八日○十九日○廿日○廿一日○廿二日○廿三日○廿四日○廿五日○廿六日○廿七日○廿八日○廿九日○晦

△九月一日○二日○三日○四日○五日○六日○七日○八日○九日○十日○十一日○十二日○十三日○十四日○十五日○十六日○十七日○十

八日○十九日○廿日○廿一日○廿二日○廿三日○廿四日○廿五日○廿六日○廿七日○廿八日○廿九日○晦

△十月一日○二日○三日○四日○五日○六日○七日○八日○九日○十日○十一日○十二日○十三日○十四日○十五日○十六日○十七日○十

八日○十九日○廿日○廿一日○廿二日○廿三日○廿四日○廿五日○廿六日○廿七日○廿八日○廿九日○晦

△十一月一日○二日○三日○四日○五日○六日○七日○八日○九日○十日○十一日○十二日○十三日○十四日○十五日○十六日○十七日○十

八日○十九日○廿日○廿一日○廿二日○廿三日○廿四日○廿五日○廿六日○廿七日○廿八日○廿九日○晦

△十二月一日○二日○三日○四日○五日○六日○七日○八日○九日○十日○十一日○十二日○十三日○十四日○十五日○十六日○十七日○十

八日○十九日○廿日○廿一日○廿二日○廿三日○廿四日○廿五日○廿六日○廿七日○廿八日○廿九日○晦

△子日戌の方 △丑日申の方 △寅日巳の方 △卯日は寅の方 △辰日戌の方

△巳日申の方 △午日巳の方 △未日寅の方 △申日亥の方 △酉日申の方

△戌日巳の方 △亥日は大形無之

義經公御歌には 時ど日は味方よければ敵もよし、たゞ肝要は方角をどれ

軍備へにて勝利の本の事 義經の歌に「百人を十所に置く備へこそ千の敵にも切かつときけ、謙信公備へは先業七手組一手に七

備へづゝ四十九備へ也、理義多し口傳 備へをたてやうは、八ッ伍よりはじまる口傳

足輕も段々は居て替るべし、只肝要は備へなむけり

右の通信玄公御用ありたる儀を、能々御用なされ尤もに候然れ共信玄公と、敵方にては謙信とは、弓

矢大形一ツに候、此大將にては謙信とは弓矢をつよく取給ふ儀をば御真似有間敷候、是れは兩大將が

がらよの常の儀にあらず、御戒方を以てあそばされ候、勝頼公はつよみをさしをかれ時にあたる名大

將の出身或ひは大形の大将成共、大身へちかより、降参なされ候は、武田の御家は長久に可有之

候、御家さへ長久に候は、勝頼公當年三十二歳出る日のごとくに御座候間、以來は何程の國を切取給

はんも不存候、十ヶ國を御持候へば、跡の諸方へつくるひたる事、悪しくて比與なる事は、誰も

申さず候てさたもなくなり申候、信長眼前の儀に候、かならず此理をば工夫肝要なり、仍如件

信玄公御若き時より入御使ひ被成様之事

○甲陽軍鑑品第五十三

二百四十三

人を試み給ふに先甲州の内にも、川よけ普請其外御鷹野などにて在郷扱ては山に竹木大小の有をよ
く見へなされて夫をしろとめされざる様に、人々に尋ね給ふ各々の中にも委しく見覺へて申上候者の
候其所を度々見たるか、又御供の時計りにて見覺へたるかど重ねて度々御尋ね有て、左様の儀態度も
かさなりて申人を、他國へ檢使に差越境の目などのやうを見せ給ふ、或ひはくどく物を御尋ねあり
其人の心をくみどりなさるゝこと、常の儀なり其様子ほどへば御前衆親の煩ひなどあれば、彼煩ひ
申候様子を委しく問ひ給ひ其者の親に孝不孝をしめさるゝを諸人は不存もて信玄公御くせにて
一少事を幾度も御問ひ有と申つるはひがごとくなり其儀に能々思案工夫じていたるべきなり、古人のい
はく金以火試、人以言試

右のそとく試み給ひて、又其上御傍ちかきかく近習の内にて無二無三に御屋形御用にたち申べく候と
存るわかものを御覽せ付、六人えらび出し耳聞と思召を定められ、諸人又は他國より來る新參衆の手
柄の虚實を問究め或は手柄有ても、うそをつねに中人か傍輩によき近付有に、無頼も欺者が大身衆出
頭ばかりに、慇懃にて諸傍輩に慮外成人か、酒をすとして醉狂をする人か、惣じて諸人に腹をたす
るやうにする人か武具萬事無嗜みの人か、分限にて諸道具能嗜みても弓矢に心を入ざる武道無心懸の
人か一切の善惡を申上よと、被仰付、八六人は、曾根孫二郎、金丸平八郎、三枝勘解由左衛門、真田
源五郎、三枝新十郎、曾根與市の助是なり此内金丸平八郎を後ち土屋右衛門、真田源五郎を武藤喜兵
衛と申すは勝頼公御代長祿合戦に兄弟人源末左衛門、兵部の介討死候て、其跡を被下真田阿波守と
此比申す曾根孫二郎は内匠と申す、三枝勘解由左衛門は長祿にて討死いづれも弓矢鍛錬はかばへの武
士にもふざらぬ人々なるが、信玄公御そばちかく召つかわれ、萬づ御出語を承り覺へたる故なり、古
人のいはく、花中唇舌不花舌、如件

信玄公は他國の大將衆物いはれたる事、或ひは高づ其作法聞給ひ、戦此方の勝利をなさるべき、思案
工夫専らあそばす故、永祿元年午の春越後謙信、さい川雪白水にて、大に出たるに無理に謙信馬を
乗込人数をころし、しかもよき侍ればへの武士川にて死候て、謙信も馬をのりはなち、流れたる大本
に取つきやうくがへあがり給ふをきこしめし、信玄公御批判に、謙信弓矢には無類の侍なれ共分
らるゝなり

右耳聞六人の外、御目付衆十八は御中間頭十騎なり其儀目十八二十人衆、頭衆、十騎也筋奉行十八も
右の御中間頭十騎なり如件

此比の大將衆弓矢取様之事
北條氏康公は、名大將にて度々の軍に勝利を得給ふ中に、夜軍にて管領上杉の大敵に一しほつけ、終
に則政にきりかち追うしなひ、關東をきり隨へ被成候へば北條家の弓矢は敵の油断を肝要に目を付
る也

越後の謙信は後の負にもかまはずさしかりたる合戦を、まはすまじきと有は、右の出川を無理に渡
り給ふ仕かたなり殊更相手がまじき敵には、何時も退口あらく有事、加賀越中或ひは關東碓氷などま
で敗軍有つるといへども、信玄公にあひ給ひては、無二に仕懸申され候なり
織田信長は、卷たる城を、卷ほぐしてのき、堺目の小城いくつせり落されても不苦退くづされて
我人数を追討にうたれねば、世間の取さはなきものなればむつかしき所をばいそぎ引入、頓て出て
國を多く取りて持、大身に成ては終に其名は高き物也と有儀なり以上
信玄公は、軍にけがのなき様に、敵をみて退口のあらくなきやうに、卷たる城を敵の後詰をみて卷ほ
ぐし、のかぬやうに出陣前にならしを能くして出、惣じて我領分の小城を一つもとられざるやうに跡の勝
利を水にせぬやうにさへあれば、未代迄名は残る者也扱又國を多く治める事は其身の果報有て少しも
けがなくして名を取りて、壽命長ければ終に扶桑六十餘州の主共成べきと仰らるゝ也、信玄公の作法
は御小旗の文字に書給ふ、四ヶ條のごとくなり、其古語者其疾如風、其靜如林、侵掠如火、不動如
山、天上天下唯我獨尊

○甲陽軍鑑品第五十三

軍場にての様子、三ヶ條は

侍大將馬をへの者持三色は、うちかひ又は馬のいきあひ、水入筒腰に指也 軍場にて、とはつく人

きらひ申候、備へなり候てあしきなり、歌にいはく

軍兵は物いはずして大將の、下知聞時ぞいくさにはかつ

軍兵は團扇とりぬる人の只詞を聞てとにもかくにも

軍法に背き、一二人にても出る者あらば必ず御成敗可有候、味方負の本也、義經公の歌に云く「懸引

に獨計を頼みなば只闇の夜の飛礮なるへし」右六人耳聞は諸奉公人の内にて奇麗すきか、人あひ能者か

作法しりたる者か、うちはものか、出者か、懸懸者か、亂舞仕る人か、武藝する人か、物かく人か、算筆よき人か

此人柄を屋形の御存知ありて、それらに物を被_レ仰付_レへきたためなり、但し傍輩の足本を見る奉公人は

いたつて主君の御用にもたゞざるものなり

過錢の事

高坂彈正存生の時定置候、諸奉公人の科せんさく被_レ成、御免の時過錢其分領によつて出す事あり、法

職へあがり御中間、御小人、或ひは新衆などの給分になる又御陣にての過錢をば、目付横目衆改め取

て御武者奉行御旗奉行へ上る、是も御中間、御小人、御道具衆も給る、扱又侍衆我所領の百姓年貢諸

役等に付て、悪き儀有は過錢を以て地頭へ、佗言可_レ任候但し御國法相背く者は、大方の科にて免し過

錢出し候は、是も御職へ差上_レ候、必ず私し有_レからざるものなり、如_レ件

天正五丁丑年十二月吉日

高坂彈正書也

甲陽軍鑑品第五十四

卷第二十

一甲州御館物怪の事 一謙信信長取合沙汰 一謙信他界の跡さだつ事 一勝頼公東上野御支配

品第五十五 一勝頼公氏政取合の事 一勝頼景勝入魂の事 一遠州高天神番替の事

一富士大宮物怪の事

一北條衆武田衆結軍 一勝頼公忠節侍衆御成敗 一勝頼公出頭衆脱_レ陣

品第五十六 一勝頼公出頭衆臆病意見 一信長家作州後詰仕損ふ 一勝頼公東上州せんの城生_レ成にて攻給事

一北條家老勝頼公味方に成事 一勝頼公氏政對陣の事 一高天神家康に被_レ取給_レ事 一勝頼公

衆家康に駿河どうめにて負る事

品第五十七

一信長家老秀吉謀_レ之 一勝頼公甲州新府中御取立付諸寺諸山御朱印 一信長入質御返_レ之

一穴山夫婦勝頼公へ御恨 一甲州くづれの事 一勝頼公御最期_レ之 一勝頼公御父子の御しる

信長實檢_レ之

品第五十八

一信長甲州入仕置_レ之 一四ヶ國割_レの事 一信長公威勢_レ之 一氏政信長切腹を慶ぶ事

一高坂彈正分別ある事

品第五十九

一家康北條興入_レ之 一勝頼公衆家康衆に成 一家康駿甲信仕置_レ之 付小姓井伊万千代大身に

なされ候事 一家康秀吉取合_レの事 一勝頼被_レ仰_レたる事

甲陽軍鑑品第五十四

天正六年戊寅正月十五日己の刻に、勝頼公御くつろけ所の小庭に馬の頸を二ツまで、顯してみゆる、勝

頼是を御覽せられ土屋惣藏に仰付られあれをみよとある時、惣藏承り急ぎ白洲へおり候と等しく二ツ

ながらきへてみへず候、其年三月より高坂彈正肅を頼ひ存命不定也、去に付是より以後は、彈正父方の

甥春日惣二郎是をかき付るなり

越後謙信前年丑の九月、信長へ兩使をもつて、申さるゝ來三月出て越前に於て、信長と謙信と、有無の合戦

有べしと定らるゝに付其年十月、陣陣ありて、頼て謙信領分越後佐渡の事は申に及ばず飛彈、越中、加賀、能

○甲陽軍鑑品第五十四

登、東上州、或は庄内までも八ヶ國中へ陣ふれに來年寅の三月十五日には越後を打ち立、都ぎ心がけての出陣なり、但上野と庄内一郡半の内は半役にと定めらるゝ、かくありて寅の三月九日に、謙信開所にて煩出し五日頃、則五日日十三日に、謙信公四十九歳にて他界なり、辭世に詩を作り給ふ、追相尋可さる程に謙信、信玄公に武道はさのみをとりぬ名大將と申候へ共、御分別の才智信玄公には抜群かどり給ふ故他界の日、十三日より居城國の越後騒ぎたつ其子細は、小田原北條氏康の子息氏政の舍弟三郎を、謙信養子になされ、景虎と名付又甥の喜平次をも、養子に定め謙信存生入しかるへきと、ひとかばに思案あり、すゑ國を澤山に治めば跡を二旗にと思召候へ共、人間不定世界の故、四十九歳にて戊寅三月十三日に他界なり十四日十五日は、喜平次と三郎と、謙信の跡をあらそひ、春日山城内にて、本城二のくるはと互に弓鐵炮のせり合あり、是を見て信長より、越後謙信の下につめてをき、上方へ御用あるためにとて、指をめる使者、佐々權左衛門、信信の御用をもつて、伊豆守に成つるにより、いつまでも我等は越後にまかりあるべきと申す、口屈轉して、早々暇乞ひなしに馳上り謙信御他界うたがひなしと、道より早飛脚を、信長へさし越、佐々伊豆もやがて、安土へつき、越後の跡申故、信長大きよろこび、柴田右馬之丞と申者を、召寄越後を其方にとらすべきとある、書付を自筆にて出さるゝ、然れば越後にて喜平次と三郎と取合は諸國にかくれなし、謙信他界十日の内なきこへ、加賀、越中、能登、兼、信長へ手をいゝ故、加賀は信長被官佐久間玄番に給はる、是も柴田修理甥なりととき、能登の國は前田又左衛門に給はる、越前は柴田修理に給はる、越中は謙信他界をき、神保運をひらき、かねてより信長内證にて、謙信へ楯をつくは、信長妹むこに神保なりたる故也、然れ共信長大形ならぬ表裡の大將故、すゑ、神保をたやし候はんために、佐々内藏介と云ふ、信長内にて柴田修理に、おどらぬ、剛の武士を神保かいぞへにさしこすと事よせて次第に神保をかすめ、越中は佐々内藏介に、給はるとのもやうなれども、神保もいづかたへどたより申べきかたなれば、結局敵の謙信他界を悔む也とは後知れ候

右三郎殿景勝取合は、謙信他界の砌、景勝は春日山の城本城を謙信にゆつられたると云て即時に景勝本城へいる、三郎は此行に心つかず右より春日山の城二のくるわに御入候、本城より景勝兼弓鐵炮にていかけ打懸仕る故、三郎殿たまらずして、越後の内府中の館と云城へ取籠給ふ、春日山城より、御館の城へは上道一里半、東道九里なり、去るに付北條丹波守と云ふ謙信家老大剛の侍大將なり、居城は越後とちうと云ふ城なり、春日山よりとちうへ二日路あり、上州前橋の城も、此丹波守子息を置き、北條丹波守謙信跡のさだつをき、急ぎとちうを打立春日山へ着、景勝に意見中仔細は謙信公御跡八ヶ國のうち、東上野、佐渡、越後、庄内四ヶ所を、三郎殿へわたされ、景勝、加賀、越中、能登、飛騨、此四ヶ國を支配あり、三郎殿と能仰あはせられ、越前へ打出で御尤もに候、三郎殿と兄弟のうちは弓矢は必らず思召とすまり給へ、其いはれば、信長と云ふ大きに手だれなる大將、此人の仕形は五畿内の弓矢もいづれもすへになりたるを、高聲をしておどし、段子のうちがいが袋に米を入、五騎十騎にて都へかけつけ、五畿内中國の町人に相似たる侍ひ共、或ひは一向坊主などをばいかに、信長は手がるにして、武籍を仕るとおどし、かけ弱敵の國共を澤山にとり、武田信玄在世の時、信長居城岐阜の三里ちかく迄とられても、甲府へ切々音信仕り、信玄死してより六年已來は、越後に人を付謙信公御機嫌を取り、此方よりは取合と仰せこされ既に、越前にてやき働きあそばし候へども、それにもかまはず、信長旗本の侍、佐々權左衛門を春日山に付置、謙信公御意には權左衛門是れに能く相詰候とて、佐々伊豆守に仰付られ、信長衆を越後にて受領御させ候事、只信長は謙信公御旗下のごとくにて候、佐々伊豆守も謙信公御他界をみて既に夜おちに仕り、暇乞なく罷上るよしに候へば、彼手だれの信長は、必ず越後のうち弓矢を廢び、此月來月の間に、加賀、越中、能登へ、信長發向あり、三ヶ國を手につけらるべき事うたがひなし、左様には此方へ手をいれたる信長に、謙信公御辛勞ありて取給ふ國をとり給はんと口惜き次第なり、と申せ共、景勝取合ひやめ給はず候故、北條丹波守三郎をひき、越後の善光寺に陣をとり、春日山喜平次景勝方へ丹後足輕をかけ、數度のせり合に、景勝負也、然れば、景勝此年二十四歳なれども、弓箭に利發なる大將故、夜半に忍びて入殿を出し、善光寺後つ、くわとりと云ふ所へ廻り曉つき、北條丹波守陣所へかゝつて喜平次合戦をはじむるさすがに、大剛の北條丹波も思ひよらざる陣取の後よりかゝられ、殊に曉つきなればたまらずして三郎居城の府中へ逃候所を、追懸景勝内の萩田主馬助、北條丹波を能見知り、追付て二鐘つく丹後をこをばきりはらひ、よくのき候へ共、痛手なる故、一日ながら二日目に越後府中へかひて死す、さるに付三郎殿既に、景勝に負給ふにより、小田原北條氏政より、甲州勝頼公へ御使あり、早々三郎殿をすけ、景勝を退治被成候へと、此方小田原より

は江戸の遠山に富長、中條常岡、太田大膳兼高、北條治部都合人数一万五千三郎をすけ、景勝退治に差越候との、御一左右を開召二万の人数をもよほし越後の内おいつまで喜平次退治に御馬を出さるゝ子細は勝頼公民政の御妹嫁に候三郎殿御ためにはあぬむこにてまします故、如し件、去る程に景勝討死うたがひなしと申候により景勝分別いたされ、勝頼公にて兩出頭、長坂長閑、跡部大炊慾をかまへ萬事禮物をとり賄賂にて事をすます義附及候故、勝頼公へ景勝手を入、長坂長閑、跡部大炊慾、たのみ謙信の貯置かれたる金子共取出し、長閑に二千兩、大炊介に二千兩くれ、勝頼公へ一万兩進上申候、其上御縁者に被仰付候は、勝頼公御旗下に景勝罷成中べく候、殊に東上野少しも殘らず勝頼公へ指上申候とあるにつき長坂長閑、跡部大炊、勝頼公へ申あぐる、信玄公御他界の前、春中に天下へ趣き給ふとて御支度のため金子を御調へあるに、後家役出家の妻帯役まで召あげらるゝといへども、漸く七千兩ばかりにて候、只今又是れは何事もなきに立所にて一万兩の金子調ひ申候儀は、信玄公十双倍勝頼公御威光まじなざるゝ故如し件、其上景勝起請を任り、御旗下に罷成盡未來御無沙汰中間敷と有儀也、さありて東上州御手にいれらるべき事、大なる御徳分にて候、景勝へは信玄公御在世の時、一向宗の長島へ御約束のお菊御料人をこしまいらせられ候へかし、一段然るべく候、又いかに御小舅にて御座候共三郎殿運になされ候は、小田原の民政大倭人にて、怒のふかき屋形に候へば、越後を取つゝ、後は勝頼公を退治なさるべき御たくみうたがひなしと、長坂長閑、跡部大炊介申より勝頼公其儀に御つき、喜平次と無事になされ小舅の三郎殿を此年中にころしまいらせられ候、武田殿は領分の衆侍の事大小共に申に及ばず町人地下人長袖の出家衆まで是を聞とりきたに、武田の御家御滅亡うたがひなし、義理をちがへきたなき慾をかまへ金を取、比與なる仕形、何に付ても一ツとしてよきと申べき事なし、長坂長閑、跡部大炊兩人ながら分別なくて禮を取、義理も恥もしらず末の考へもなく、をのれが欲得ばかりに耽り、ケ様の悪敷御意見申上るにそれを能と思召、それに徳なさるゝは勝頼公御滅亡の是れもとなりと、大小上下ともにさいたす、他國の家にはかひたる、武田の家の作法にて、如し件、よその家には第一に武道をかざり候故ばい願を仕てもひいきとにさた申てくるしからず候事は、心に心をはらすして、其者共其後は必らず味方うちを任るなり、其外なき手柄をつくり、道理非のわけなく、武士手がらのあさきふかきせんさくもなくよき

ひいきおほくもつ人を能と申、如し件よろづをさたして、ゑりもどにつき、足もどのよわきをはやく捨強き方へ付、輕薄なる故、大將の被成し事をば何たる悪き儀をも、能事かなどほむるは、其家の大將ふせんさくにて、如し件、武道ふせんさくなれば、それにつれ萬事ふせんさくなり、武田の御家も前二十五代の事は久しき儀信虎公信玄公二代に武道のせんさくよくつよき故、今四郎殿御代にもせんさくつよし、さるに付、侍は弓矢の道のせんさく肝要なり、武田の家、前代信玄公の時一入よきせんさくありつる故、當屋形勝頼公御代にも、悪き事をば味方の儀をも、うちわよりそしり、又越後輝虎の家も、為景と輝虎と、二代武道つよみの故、武田の家の如くなり、子細は信玄公の御時、永祿四年信州川中島合戦に、信玄公の御旗本五町ほどくづれ候へども、信玄公は御中間衆二十人計りにて、れく近習には土屋平八十七歳、眞田喜兵衛十八歳、長坂源五郎二十歳、初鹿野彌五郎十八歳、此若衆ばかりつき奉り、信玄公少しも、くづれ給はず候然れ共御手を二ヶ所負給ふ、其上舍弟典殿討死なされ候、太郎義信六七町くづれ給ひて、是も御手二ヶ所をばれ候所に、武田の先衆懸付、謙信衆を、東道五十里、追討に仕る、謙信は和田喜兵衛一騎供仕、山へかいまりのき給ふ所といへ共、此合戦をも、武田方よりは、大形信玄公御負か又は持合戦かどさた申候謙信又申さるゝは大なる我負也、子細は口、二騎にて、わき道をのく或ひは越後勢三千あまり討とられ手負死人に八千あまり候、殊に甲州方大將わきの舍弟典殿などの頭を信玄衆に其場において取かへされ芝居をふせへられ候事、輝虎大なる負に究り候間、此合戦を仕り返し、其上にて信玄へ輝虎方より手を入、無事にと申さるゝも、弓矢つよき故、兩方ともに我方より負どのさたなり、信玄公謙信公家の外よきせんさくの家ありといへども、一國をもつたざる家中の事をば、他國にてさのみさたなし、さて又ふせんさくにて萬事かざる家中も、其大將果報つよくして、大身なる事あれども、其ごとくなる大將をば果報みなになるも、一度に弓矢神より政道なされ、必らずきたなき死様ありて、跡の事は申に及ばず家中の大身上下共に、殊の外弓矢よわく、無案内にみゆるなり、是は偏へに大將の弓矢さのみつよくなくとも、果報にて大なる大身になりはまれ有家は、右の通り也、大將かざらずよきせんさくなれば跡までも強きはたらき有て、縦へ子息はちと武道かひなしといふども、暫しも強きはたらき有は、前代にせんさくよき故なり其よきと云ふは、我心にて心をばち親子兄弟親類近付のうちにはにて、互にあらそふ事、大將せんさ

○甲陽軍鑑品第五十四

くよければ其下の衆、大小上下共に右の通り也、就中越後にて長坂長閑、跡部大炊、禮物を取り此年三十三歳に成給ふ若屋形勝頼公の御ためあしき儀を仕る故、甲府に長坂長閑、跡部大炊を題にして此年のこれに歌を一首よみて、三日市場とて日市の立辻に落書をたつる其うたに

無常やな國を寂滅する事は越後のかねの諸行なりけり

金故にまつきに飛は大炊助尻をすへても跡部なりけり

然れば北條家より、越後三郎殿へ加勢、江戸の遠山は勝頼公喜平次と一ツに御成候をきき、早々引返し小田原へ歸り、氏政へ如件ノ事を申故、北條家の衆大小上下共に勝頼公御比與なりと口惜がるは道理千万也、さありて高坂彈正茂寅月日病死するなり、天正七年己卯の歳より、小田原北條殿と甲州武田勝頼公御取合ある也仍如件

長尾景勝より指上らるるに付て、沼田前橋をばしめ東上野へ勝頼公御手を懸られ候、ようどの新左衛門北條此侍達、御禮各申さるる、勝頼公御領分になる、沼田城代に信州先方西條治部少輔をさしをかるるなり

廣木
鉢形
秩父新
太郎
玉盛

卯の年春、北條氏政公、勝頼公と御手ぎれのしるしに北條家より武藏上野の塚目ひろき大佛に城をとり、はちかた、ちちふ新太郎殿衆を、さしをかるる是によつて勝頼公、沼田前橋へ發向なさる、勝頼公は前橋に御馬をたてられ、ひろき大佛筋を勝頼公より御破りあるべきとて、典麻大將分にてごかん衆、長根衆白倉衆先にして小幡上總守に仰付らるる、御旗本よりの警固に足輕大將には小幡豊後守、多田治部左衛門御目付に、初鹿の傳右衛門、小山田八左衛門と越給ふ、かくて先衆ひろきを破るべきと定めありて働きごかん長根衆先也、ひろき表に弓取二百丁ばかり其外雜兵七八百出たるを、ごかん長根衆みて右の方へまわり在郷やき働きて通り、旗本よりの警固足輕大將小幡豊後守、跡において是を見及び、小幡上總守に向つて申候は、ごかん長根衆働きて申さるるもやう、昨日御定め儀に相違仕り、ひろき筋を何共さたなく仕ると相見へ申候、但しほど遠く候へば、敵の備へ様何様にいたして罷有もみへ申さず候先衆敵によつて後ろへ廻りて、勝負を始めらるるか、さて又是へみゆるごとく當敵にかまはず、よの方へはたらかるるか、其跡をそれがし參りよく見さだめて罷歸るべく候、是へみゆるごとくごかん長根衆ひろき

熊井戸

にかまい申さず候其上總守殿御人數をもつて、ひろきを御やぶり御尤もか、其子細は敵ひろきの宿よりこなたへ、三町も罷出て備へ中間、かならず我等罷歸りて、上總守殿御備をよせらるべきと申て、豊後は先へ馬をはやめて行に、鐵炮衆を三人めしつれまいられ候、小幡左衛門見て上總守に申に同名豊後守、鐵炮を三丁つれてゆかれ候は、あれにてひろきの敵にうちかけ、其しほに馬をもつてのりこみ申へきもようを見付候御旗本よりの、けいこにて、ごかん長根の先衆へりを取たるを見て、其跡へ物見に行、ひと仕るべきと存せられたるとみへ申に同名豊後守をうたせては、上總守殿御比與になり申へきと、せんさくして、小幡左衛門、馬をはやめて、豊後に乗つけんといそぐ、上總守も人數をよせらるる左衛門についき、くさいとごかん上總守内衆、剛の武士二騎すゝみてゆく、はたもとの警固足輕大將多田治部檢使の初鹿の傳右衛門、小山田八左衛門馬をはやめてのりつけ申候、小幡左衛門見分の如く小幡豊後鐵炮を二ツうたせ三ツめにかたなきぬき敵の中へ乗込弓取二三人のりころばし三人の鐵炮足輕に三人ながらに高名させ申され候、豊後守具足の胸板に矢疵三ツ、くさいりに二ツあたり候へども、佛洞のためし具足なる故、きずになるほどうらへぬけす候、多田治部右衛門馬の平頭をつかれ馬よりおりて其つきたる敵をうち初鹿野傳右衛門も人をうち小幡左衛門手がらのはしりまはりあり、それについきたる、くさいども手がらのはたらき仕る、さりながら其日は、小幡豊後守比類なき武勇なり、後ち小幡豊後事典麻上總守兩侍ひ大將の御披露にて、勝頼公きこしめし、小幡豊後は総二郎と申より數度の儀今にはじめざる事と勝頼公御幼少より、開召及べられ候、さりながら今度のもやう、若きはたらきなり、小幡左衛門、能見知り跡より懸付候へばこそ、何事なく候へ、さなくば豊後討死うたがひなしと仰られ、御ほうびの上にて勝頼公御立腹なり、如件

同年秋甲州より、越後へ御興ひる、越後長尾喜平次、景勝は甲州武田勝頼公、御妹嫁に成り給ふ也、此御料人お菊と申は甲州あぶら川腹にて、仁科五郎殿と一腹にてましく、信玄公御在世の時より、信州仁科の名跡に五郎殿を、御定めあり、次男龍寶公は盲目にて御座候故、惣領には成り給はず信州海野殿名蹟に信玄公、御在世の時より、如件六郎殿も葛山の名蹟に御定め、是れも信玄公の御時如件

○甲陽軍鑑品第五十四

景勝より御曹司信勝公へ御音信に謙信もてあそび、城せめのあやつりからくり物、敵みかた二千ばかり

の人数ある一問四方の城がたちを通上申され候

甲陽軍鑑品第五十五

卯の年春より、駿河富士の大宮大杉より、煙り立てみゆる、是を勝頼公聞召、吉田守警齋を召帯の間にて諸人出仕の人々聞所において少しも御隠密なくて、右の杉より煙りの出る事を御尋ね候、守警承り神道に

千早振る我心より成る業をいづれの神がよそとみるべき

身は社心の神を持たなからよそを問こそなるかなりけり

と此二首の歌をひき、御機にさへ懸られずは、不苦と申上る、勝頼公仰らるる少しも心にはかからず候、其子細は何事あるとも、滅亡してのくと思へば、心にかゝるべき様なし、さて又勝頼をおし詰て滅亡さすべき人は、日本國中にて、大身なれば越後謙信安土の織田信長か、安藝の毛利か、小田原北條氏政か、是四人の外別に誰とも無之候、第一に大身といひ武功といひ長尾輝虎なれ共、是は去年他界なり、氏政も我には八歳の兄といへども、父氏康にちがひ、武功にかそろしき事なし、安藝の毛利もいまは生れ替りといひ其上國へだて候、信長家康兩人力を合せられ我家を一度倒しみるとたくみ候へ共、家康こそ五年以前、長篠後、駿河へ働き申され候、信長は信州の内へ長篠後ちも手をさす事少しもなし、家康働も、我等旗先をみては、即時に引とる、是偏へに信玄公の御威光残り如し件、さりながら信長家康へ北條氏政内通の由なれば終には勝頼滅亡仕るべく候、滅亡仕ても、信長旗下などになると云ふ事は、御旗指なしも照覽あれ、中々仕間敷候それに付當家滅却の物怪に富士大宮杉より煙り立こそするらゆと、少しも愁へたる色もましまさず、あざわらひて御座敷をたれ奥へ入給ふと、近習衆御物語り承り、餘りに勝頼公つき御屋形にて御座候と存じ奉り、春日惣二郎こゝに書付申候、如し件

天正八年庚辰三月末に、勝頼公伊豆の國もてへ御働あり、さるに付四月北條家より、梶原海賊を出し候所に、武田方より、小濱、間宮、駿河先方の海賊衆、船を出し船軍あり、勝頼公事浮島が原にて御見物ある惣別北條家は、伊豆相模武藏上總下總いづれも海あり、然も大國持給ふ勝頼公は、信濃、甲州、上野海なき國なり、海のあるは、た、駿河一國也、遠州は、家康とあらそひの國なれば、海有とて、是は他所へはたらしき申事ならざるは、小山、さながら、高天神も、番手持り、殊にもつて遠州濱松家康居城故、遠州の内、御持

の所少しも断絶なりがたし、其上信長は、十六ヶ國に多まり、大身になり給ふ、家康と信長と合せては、大形二十ヶ國ばかりの大敵なり、何に付ても敵次第にふどり味方は、又次第にほそる、北條殿も、常陸、下野までも手を懸給へば、大國を七ヶ國ばかりの大敵なり、殊更勝頼公三年先に表裡をなされ、景勝と一味有、三郎殿をころし給ふ故、小田原よりも、家康信長へ内々にて入魂御座候由、聞こゆるに付て、勝頼公御備へあやうきばかりなり、其日の船軍にも、北條の船は、武田方の船三十艘はいある、間宮さけの丞手負て、甲州方海賊衆、悉く負さうにみゆる、但し向井伊賀子息、向井兵庫、敵船に向ふ所を、勝頼公御覽あり、旗本足輕大將城伊庵子息城の織部ノ助を御使に越給ふ、向井兵庫、只一人の覺悟にて、大敵にあひ勝負無用に仕候へ船を乗すて早々、くがへあがれとある儀なり、城織部波打際へ馬を乗ひて、兵庫が船をまねきよせ、勝頼公御意の通りを申渡す、兵庫承りて御返事に船いくさは陸の軍さちがひ船よりかり候へば、縦へまなくの手柄を仕りてあがるも、くがへ追上られ船をとられたると申せば、未代まで海賊の悪名にて候と申て又我ふねをこぎいたし、數船の敵の中へ、ふねをいれ、勝負をはじめ、しかも北條家の海賊衆よき者をあまたうちどり、敵の船を此方へ乗取、兵庫運に仕り候故、北條家の海賊衆ことごとく仕まけ船をこぎのけ、はやめてにぐるこれを見て武田がたの海賊、間宮、小濱、伊丹、大隅、岡部、忠兵衛衆、各く船をはやめ、北條衆を追かけ、理運にしもとる、武田方の海賊衆、何時も小勢にてかくのごとしその日は向井兵庫、たぐひなきほまれ、はしりゆぐりなりとて勝頼公御感状を、向井兵庫に下さる但し御印判の御感なるは、長篠合戦以後信玄公御代にちがひ他家の奉公人甲州へ参る事まれなり、結句は武田家を出て、他國へまわるべきとあり、すへ判の御感ほ惣じて出し給はざる故如し件

孕石忠彌と申剛の者を、御成敗あるとて、甘利殿衆、歩の二十人衆合せて手負死人三十三人あり、ヶ様の大剛の武士を少しの事にて御成敗有はかしき事也と諸人批判也、甲府にて尊勝寺へ籠りて如し件、曾根與一の助と申者、信玄公御代に、御前能出頭仕りたる侍を、小山田八左衛門、初鹿野傳右衛門に仰付られ御成敗なり、何の科もさのみなきに、ヶ様なるは、長坂長閑、跡部大炊介と申悪き故さへをもつて如し件

落合市之丞と申侍は、度々の武功あり、殊に遠州味方が原合戦の時彼市の丞信玄公御意にちがひ、馬場

全集ニハ以下
三項ヲ加ヘテ
外ハハハハハ
三人ハハハハ
成也ハハハハ
存ハハハハハ
治部ハハハハ
御左衛門共五
故ハハハハハ
外ハハハハハ
代ハハハハハ
代ハハハハハ
約ハハハハハ
信ハハハハハ
故ハハハハハ
山田ハハハハ
論ハハハハハ
易ハハハハハ
ハハハハハハ
ハハハハハハ
無事ハハハハ

○甲陽軍鑑品第五十五

美濃備をかり罷有、家康大剛の武士を指物を目付、毛付をいたし、あれ討べきと申て、其ごとく討たる武功の者なれ共、勝頼公御あてがひ悪き故、他國任りたるに、市之丞母を人質に御取候へば、剛の武士なる故、歸り申、こゝにてよくは被成すして、足輕大將の小幡又兵衛、遠山右馬の介の兩人に仰付られ、からめどらせて、みごりのために、しばり頸をきれど、勝頼公仰せられ、彼市之丞を御成敗なり如件。三年以前寅の年に、高坂彈正病死してより、悉く皆國法軍法共に、長坂長閑、跡部大炊申次第に、勝頼公なされ候所に、長坂長閑跡部大炊、越後景勝より三年先に過分の金子を禮にとり、是に味はひ欲に耽り公事さたも、禮物さばきに任り、百姓其外をも、物持たる者公事を任るには分限を見付、物をとるべきため、にはやくあひすむべき事をも、すむまじき様に申、禮を取候へば、其相手縦へ不辨にても、長閑へ禮をつかへばよきと心得人の物をかりて、長閑へつかふ理非にはよらず、禮物過分に仕たる人の勝にさばく、中々私なる事は非に及ばざる次第なり、信玄公御他界ありて、六年目に高坂彈正死去に付、次年卯の年信玄公御他界七年目よりは、殘黨なるさばきにて、長閑大炊方へ、地下人町人の有徳なる者共、出入心やすく何をも任るにより、勝頼公御前にて、國法軍法の御隠密なる御談合をも、與外様の近習物頭衆一切存せざる儀をも、はやく有徳人は、しりて隠密がほを仕候へ共、町人地下人の有徳人はかたましき者なる故、分別一段あさくして末の考もなくをのれが中のよき地下人町人に語候により、御館にかひて大事の儀をも、柳小路れんじやく町に或ひは三日八日にてきた有は、長坂長閑、跡部大炊賄賂にすくゆへなり如件。天正八年辰の夏より伊豆駿河の境沼づに城取御普請有、越後景勝と御無事の故此かさへいらすして留主居ばかり指置、高坂彈正、子息源五郎を組衆共に、沼津に指をかゝる、但し川中島へ程遠きゆへ五分一の役にて如件、さありて八月北條氏政大軍を引つれ出陣なさる、甲州方は北條家と手きれなれば、武藏秩父の新太郎殿押へに上野衆を、大形さしれかるゆへ、勝頼公御人數一万六千ならでなし、此時節氏政公の人數を勝頼公見きり給へども、更になりがたし、大形氏政御領分のつもりにては、三万六七千も可有之候と見へたり、然れ共、勝頼公方には普請あひやめずして被成候さりながら、せ川のほとへ、旗本足輕衆を日々番替に指こし、物見をかけ給へ共、北條家には物見を出し申されず候、北條家より國の垣に用心のためにこそ出候へ、合戦には罷出ず候と、關東方より申理にて候何様不思議なる儀なりと、勝頼公

勢不思議なると申と、とく小田原の民政と濱松の家康と申合され、勝頼公伊豆へはたらかれ候は、家康出て駿河をどり給へ、遠州口へ勝頼はたらかれ候は、民政出て甲州信濃までもとるべく候と、内談有故、九月駿河もちふねの城をせめ、駿河先方三浦兵部、向井伊賀守、各くをせめころし、其後由井倉澤迄家康、勝頼を仕られ、人數は一方ばかり、去る程に勝頼公諸勢内々つぶやきて、今度勝頼公御滅亡なり、其子細は、北條氏政四方に及ぶ大軍を勝頼公一万六千の人數にて向ひ給ふ事、あやうきに其上又家康と云ふ海道一番の弓取、信長と無事なる故、三河遠州の人數をばらひ、一万餘引つれ出ては、やもち船をせめと、由井倉澤まで旗さきみせ候へば、勝頼公は定めて甲州へ御馬をいれらるより外の事別に何となさるべきやうなしと、取さた仕る所に由井倉澤へ焼はたらき、のけふり沼津へみゆる其日ぬまづの城御普請の首尾なさる、勝頼公ぬまづ城築地の上にて蒲原より告げ来る地下人口を問召、甲州諸勢上下共にうけたまはる所において、勝頼公仰らるは家康氏政と申合せられ働き申され、しかも、もちふねをせめれどし、由井倉澤まで焼詰らる、事氏政と内通ありて、兩方よりたてはさみて勝頼を討てとらんとある、勝頼が弓矢を取ての面目を施す所なり、跡先より敵をうけ合戦をどくべき事、勝頼祝着不遇之候なり、去ながら氏政は、大形合戦はいやと申さるべく、候家康と防戦を遂ぐべく候へ共、家康も勝頼向ふと、きかれ候は、駿河中にたまりておらるまじく候と仰られ、其後城内にて各く御談合有、長坂長閑跡部大炊介申上て、北條氏政へ御使を越給ふて御尤に候とある儀故、其日北條殿へ御使に勝頼公仰せこさるは、家康と仰合られ候に付、其ごとく家康罷出られ、駿河もちふねの城をせめれどし、同駿府淺間の宮まで焼はらひ、今日は由井倉澤まではたらき仕らるゝ定めて、氏政諸勢陣所へも、煙りさき見へ申べく候、家康と合戦を御させ候は、んより近き氏政の大軍と一戦を勝頼遂げたく候間、さ候は、いせ河を此方へ御こし候はんや、又勝頼きせ河をうちこしての勝負に仕つるべく候や、御返事次第に候と仰こされて、其跡にて勝頼公御備へ定めは、いづれもあひてがけの合戦なり、北條家の松田と武田方の小山田と北條家の大道寺と、武田方山縣源四郎と、北條家の江戸遠山と武田方の高坂源五郎と、北條右衛門佐と、武田典麻と、北條陸奥守と武田方衆穴山梅雪と、北條助五郎と、武田方一條右衛門大夫と、北條家小笠原新六郎と、土屋惣藏と、多麻のわの左衛門大夫と、此相手追、氏政旗本をば勝頼公と、如件此書立の備へさへ勝軍に

○甲陽軍鑑品第五十五

一本ニ玉繩ノ
左衛門大夫ト

相手懸

仕り候は、殘は敵も味方も是に付てまはる勝負なりと仰らるる所に、穴山梅雪、御中候は、北條陸奥守を我等請取候事、中々なるまじく候、陸奥守かゝの城計り五ッ六ッ是あるよし候へば我等小勢にてな事にてはなく候と申さるる、そこにて小山田兵衛丞中は、穴山殿近比いはれざる事を御訴訟なされ候御旗本をはじめいづれの手も三双倍五双倍の敵にて候陸奥守ばかりの大敵を其方へ御かけ有にてはなく候へ共梅雪御對候に於ては、我等に陸奥守仰付られ候へと、小山田兵衛丞手柄をふるふて申上る故陸奥守をば武田方小山田兵衛丞に相定めらる。ヶ様にあれ共氏政御返事に、我持の國用心のために出候、合戦仕り、人の國取べきとては出ず候間勝頼は家康と御一戦尤もなりとある、御返事に付て、ぬまづには典麻、高坂源五郎、本足輕大將に、城伊庵父子指をかるゝは北條氏政四方に及大軍のまさへ也、次日は日勝頼公氏政をすて家康へ向ひて跡に大軍を御置早々駿府へ御馬をよせらるゝ儀いかゝに候、今日は浮島に御陣をなされ跡を御覺じ合され尤も、長坂長閑申上る、勝頼公仰らるゝは、見合するに及ばぬ事なり氏政の何として合戦を勝頼と仕らるべき縦へ一戦をどげらるゝとも、柵の木をゆひ、どおをつきなぞいたしてはいかゝもあれ、たゞ平地の合戦はなるまじく候、又しやくをゆひ、土手をつきては氏康の名もよとすと思はれて、第一關東安房佐竹の敵にはぢ下総の旗下にもはなて比與なる合戦は氏政もいたさるまじく候、さなくて田原へかじ出し、勝頼にかつべきと思はるまじきと仰らるゝ、長坂長閑申すは長篠に於いて、左様に敵をあざり候故、御如在なきをくれを取給ふと申すに付て長篠と有儀を聞召其儀に任せ、河なりに御馬を立られ候へば、其日九ッ時より、雨降富士川出てこす事ならざるに、勝頼公一騎乘こみ給ひ御越あるに付一万二千の人数一度に越夫共盡くく流死する其後家康へかゝり給ふ此家康透間かぞへなる大將にて勝頼公向ひ給ふを聞、どうめを打越いらうに陣取おられ候が甲州方駿河先方より、かぞへ内通ありつると、下々にて中候が左様にもあるらん又家康二十九歳にて分別の巳の時なる故か、透間をかぞへ、もちぶねをせめかどし勝頼公御はたさきを見、早々われいぢまじに逃のひられ候、勝頼公仰られ候かゝるまじき長篠にては、かゝりつゝしむまじき今度はずしみて河成に陣取ひかへ家康にどうめをさせ、いらう迄取にかす事、河成に陣取たる故なり駿河の内家康おられ候時れし詰りちて取り候は、何と信長大身になり候共家康なくは勝頼と合戦はなるまじく候今度家康を討て

一本ニ高野な
と迄ヲ小者な
と迄トス

取、三州遠州一片仕り、來春より尾州へうつて出候は、勝頼がほこさきをも、二度よくしなをすべきに家康を取にかし候事、仲々運の末なりとありて、勝頼公御涙をながさるゝは尤の儀なり、さ候へば氏政はじめの仰らるゝにちがひ、ぬまづ取かけ給へば、高坂衆、典麻衆につきたてられ、ならずして早々小田原へひきいれ給ふに、此せりあひに典麻御備にて、城伊庵城織部の介走廻りあつて、勝頼公より御褒美下さる、高坂源五郎、同心の足輕大將に、小幡山城と云者大なるほまれありて、勝頼公御感に其方一身の走廻をもつて數千の味方を相助候と下され、それに指をへ御脇指をも彼山城に下さるゝ、是は山城入道日意四番目の弟にて候、小幡豊後叔父なり、彼山城に二ッき、こまごまはにも御脇指を下され、山城にをどらぬ走廻なりと御證文を駒澤主税介にも被下なり、如件

天正八年庚辰秋の末に高天神御番手侍大將、一騎合の衆各ふちより、米渡しの高野などまで連判仕り甲州へ書付を進上申す其子細は、信長家康、次第に手づよく罷成、城を渡すべきと申ても、城をば請取番手の者共をば堅固に返し申すまじく候、さ候は、東美濃岩村の城にさしをかれたる、秋山伯耆守、座光寺などごとくに、だしぬき仕るべく候間、勝頼公後詰をなされ、番手の人数を、御引取候様に申上る横田甚五郎ばかり、別各に飛脚を進上申、其趣は御屋形御旗を出され、後詰の儀、必ず御無用になさるべく候其子細は御馬を出され、此城をいつものごとく、御抱にて候へば尤に候へ共御屋形後詰にても番手の衆銘々を堅固に引取なさるゝばかりにて、此城をば定めて御捨あるべく候、其儀なれば勝頼公御馬出されたるかひはなく候、又此高天神いつもの如く御抱に於ては、さもこそ今度の儀、家康衆は城に當座かまはぬやうに仕り勝頼公をへひとめ申し、やがて信長を引出し申べく候、其時合戦なく御引候は、なされどいくさにをくれを御取都迄御惡名にて敵猶もつてつより、味方御備次第にちがひ、よはげをかまへ申すべく候、又御一戦あそばされ候は、長篠にてのごとく、柵をつけほり土手をつき申すべく候、それに御拵なく御對陣候は、家康に信長人数二三万さしとへ金谷をうち越、木道を駿河國へ働らき御跡を取切申すべく候、其時氏政甲州郡内又は上野、信濃へはたらきなさるべく候と、工夫申候間、是非當地御番手の衆をば、すてをかれ、御屋形御備ちがはすして御威光のさがるやうに御尤に候、かねく御恩御扶持の御用に此時立申さずして候は、武士の忠節忠功はなき物にて候、信長家康、合二十ヶ國の大敵

○甲陽軍鑑品第五十五

と申、しかも海道一番の弓取、家康の居城へ上道五六里あり高天神へ御番手に参るより、生て歸り申すへきと思召候は、御符を下され何月いかに、御約束ありて、鹽かひ坂まで御旗をみせられ候は、其の時城より切て出申べく候、それにて十が九ツ、各々礎らす切抜候事成間敷候、左様に番手の衆みな討死候共、それは屋形の御難に成申すまじく候、子細は番手の侍共、後詰を待かね切て出、皆うたせたるどあれは番手の衆計のなんになり、御屋形の御難になるまじく候、若万に一ツ番手の衆堅固に、鹽かひ坂まで走付候は、それから高天神の城を敵にとられても番手の衆ばかりを引取鹽かひ坂より御ひきなされ候て屋形御難になるまじく候、高天神の城をばとられ、番手の衆引取なざるまじかりに、御馬を出され候は、御ためいかに候さて又後詰御座なき内に城を出てせり合、或は城をもちつめ城をまくらにと相定候は、誰人にも、横田甚五郎は、そのみかどり申すまじく候、此上我等申上るごとく後詰も御座なくして此地城内の各々切つて出ると相定、其儀に任るに在りては、又大形十が九ツ我等は切ぬけ、堅固に罷退申すべく候、横田甚五郎方より右の理窟にて書付を進上申候、勝頼公横田甚五郎申上る儀を聞き召し、彼甚五郎養の祖父、横田備中も大剛の者にて信虎公より信玄公へ二代奉公申し、信玄公の御代に信州上田原にて討死する木の祖父原美濃守は、近國他國にて摩利支天のごとくにいはれたる、かくれなき大剛の兵なり、甚五郎父の十郎兵衛も、養父備中守本の父原美濃守にもそのみまをどらぬ剛の者なりつるが長篠にて討死する、備中は伊勢半人美濃守は、關東下總半人なり、信虎公信玄公、今某まで三代又彼等も甚五郎まで三代、召つかひ候譜代なる故某ためを大切に存する事、自余の者共に各別にすべかり、さりながら譜代といふ共、其身すくやかになくは、我身を捨、勝頼を思ひ、後詰無用と申すまじく候、流石に祖父ちの縁をつぎ此年甚五郎二十七歳なれ共、弓矢の積五十六十の者より能く仕候、彼甚五郎十九歳にて味方が原合戦に、穴山手に罷有、穴山内剛の者共にすぐれて走廻り、しかもよき、高名を任る其後此以前も遠州小山、駿州土岐などへ番手に指越候に、甚五郎をばむこの小幡又兵衛は、信玄公の御代より殿度の武功おぼへ有者にも、はぢらるゝほど利發に走廻り候、今我旗本にて中老に小山田八左衛門、初鹿野傳右衛門若手には、城伊庵むすこ織部介、横田甚五郎これらなりと仰られ殊外御褒美なされ候、さありて高

一本二關甚五
兵衛ハ甲州に
居らる信長に
子息御坊は守
り五十君久助
と願城ノ介殿
トア

天神後詰の事御談合の評議有るに、長坂長閑跡部大炊申上候、後詰相やめらるゝ子細は三年以前寅の三月輝虎他界ありて、加賀、越中能登まで信長手に入り、此外越前若狭、丹波、播磨、河内、和泉、攝津國、大和、山城、近江、美濃、尾張、伊勢、志摩此十八ヶ國信長手に入れて年は四十七歳なれば大身なることも日本一番、謙信他界の後三年已來は武功も日本一番年老も日本一なるに、海道一番の弓取家康三州、遠州二ヶ國にて、年老も三十九歳何もひだちいる所なき大將兩所申合ての上、關東の北條氏政當年四十三歳常陸下野まで手をかけ如し件の大身にて信長家康と申合せられ候間、何様勝頼公御大事なりと、大小上下共に武田の御家衆申候により、高天神後詰中々あるべき様無之、今まで勝頼公御家何事なきも信玄公御武勇御威光の強きあたゝまり、すこし残りて如し件、以上

長坂長閑、跡部大炊、身がまへをして、憶意は屋形の御ためもよく不存候へば、駿河先方の侍大將の中に家康へ申通するもあり、結句武田御譜代衆、御親類衆の中にも信長惣領岐阜城、介殿へ申通するものあり又信長出頭人菅屋九右衛門方へ音信仕るも有と、粗沙汰あれ共さやうに別心の人は長閑をよく相つけ氣を取ての事也、とにかくに長坂長閑、跡部大炊介、屋形の御ため奥よく存せず候故、ケ様の事を聞たて勝頼公へ申上べきとも、夢にも思はず其以前東美濃遠州高天神にて、たぎりたる御意見申、勝頼公御利運に仕り、それを味ひよきと心得長篠にてかゝる御意見申、家老を盡く殺し今は其時の口ちがひ、ひかへの御意見ばかりなり、扱もくケ様に、武田の御家、左りまへになる事亥の年より六年已來日をおつて御備ちがひて一ツもよき事なし、殊の外に長坂長閑、跡部大炊分別のちがふ故なり、已上

甲陽軍鑑品第五十六

長坂長閑、勝頼公へ申上げ、信長へ御使御音信ありて、然べきと申上る、小山田兵衛其外各々申すは信長殊の外威の強き大將なれば、御使を越給入程辱くは不存して當家を手にいれたると存せらるべく候間、是は相止られて御尤に候、御使をこし給ふ共當家をやぶるべき思案工夫あひやむる事、有間敷候と、各々は申上る、長閑申すは、信玄公御代に東美濃岩村へ御はたらき被成候まで信長より織田掃部赤澤などをさし越申され候へ共、それを悪きとは誰も申さず候、又信玄公御他界の後、越後輝虎には信長もち加賀の

○甲陽軍鑑品第五十六

松任をとり、越前の内をかかれても、佐々木と云侍、春日山に付をかる、其ごとく當方よりなされて、然るべきと申すにより、勝頼公安土へ使を御越ある、其返事に日付より披群一寸ほどさげ、武田四郎殿へ、御返事仕られ候、四年以前寅の暮に、輝虎と信長、有無の合戦と、謙信より申こされた時は、信長の状態には、對々に少あげたるもやうなりつるが、それをさへ信玄公の御時、大に違たるにて、勝頼公御返事に、殊、外さげてあそばされたると、さたあれども、今は早被官あいらしいの文章、名付にも少として、當家かまひ給ふ事ならず、信長家康風をきく、ふそれ候事大形なく候武籍の儀はます共劣は有まじく候へ、共信長出候へば、野山も人数にて大軍也、長篠合戦の時分の一倍より、重ねては人数おはからんと積る、如、作

作州上月の城、尼子勝久弟助四郎、山中鹿之介、安藤毛利を敵にして、信長へ申入候故、毛利家より、上月の城を取つめたるに、信長家老羽柴城前守ばかりにて、後詰かなはざる故、信長へ申候へば、子息城の介殿に、丹羽五郎左衛門をかいぞへにさしそへ二万の人数をもつて上月の城へ後詰なり、又毛利家より城卷たる、人数の外、吉川と云ふ剛の侍大將、三方にて加勢する故、丹羽五郎左衛門、城助殿をつれ早々引はらひ、彼上月をせめをとさせ、尼子勝久弟助四郎、山中鹿の介を既にせめころさす、是等は弓矢に大きなる、瑕なれ共信長はさやうの事さのみ苦勞にもせられず、扱又信長は人数一万二万死たるども、それに信長はこまる事もなく、世間の取さた是なり、悪事も、此比は皆譽れの様にと取さたあり、何に付ても、武田御家あふなき事はかりなり、如此

天正八年九月、勝頼公駿河より御馬入て、甲府にをいて高天神後詰の御談合に必高天神後詰相やめられ尤に候、わかき者にて候へ共、横田甚五郎申上候ごとくに被、成よと、長坂長閑跡部大炊介、典麻大龍寺申上らるゝに付て、其儀になされ候、信玄の御時は、信長居城岐阜の五里近所へ、燒詰られても、信長かちて出ざるに、今は信長にかちて、高天神の後詰無之、但勝頼公仰らるゝ甲府にて後詰、高天神へすまじとはいはれず候間、さあらば東上野へ打出、もやうにより、小城の一ツも手に入候はんと仰らる、勝頼公甲府を御立あり東上州へうちいで大胡山上せんなど御順見なさるゝ也、則御順見の次の日城をば御せめなさるまじきとて、各侍大將もち小旗ばかりもたせ、諸勢すはだにて、御供仕る所に、せんの城より足輕

駿河先方日尾野左近

を出し、上州安中衆とせりあひをはじめ候、是を見て勝頼公方、惣御人数大返しに仕り、せんの城へ取つめ候によつて、典麻勝頼公へ御申候は唯今せんの城御せめ被、成よと申さるゝ、勝頼公仰らるゝ、かねて定の外不慮に城をせめては、此後の軍法いかなり、御屋形信玄公の御代より、さ様に不慮なる儀をなされずと、勝頼公仰られ候へ共、諸勢悉く堀ぎはにつき、殊に土屋惣藏家中衆、一の門につきてあげじやうをふるしたる所を、土屋衆脇又市と申す若者、じやうをあげ廊下門おしこむ、同土屋衆、一宮左太夫と申剛の武士鏑一丁にて、せんの城方鏑六本と、廊下門にてつきあひ候、後には左大夫かなはずして引べきと申、脇又市申すは爰をさりては必以來出家にまかり成べく候事は存せず、又市にいはるまじきと申により一宮左太夫も立のかす候へば、一條右衛門太夫殿衆に、あさみ清太夫、堀無手右衛門、中根七右衛門、是三人は三州半人なるが、來て脇又市同前に一宮左太夫鏑脇に、刀にてこたゆる、駿河先方ひのど云侍は、是も土屋衆なるが其堀六ヶ敷とみへてはづす、あどより甲州勢かさむをみてせんの城ひきはしを、城内へつばむ、さありて土屋衆の脇又市をはじめ、一條殿衆、各城へ乗り、原半八佐と申侍大將は我備にて一番に乗りこみ頭に刀鈍の深手負、陣陣有鴨て甲府にて死去也、扱又右せんにては、土屋惣藏大手を乗込、無類の走り廻り故、土屋衆皆手柄を仕り、中にも一宮左太夫鏑を合す其左太夫よりつよみを仕る脇又市なり、此又市は元來甲州侍にて、旗本足輕大將本郷八郎左衛門と申、剛の者のために甥なり駿河先方脇善兵衛と申剛の武士にやじなはれて脇又市と申土屋右衛門代に長篠にて又市二十歳ばかりの時鐵砲手を負、退き候へど、諸傍輩申候へども立のかす其後一ヶ所手を負、合二ヶ所の時立の、心ばせほされなり、舍弟惣藏殿代には、ぬまづにてくすねれたる走り廻り仕り當せんの城にては二十五歳の時、大剛のはまれある走り廻りなり、さて一條殿衆三河半人あさみ清太夫せんの城主を討又長篠合戦後高天神小笠原衆より、勝頼公御旗本へめしよせらるゝ五人の内林平六手からなる討死なり、吉原又兵衛はよきくびをとり其上城内にて剛の武士と互ひに刀をもつて、こあひ吉原がたより無事を入、命をたすけんと申して、つれて出候へども、勝頼公仰らるゝ御屋形信玄公御代より、生捕は御助なく候間助けまじきと仰せられ、則ち御成敗被、成候敵をうちとる其數「追可、密之」勝時をとりをこなひ給ひ候、城せめを、すはだにて一時せめになさるゝ事、信玄公の御代にも終に無之よその家にもさのみ無之大

平記にも、しかどすはだの城せめは見へず候、勝頼公仰らるゝ、信玄公の御時我先を仕るに、遂にあふなげもなく候ひつる、勝頼公とくに先をする者候は、長篠にて敵に柵の木を三重の事はきき、十重ゆはれども負まじき物を、はやく信勝を大將にして、勝頼は頭をそりくづし、家老のこどくに成て、先を仕るへきと仰られ候は、勝頼公大形ならぬ、強き御大將の故なり、そのうち御馬いる如し件

同年辰のくれに、北條家のかどな松田子息笠原が養子、笠原新六郎と申、伊豆とくらの城主、勝頼公へ御被官になる、子細は辰の九月北條氏政三万七千の大軍に勝頼公一万六千にて向ひ給ひ候所に、氏政と濱松の家康申合せられ、駿河へ家康はたらしきを聞、勝頼公氏政をすて家康へかゝり給ふに、家康ありたまらず、敗北せらるゝ勝頼公御手柄を見、其上年中に、せんの城をすはだにて一時にせめ取給ふ事を聞、笠原新六郎譜代の主、氏政を捨て勝頼公御被官に成如し件

天正九年辛巳二月、伊豆表へ勝頼公御馬を出され候に、北條氏政三万餘りの人数にて出向ひ給へば勝頼公典殿に仰られ、氏政へ合戦をかけ候へと有、さりながら典殿長閑分別いたし、御一戦無ら之候、其時御一戦候は、勝頼公御運にて有べく候、子細は氏政一の家老松田尾張子息の笠原新六郎、勝頼公方になる故松田勢を出すまじく候然るといへども、典殿長閑分別には、其日北條氏政衆三島の小川を前に當弓懸炮を際限なく懸五重計に備へ然も勢下敷合戦を持つておたるを見て、勝頼公一万五六千の御人数にてあれへ懸り給は、別はなき三州長篠にて、七年先に信長家康にあひ、をくれを取給ふこどくならんと申て武田勢を引上るなり、勝頼公典殿に向ひて大きにいかり給ふ、典殿申上らるゝは笠原新六郎分別に明日ふしみたが原へかしあげ給ひ、なされかけ候は、北條衆たまらず敗軍と新六郎申に付引上て候と、仰上る故其日合戦なし、其夜に氏政引いれ給ふこれによつて勝頼公御仕置に新六郎居城のとくら本城、に信州先方浦野を指かかれ、ぬまづに高坂源五郎さしかかれ、其の外かうこくと、銘々の御仕置なされ御歸陣なり

同年三月高天神の城家康にとられ、番手の衆岡部丹波守をはじめみな家康方へうちとらるゝ、さりながら前辰の年横田甚五郎書付をもつて申上るこどく甚五郎は切ぬけ甲府へ歸る、信濃侍大將相本殿も横田甚五郎と同前なり、去るに付勝頼公より横田甚五郎に御褒美として御太刀を下さるゝ、甚五郎いたゝ

きて後返し申す、子細はそれがし父、祖父、又は養ひの祖父も、數度の手柄を任り、信虎公信玄公より、祖褒美を下されたと承り及び候、それがし當年二十八歳にて、よくのきて参りたるの御褒美は本の御父原美濃、養祖父横田備中、同十郎兵衛名をいかに候間、御太刀下さるゝ事過分に候へ共指上申と有て御太刀を返し申、諸人横田甚五郎大形のわかき者に候は、かねての口違はさると自慢任り御褒美をとり、おぼへにいたすべく候へども、さなき所父祖父のほまれを取たるあたゝまり、横田甚五郎にも残り如し此と大小上下共に批判なり如し件

天正九年辛巳年五月、家康藤枝まではたらき申さるゝに、もちふねより人数を出し、どうめをこし足輕をかけ候へば、家康衆仕様をよく仕りて、朝比奈駿河守者共を、盡く引おろし跡を見きり、かゝりて合戦を任り候、家康家老石川伯耆守、酒井左衛門にかどらぬ剛の武士故其日の合戦に伯耆守勝利を得、朝比奈駿河守人数のよき者を七八十、家康方へうち取候但し駿河守内にて、一番のおぼへの者、奥原日向久野覺助兩人は、駿河守と相談任り、城に罷有候ゆへ討死いたさす候此せり合、朝比奈駿河守は不存候所に、わかき者どもはやりて如し件なるは、武田勝頼公御滅亡のはしなり、其日討死衆長谷川左近、須藤左門、石原五郎作、天野角右衛門、櫻井兵庫、朝比奈市兵衛、朝比奈小隼人、矢部彌三郎、庵原傳内、家康衆勝利をうる人々は石川伯耆守、萩生の少目兩侍ひ大將也如し件

甲陽軍鑑品第五十七

織田の信長きりほこり、播磨國を取て信長家老木下藤吉を羽柴筑前守と申付播磨一國を石筑前守にくれ安藝毛利にさし向らるゝにかの筑前守信長に謀と劣らぬ侍ひ大將にて候故、信長金子を過分に申うけ、毛利家へ手を入無事にと申、其もやうは信長東の敵、武田を何様にも倒し給ふべきと有故、中國毛利家とは、無事に仕つれと仰こされ候と筑前方より毛利家へ申越、毛利家の弓矢も末に成る故是れを誠と存する所へ、見事なる金子の十兩吹をさしこし八木をかひとり舟にて駿河の國へまはし候といへば毛利家の衆八木をうるに城米まで悉く賣候毛利家の隆景是れをき、但馬半國をばかさへて米をうらせ

○甲陽軍鑑品第五十七

ず候去る程に、羽柴筑前守手入敷二万五千をばらつて出因幡、伯耆、但馬、半國をせめ取に城米なき故悉く城をあげて逆て羽柴筑前守にとらるゝ候へば信長のもちは、山城、大和、河内、和泉、攝津國、丹波播磨、因幡、伯耆、但馬、若狹、丹後、越前、加賀、越中、能登、伊賀、其年せめ取伊勢、志摩、近江、美濃、尾張、信長國也、當三、月高天神家康にとられ候へば家康も三河、遠州二ヶ國也、兩大将の持合せ二十四ヶ國の大敵に關東、小田原、北條氏政、伊豆、相模、武藏、上総、下総、常陸、下野まで發向して七ヶ國へ手を懸らるゝ、大将三人を敵に被、成勝頼公御備へあやうきと申は、おろかなり

其年七月、穴山殿御異現に、信長家康次第にふどり、遠州きどぐんもはや當三月家康にとられ給ふ其上、小田原北條氏政敵にて候へば以來は、信長家康氏政ひとつになり、はたらき申され候は、諸方の御敵蜂起いたし候はん事うたがひなし、左様に候は、いづれの敵に向ひ給ふ事もなるまじく候、越後と御一和にて、謙信の時ならば信長家康氏政三人にも勝なきるべく候へども、今景勝は若く候間、なきも同意に候、備方によき御城を一ツ御かまへあるべく候、信玄公御武勇私ならざる故、御屋敷かまへまでにて御座被、成候、甲州四郡の内に御城無し候儀は、信玄公御武勇と申内に戒力をもつて如件、乍、去信玄公御懸意にも一とせ、輝虎と信長と家康と氏康御存生の時、小田原より使ひをまわし給ひ、四人申あわせたると、きこしめし駿河に久能、甲州郡内にゆり殿、信濃にあがつま三所の名城を信玄公御覽じ立られ候は、御籠城有べきとの事なり、其時謙信武き弓取故へ四人組て信玄一人を倒しても信玄は四人がけと未代までいはれてはとて、謙信無事を破り候に付て何事なく候次の年氏康他界也、今は輝虎の縁なる弓取諸方の大将にも無し候と、穴山殿仰らるゝに付勝頼公尤も思召同年七月より甲州にら崎に新府中を取立給ふは、武田の家滅却のものと成りとは後ちこそしられたれ仍如件

七月、甲府の諸寺新府中へこそ、善光寺最前に御屋敷を申受け、御屋形御判形を取其うつしこれなり

善光寺小御堂坊中并に町屋敷等之儀可爲、栗田計一候上者不可有他綺一候事

付但仕置等有相違之儀一者可加下知一之事

同町屋敷諸役の儀向後令免許一之事

ゆり殿ハ岩殿ナルベシ

六月之高柳上町有之者、諸法度以下、可爲、栗田計一事

佛前拜禮之僧上下共不可致、普請、但於無據儀一者爲、如來崇敬一候之間若輩之人者可相勤一之事、從、信州本善光寺、集來之僧俗或者罪科人等、出過錢一之役儀一切停止一之畢、但有、佞人一隱、置盜賊一又者、背國法一者可、行嚴科一之事

右條々以法性院殿御直判一被、定置一候上者、自今以後彌不可有相違一者也、依如件

天正九辛巳年七月四日

栗田 永壽 殿
其外 善光寺衆

天正九辛巳年に典廩、長坂長閑、跡部大炊介、大龍寺の麟岳和尚四人の分別をもつて、信玄公の御時御取候、信長人質織田の御坊を典廩のむこに約束有て、信長へ御返候也、信長返事にかにもおほいしに、内々迎ひをつかはすべく所に、其方より差上らるゝ儀能き分別也、武田四郎殿へと月付の下、日付の通りに結句少しさげて返事なるは、武田滅却のしるしなり

勝頼公御料人を、穴山殿御子息勝千世殿へ御約束なれども、長坂長閑跡部大炊介大龍寺の麟岳和尚へ典廩音物をつかひなさるゝ故、穴山勝千世殿とは御相生めしきとて典廩の次郎殿をむこになさるべきと

有故、穴山殿御前殊の外御腹立は御尤もの事にて候何に付てもよき事一ツもなく候、如件

天正十壬午年正月六日の夜、阿部加賀守方へ木曾の御こしぞひ、芽村飛脚をたて木曾殿信長へ隨身あり、勝頼公へ逆心申され候と申來る、典廩長坂長閑跡部大炊三人は此事虚言なりと申され、かの飛脚をめしこめに仕り候へ共次第に此儀つよる故、典廩木曾へはたらき木曾を討取りなさるべきと仰らるゝ阿部加賀守申すは、木曾路さやうにむたくとはたらき事ならず候間、先我等参りて勝頼公御妹子は木曾殿御前にて候間、御前をもつて木曾殿をなごめ申内に五騎十騎づゝ典廩の御人數を差越給へといへども、長閑分別に加賀守申すそれは悪き儀なりとて典廩御はたらきありて悉く仕負給ひ、旗本よりの檢使神保治部、其外典廩衆、信州島井峠にて多くうたれて、ひきかへす、勝頼公は、上野、信濃、甲州の人數二万をもつて、信州諏訪に御馬を立らるゝ、朝夕の御談合一圓塚あかすさるうちに叔父にてまします、武田遺通、軒伊

○甲陽軍鑑品第五十七

奈郡を引拂ひ早々甲府へのき給ひ諏訪に御座候勝頼公へ音信もなく御用なきふりを被成候、典廩も五度の御談合に三度は煩ひ出て出給はず候故、何れもあやかしのつきたる勝頼公御備へ也然れども伊奈の城へ御舎弟仁科殿、小山田備中、高天神半人渡邊金大夫、山縣三郎兵衛從弟の小菅五郎兵衛をさしてさるゝ其外方々の城へ御人數をこし給ふ、御旗本侍大將、馬場民部、足輕大將多田治部右衛門、横田甚五郎などをよかしへさしこさるゝ駿州よりこへ信州先方もろが兵部、駿河もちふねへ駿河先方朝比奈駿河守加勢に長坂長閑、同心衆、信州屋代旗本足輕大將關甚五兵衛、駿州田中へ信州侍大將あした、各へさし被給へど其上にても勝頼公御人數は二万餘りにて信州諏訪に於いて、種々評議ありといへ共御運つき終に不調候、足輕大將城、伊庵子息織部の介其年二十二歳なれども弓矢に利發なる故合戦の体、勝頼公へ申上る其模様は二万あまりの御人數五千横田甚五郎と我等に御渡し下され候は、一番合戦を仕り申べし又五千を小山田八左衛門と初鹿野傳右衛門に御預けなされ候は、彼兩人今の中老にてわかき我等に劣るまじきと持き申すべく候、残りて一万餘の御人數をもつて、小山田兵衛、真田安房守、小幡上総に仰付られ、御屋形御旗本にて御一戰被成候は、今度は懸て參る敵にて柵の木もいかに信長勢なり共ゆひ申まじく候と申候へ共、勝頼公尤もと仰られ、長閑に御談合候へ共わかき者の申事を御取上るは御運の未かなどとさまたげ候也其後阿部加賀守も申上るは我等内心のすつを以て敵の人數を見きり候に愛かしてに陣をとり、みだりに候へば造作もなく信長方川尻與兵衛、瀧河伊豫守を先づ夜合戦にしてきり取申べきとみな一手づゝ申候へ共、長坂長閑御勿体なき儀と申故、勝頼公長閑謀めを聞給ひ其外の人の申事、取上給はず候ほどなく二月末になり候、かくて穴山殿一兩年前より家康と内通あり其上駿河先方岡部二郎右衛門も家康と内通有故此衆逆心なされ、穴山梅雪の御前勝頼公姉子なれども子息勝千世殿を勝頼公むこにきらわれたるど有御恨みにて古府中より下山へのき給ふ下山へ東道三十里行ば穴山殿知行なる故造作もなく引とり申候諏訪にて是れを聞、勝頼公惣御人數穴山殿別心を聞くやいなや御屋形勝頼公をすて典廩を始め皆居館へ引籠り給ふゆへ勝頼公御旗本も、大形ちり、千計にて新府中迄引籠り給へ共前年秋よりの御普請有故半造作にて更に人數百と籠るべき様無之此上又御談合はじまる然れば、御曹子太郎信勝其年十六歳なれどもかしこくまじくして仰らるゝは勝頼公此新府中

を取立給ふ事、甲州一國の内に能き城のなき事、信玄公御無分別にて堀一重の屋敷構へに御座候とて日本にはいかり唐國まで御覺ゆゝしき大將の法性院信玄公を、非に御覽せられ、勝頼公をばじめ奉り、長坂長閑跡部大炊の介、秋山攝津守、典廩各信玄公の是ばかり御あやまりなど御譏被成て、此城を取立半造作と有てこゝをすて給ひ、古府中へ御歸りある事、弓矢取ての悪名なり、其上古府中の御館をば悉く引破り武田二十七代信玄公迄の泉水の植木共に一かひ二かひある名を付たる松の木などをきりすて給ふは跡へ御心残されすして此城へ早く御越有べきとありての事なれば古府中にてもいづかたにも籠りなざるべき所有間敷候、山小屋などへ入給はんより半造作の新府にて御切腹被成候へかし此段になりいづくへ行て世のさかへをなさるべく候や御旗本なしを焼をこにて尋常に御切腹尤もに候但しヶ様の砌りには達て我等申にくき儀にて候子細は此信勝母に付信長にも又城、介にも又從弟なれば諫申事成難しと信勝公仰られ候へ共勝頼公を始め中いづれも挨拶も仕らず候所へ真田安房守あがつまへ御籠城なさるゝ様に申越候、長閑分別にて、真田は一徳齊より三代召仕はるゝ侍大將也、只御諫代の小山田兵衛申こす甲州郡内岩殿へ御籠城然るべきと、長坂長閑諫申にまかせ、勝頼公新府を御立あり古府中へ引給ふ路次に長坂長閑を御小人衆鍾を以てたゞ候はんぞ申、子細は日來已れに切符をたさへられたるどて如件、さて古府中へ御若あり、一條右衛門大夫殿屋敷に御座候、さて三月三日の朝地下人盡く地焼を仕り山こやへ入とて西郡東郡北はかびなのいり御獄さては穴山殿逆心の地へ退もあり旗本衆の事は申に及ばず在所々の奉公人侍衆知行の百姓共色をたてすまは、女房子供をとり、強盗いたすべき、もやうあらはれてみゆる故、情けなくも諫代の御主勝頼公へ御届け申すべき儀も、わきへなり男子のものたずしてかなはざる、女房子供をかたつけ申べきと仕るに、西郡に知行もちたる者は東郡の山へ入、東郡に知行持たる人は後見へと心懸る子細は我所領の百姓共日來年貢をどられたるに此時地頭の財費かすめ、取返へさんと申に付如件、さるによりて勝頼公も三月三日に東郡勝沼まで御座候はんとて古府中を御立あるに、御供衆御父子に、七百ならではなし、一條小路を過わだびらと云町にて駿州先方侍ひ勝頼公へ向つて申は駿河氏眞は信玄公の御旗さきをみて、とき山家へ逃こみ給ふそれをわらひ給ひて信長の旗先少しもみへざるに如件郡内へあしくにて、御退ある事、今川氏眞十双倍、武田勝頼公

帶那花入

和田平

御なりは、みぐるしく候と申て高笑ひ仕り候、勝頼公仰らるゝは侍ひと云ふ者は一度はさかへ一度はかどろへ候事むかしが今に至るまで武士にめぐらしからざる儀にて、既に源義朝の武勇は平の清盛に五双倍もたしの人なれ共、義朝うち負給ふ、新田義貞も武勇は足利尊氏より倍なれ共義貞打負けらるゝ運盡て時節到来なれば如此と仰られ御中間衆をせうてとありて即時に御成敗なり、山縣同心三科廣瀬、辻彌兵衛、御供仕るを、太郎信勝公御供中へしと仰付らるゝは、又家中同心どもにはや御心をかゝもやうなり、次に小幡豊後守善光寺前にて土屋惣藏を奏者に勝頼御目見え仕り、豊後己の年霜月より頻ひ積聚の張満なれ共籠輿にのり、今生の御いとまごひと申、勝頼公御涙をながされケ様に時節到来の時其方なども病中、是非に及ばず候と仰下さるゝ豊後も籠輿にて御供仕り候へ共、歩だちて二町ほど御供申しさめ中は、郷人の逆心もいかに候、今夜は柏尾まで御座被成候へ勝沼は必らず御無用心と申すに付柏尾へ御急ぎなさるゝ其後小幡豊後も黒駒へ行也如件

小山田兵衛内岩殿へ入奉らんと申に付豊瀬まで御座なされ鶴瀬に七日御逗留なり柏尾のぢんくわをきりてかどせせある、子細は柏尾源氏調伏の寺也とあれ共、山伏共さやう任るまじきと申す、此休に御足本より敵對の様に御座候、小山田兵衛鶴瀬より郡内の方に城戸を除限なく任るははいかゞと八々尋候へば小山田被官共申は岩殿へ御うつり候即時に小口を持べく候と申す、又小山田八左衛門と申共比中老のほまれある武士参り候へば、此侍は勝頼公御秘藏の武士なる故よろこび給ひ、すはだにて参り候に付、勝頼公御めしが、の御具、足を下され、御次にて八左衛門其御具足を着中候初鹿の傳右衛門は参らず候やと、御尋めれば傳右衛門かわうらと申、惠林寺の奥山へ入候に鶴瀬へ参るべきと申候へば郷人共傳右衛門、内方を是非共人質に取候て越中まじく候、若し無理に御越候は二度と此方へよせ申まじく候とことばりて、それにてゆかばころすべし摸樣なる故、傳右衛門、鶴瀬へまいらず候いづれの山小屋にても皆知件、さるほどに三月九日の夜右の小山田八左衛門と、勝頼公御從弟武田左衛門佐殿とくみて小山田兵衛人質をうばひ取、早々郡内へのくどてこしらへたる小口より、鐵砲を打出す左衛門佐殿は小山田兵衛妹雪なり、小山田八左衛門は兵衛從弟なり、是を見て悉くちり御供衆四十三人ならでなし鶴瀬のむかひ田野と云ふ、在家七ッ八ッある所へ勝頼公十日の朝御つばみ有に、御馬の鞍置人なくて

侍大將の土屋惣藏と、秋山紀伊守をきて引出す、龜の甲の御持鍬など、阿部加賀守と勝頼公御守、温井常陸守としてかづくも、とより十一日巳の刻に田野のわく、天目山の郷人共六千人餘り別心して、其中に侍は辻彌兵衛大將になり、勝頼公へ矢鐵砲を打懸け奉る、信長よりの討手は、川尻與兵衛、瀧川伊豫、都合五千にてせめかゝる、郷人案内を仕りうらへまわす二度つきちらし給へ共、かなはずして遂にはろびうせ給ふ、爰に武田の御討代、父は小宮山丹後守とて、上野松枝の城代なるが信玄公御代に、遠州二侯の城せむるとて鐵砲にあたり討死仕る丹後嫡子小宮山内膳、父丹後におどらぬ武士なるを、長坂長閑、跡部大炊介、秋山攝津守三人の出頭衆と申せき故、勝頼公小宮山内膳をにくみ給ひ御詞もかけ給はず候、殊に其時分は、小山田彦三郎と申侍と、ちと申分候ひつる、彦三郎は出頭衆と申よき故、勝頼公御前よし、小宮山内膳は御前惡敷候十日の朝田野へ参り物さうと案内中、土屋惣藏に向て勝頼公問召候様に、内膳申さるゝ三代和恩の御主の御目をあて候はんや、又御目をちがへ候はんや、其仔細は、御用に立まじきと思召我等をば押籠て置給ふに、御供仕り候へば御屋形の御目をちがふる道理なり、御目をあて我等をばつし候へば武士の義理にそむく、所詮辱なき事もなきに、御供中へきと申さるゝ、土屋惣藏秋山紀伊守を始め各々涙をながして小宮山内膳をほむるはことわりなり、内膳弟又七をば土屋にことばり、母子女房ども引のけてくれ候へと申されて、無理に越給ふ又七も歸るまじきと申候へ共、土屋惣藏小宮山又七にことばりに、我子共女房をばそれがし同心、脇又市を頼み差越し候、かならず又七も内膳の母子女房衆をかこれ候へとて、無理にすゝめてれしかへす其後内膳土屋に向て、長坂長閑はと尋ね申し候へば昨日鶴瀬にてはつし申され候、跡部大炊介はと問へば是も昨日はつし申され候、秋山攝津守はとてへば十日己前にはつし申され候我等のあひて、小山田彦三郎はと問へば十日己前にはつし申され候と申すそにて内膳なみだをながし、扱もく勝頼公御運のすへにてまします儀かな、御目がぬちがひ御出頭仕る衆盡くはつし申すとなげくなり、さて又十一日には、御前の御供申すべきと申切たる女房衆二十三人其外皆御いとま下され候、新館御料人をば石黒八兵衛御同朋何阿彌に仰付けられ、天目山のくのこやへたとし給ふ勝頼公仰らるゝ、信勝はた旗柄なしを持って山通り武藏國へ出で、奥州までものがれ候へとあり、信勝聞召し勝頼公は北條氏政の妹室にて御座候間、氏政馳走申さるべく候程に、勝

頼公御退候へ、我等は當年十六歳にて、十年己前信玄公御遺言のごとく、御家督を申うけ是にて腹を任り申すべきと仰られのき給はん氣色少しも無御座候、かくて敵の旗先みゆるとある時御女房達介錯には小原丹後守弟下総、金丸助六郎三人なり、此介六は元來より金丸名字にて土屋惣藏兄なり裂て四十三人は勝頼公信勝公合奉りて如件、左に土屋殿弓をもつて射給ふに、敵多勢故か無の矢一ツもなし、中に勝頼公白き御手のごひにて鉢巻をなされ、前後御太刀うちなり御右は信勝公十文字の鎧をすて御太刀うちなり、土屋殿矢盡きて、刀をぬかんとせらるゝ時敵鎧六木にてつきかくる、勝頼公土屋を不便に思召し候や走寄り給ひ、左の御手にて鎧をかなくり六人ながらきりふせ給ふ勝頼公へ鎧を三本つきかけ、しかも御のご一本、脇の下へ二本つきこみおしふせまいらせて、御頭を取り候阿部加賀守は最前のせり合に川ばたにて討死する是に付て勝頼公御頭はしめはみへず候、仔細は小原丹後御女房衆を介錯仕り、其後毛氈をしき腹をきりたる頭を取て勝頼公の御證と申して小原が頭を公卿にすへ候へ共、尾張半人關甚五兵衛と申す者信玄公の御代より足輕大將仕り、武田の奉公人なるが駿河もちぶぬの御番手に罷有り、惣別三年以前より城、介殿へ内通して其節召出され能く見しりて勝頼公の御頭をえり出し、小原丹後が頭をすて候、公卿にすゆる勝頼公常に御申候國持大將なりとも、おしつめられ腹を切るは口惜しき儀なり、相手さへあるに付ては切り死に仰られ候其ごとくきり死なされ候様子、太郎信勝公御納戸奉行の侍、我山小屋より田野へ山づたひに参り候が少し逃き故山中の郷人共、とをさゝるに付御最期の場、田野のうしろの山にかくれ居て是を能く見てかたるなり

天正十壬午年三月十一日に、勝頼公三十七歳、御曹司信勝公十六歳、土屋惣藏二十七歳にて、生智なされ御供の侍四十四人は、土屋惣藏、秋山紀伊守、小山田平左衛門、同掃部子息彌介、同お兄十六歳、土屋源藏、金丸介六、秋山民部、同むす子坊主圓首座、阿部加賀守、温井常陸、小宮山内膳、小原丹後、小原下総、岩下惣六郎、小原下野、多田久藏、大龍寺禪岳和尚、此外尋御應節齊藤作藏、山居源藏、御歩衆山下空の介みない小介、ぬきな新藏、可書之、歩の二十人衆迄、かように御供ありといへどもたゞ四十四人なり仍如件三月十一日に、勝頼公信勝公の御證を取、都へ上るとして信長は道にて此御頭を實檢なされ則ち勝頼公御證に向つて御申候、其方親父信玄、我等嫡子城の介望に約束あり、天下を望み縁者を變改し其外度々のふなり

甲陽軍鑑品第五十八

信長甲府へ御着あり、春中より計策の廻らし文をこし給ふ、武田の家の侍大將衆、皆御禮を申せと有てふれらるゝ其、二月末三月始め時分にむたど、信長父子の文をこし給ふ、甲州一國をくれべき、信濃半國を、或ひは駿河をくれべきなどの書状を、誠に思ひ勝頼公御親類衆をはじめ、皆引こみぬ給ふが此ふれを實と思ひ御禮に催出、武田方の出頭人の跡部大炊、諏訪にて殺さるゝ、道遙軒は、府中立石にて殺さるゝ小山田兵衛、武田左衛門、小山田八左衛門、小菅五郎兵衛、甲府善光寺にてころさるゝ、一條殿は、甲州市川にて、家康に仰付られ殺さるゝ、出頭人秋山内記は、高遠にて殺さるゝ、長坂長閑父子は、一條殿御館にて殺さるゝ、仁科殿、小山田備中、渡部金太夫此三人ばかり、高遠の城において織田城、介旗本にせめられ上下十八人にて城を持はれなる討死なり、又小菅五郎兵衛は、日來山縣三郎兵衛内にて大剛の者なるが長篠の後御旗本へ召寄せられ、足輕大將を仕候故、仁科殿と、高遠へ差越るゝに、比典を任り十日巳前に勝頼公御供申へきとて、高遠を出甲州へ歸り結句小山田兵衛と一ツになり、逆心をくわだて、善光寺において殺さるゝ、高坂源五郎は、ぬまづより御最期五日前に罷り歸り御供申へきと申候へば、長坂長閑分別仕り城をあげて参り候者は、如何なる儀を任るべきも不存候其上侍廿騎ばかり雜兵百四五十参り候はいかゞとて御寄なき故、伊澤よりすぐに信州へ通り候、屋代などもわか候へ共、駿河をよく引はらひ勝頼公へ御左右申上候へども高坂源五郎ごとくによせ給はず候故信州へ通り候高坂源五郎も川中島にて殺さるゝ、山縣源四郎も殺さるゝ、駿河先方衆も勝頼公御ためを一筋に存じたるをば成敗なり、甲信駿河侍大將いづれも、家老衆、大形ころさるゝ、但し信濃に眞田、あした、上野に小幡、和田、内藤其外上州衆を皆たすけ、瀧川奇騎に付三年の内に、北條氏政同子息氏直をたやすべし、若し手間ざるに於いては眞田小

幡をばしめ各々に北條家へ先をさせんためにとて如件、山上道及中大剛の侍元來東上野衆也久敷半人仕り、諸國を武者修行仕る武士、信長へめし出され、一万貫下さるも、北條をたやし其跡を瀧川伊與に下さるべきためなり、又下總さくらの千葉の介國胤は大剛強の大將にて候が、此國胤へ信長より文の文章慮外なりとて信長より音信の馬の尾がみをきり追うて使者のつふりをそつてかへす子細は武田四郎が運盡て没落なりとて北條氏政頭をたれ信長被官になる、少身なりとも國胤は滅却するとも、家をたてんとてかよひになされ候、如件

信長國わりの事、勝頼公四ヶ國の跡を上野は瀧川、駿河は八年先長藤の勝利の時、約束のごとく家康へ、甲州半國に信州諏訪をそへ川尻與兵衛、甲州西郡今度の忠節分に、穴山殿へ其外前々の下山をそへ下さるる信州小室を道家彦八郎に、信州伊奈を毛利に、信州川中島を森少藏に木曾は居なりに、松本を今度の忠節にと有て、其後信長公管屋九右衛門を召て、曾根下野と云者は、いつくに有る度々我方へ書狀をこし一度信長公御被官に罷成度と申し、内々種々注進之事、信玄他界後十年已來申間、相抱候へど仰らるる營屋九右衛門申は、富士の高國寺と申城に、罷有と申候へば則ち其城に川、東南さこそへ彼曾根にくれ候とありて、曾根下野富士下方を取なり、ケ様に御譜代方より累年仕り候へども、然々と聞す候、長坂長閑、跡部大炊、其外出頭衆欲にふけり賄賂をこのみ音物をとり大事の儀をもふしかくし候故、國くづれをのれ迄皆きられ候仍、如件

信玄公御他界十年以前、謙信他界五年已來、織田信長につよく弓取日本の事は扱をきぬ、唐國にも當時はまれならんと申に其上勝頼公をたやし其跡四ヶ國をそれくにわりくれ、此節飛驒の國をも手に入れ旗下の北條氏政持ち分、又濱松家康に駿河をくれ、是三ヶ國飛驒へかけ廿六ヶ國なり、前巳の年伊賀を乗取候へば信長支配の國都合七ヶ國なれども勝頼公御切腹候へば東は奥州までも、そのみつかゆる事有まじく候、安藝の毛利もやがて倒しなざるべく候と、信長衆の風聞尤なり、殊更四國を、信長三番目子息三七殿につかはすべきとて四國退治の支度なり、信長は甲州柏坂をこし、駿河一見有べきと有儀也、然れども武田の高家退治の故、近衛殿を同道ましく候に、近衛殿も駿河通を參るべきかど有事を柏坂のふもとにて、然も下に御座有て、奏者にて仰られ候へば、信長は馬上にて近衛わされなどは、木曾路をの

ばらしませと申さるる様子なれば家老の川尻與兵衛も、よろづ其家風なる故むかしの家は古風にて、みなまがりたりとて川尻宿とて、直なる路次を甲府にわり候、又地下の科人成敗して、其制札に諸人に見せしめのために頸切懸置候など、道もなき事に自慢するもやう、佛法王法も武士の政も、よき事みなすたれり、今一度源家より國を治め、日本國中のよき政を執行給へかし、正八幡御託には氏の氏子をば末世までまもらんと宣ふもいつはりかど、神をも恨奉り候なり

信玄公十年先、謙信公五年先に、兩大將天下へ赴とて、俄に病死なされ、勝頼公若年にて長祿の合戦遊はし終に如件なれば和割のよき作法するべき爲に、猿犬英雄となりて道もなき事の繁昌するど見へたり、惣別信長公取たての衆、一類の事は申に及ばず、家老の侍大將みな文を嗜しなみ、物の異形なる儀はむかし風とて、たかしきとさた仕るなり、扱又信長は、駿河通を上り遠州濱松へ立より家康の馳走を受、目出度歸陣なり、然れば家康義理を專思ひ、今川氏真にかねて約束し候故駿河を進じ申され候氏真の御人數三千計あるを信長きこしめし家康に駿河を約束のごとく渡候へば何の用にもたさる氏真にくれられ候駿河を取返すべきと信長仰らるるに付又駿河家康へ渡り、氏真公平々なされ結句三州つくで山家に預をき西國一偏に静まり候は今川氏真をば、成敗有べきとの儀也さて又家康穴山をつれ、安土へ御禮にさいられ候、都まで家康穴山兩大將を、めしつれられ馳走のために猿樂の名人共をよせ罷させ、家康穴山に見せ給ひ其後家康穴山界へこされ候都あたり、河内、和泉、攝津、五畿内に、信長衆各人數は、かゝるほど陣取申候に、六月二日の朝、明智十兵衛と云ふ、信長家中にて弓矢功も進退も三番通の侍大將其勢八千にて都本能寺と申、法花寺にきて信長を何の造作もなくころす、是を子息城の介殿聞給ひ妙覺寺に陣取ましくつるが、堀なき平地なりとて、二條殿の御館へにげこまると、信長の旗本衆も、城の介殿へより、父子の旗本侍衆甲のしひの緒をしめたる衆八百人あまり雜兵一方有とらへとも合戦かなはず二條殿へたてこもらるとを聞明智頼て押よせよめころす一時の間に信長父子をうちとるに、上下一方あまりの衆堀はりをとび越みなにげて、城、介殿をも、手もとらずうたするなり三番めの子息三七殿は四國立もさしすて、伊勢の居城へ早々に入天下盡くみだれ、信長の諸勢あきれはて、傍輩中にて、我人を機づかひ、みな居館へ引こもる、家康穴山和泉の境より、東をさして落給ふ、さて高坂陣正存生の時

常々に申され候主君へ逆心の人三年ろくにてぬたる事なしと申されしごとく、穴山をば山城宇治田原と申所にて雑人の手につけ、梅雪の頸をうちとり候。家康はなにごとくなく國へかへらるるなり。北條氏政父子は信長切腹と聞き給ひ、はや敵になり、瀧川方へはたつきかきり、上野衆小幡内藤を始勝頼家の助られたる先方衆申合せ合戦仕り、北條衆を悉く追くづし討取其跡へ小田原より氏直一家の惣人数三万餘にて悉く懸付たるに瀧川剛也と申せ共、纒に三千にて二の合戦に瀧川仕り、上野先方衆始の御辛勞返禮にと申て懸り候へ共松田尾張只一手に仕負瀧川敗軍して前橋へ逃入併し瀧川信長内にて柴田瀧川、池田丹羽五郎左衛門、佐久間右衛門、羽柴筑前、佐々内藏介、前田又左衛門、川尻與兵衛是九人覺の先衆なれ共、柴田瀧川兩人は一人名高き侍大將故其日も負たる色なく、前橋の城にて小敵をうちて上野侍衆瀧川に向て申は是にまじく候はし馳走中へ候又上へ御上りに付ては、人質を出しあふなげなく送中へ候と申に付、瀧川上へ参度と有故、上野衆の人質を出し、信州眞田迄送り眞田の人質を取、木曾迄送り眞田衆肝を煎り、木曾の人質を取、上方へ瀧川を送るは上野信濃の武田先方衆表理なき故也、又甲州府中には川尻衆川尻與兵衛をすて悉く上へのぼり候故、川尻雜兵どもに廿八ばかりにて忍て上る事もならず候道にて内衆剝とられ候故如件、其外森藤藏も一人にて景勝をほろぼし、越後をたきむべきと申つる口ちがひ早々川中島をすて、上へ上り、道家も毛利も皆取たる國をすてのぼり申故、駿河甲州信濃上野あき國也、然れ共、上野をば瀧川押拂北條殿より無事を入氏直の手につけ給ふ、信州眞田も如件、さるに付、氏直上野信濃の勢を手につけられ候ゆへ五万ばかりの勢にて、信州川中島へはたつき給ふに、景勝三千にて押拂、川中島四郡をば、長尾景勝手に入れ其後北條殿甲州を取べきとて、おつこつ、くすくば懸り、旗をむけらるる甲州郡内へは北條右衛門佐、八千の積にて働らく、甲州惠林寺筋へは、北條安房守七千ばかりにてはたらかる、濱松徳川家康は信長にやどはれ、尾州清洲まで出られつるが信長よりたまはりたる駿河いまだ然々と打入も仕らず候とて信長衆にことほりを申し、早々旗を出し、駿河へうつて出甲州へ打いる、川尻與兵衛死狂ひに家康の家老を二人たばかりて殺す、甲州の百姓町人はをきく川尻をせめころし候、但川尻頭をば山縣源四郎被官三井彌一郎討とる、其後家康、甲州一條殿御屋敷にぬられ札をたて甲州信濃駿河衆をかへ、惠林寺すぢへは曾根下野百騎、雜兵共に五百ばかり

を押し向らるる、郡内筋へは鳥居彦右衛門に三宅惣右衛門と申家老兩侍大將、合百三十騎、雜兵六百ばかりおしむけらるる、家康は駿河伊豆境にも人数を置、あど三河にも人数を置候へは、七千計にて北條氏直へ取向甲州新府中にて對陣なり、鳥居彦右衛門、甲州固屋あがり侍をふるし、都合二千不足の人数にて、北條右衛門佐八千餘の人数くろごまにて合戦を仕り鳥居彦右衛門勝て北條衆八千餘の人数を三千鳥居彦右衛門手柄にて討取又惠林寺筋にて、曾根下野、北條衆三千ばかりを六七百雜兵共に討取北條氏直不叶して無事になされ、駿河甲州信濃、家康へ渡し、北條家は上野の内少も残らずと約束有てしかも家康むこに氏直なり、兩方のき給ふ故それより家康五ヶ國の主に成給ひ候故武田殿衆甲州信濃駿河三ヶ國の侍、家康御抱なり家康は慈悲ふかき大將にて、勝頼公御最期所に寺を建てよと甲州先方衆に仰付られ田野に勝頼公御墓寺は家康大慈悲の儀をもつて如件、小宮山内膳勝頼公にしくまれて御供申を家康問給ひ内膳弟坊主を彼寺の住持になさるる信玄公の菩提所はかぬてより惠林寺なれば此寺に前々のごとの寺領此田野寺にも田野郷皆付よと有て下さるる、信長は武田信玄我居城岐阜の際まで、やかれたる口惜きとて墓所迄焼けどありて惠林寺快川和尚智勝國師を始高山和尚、大綱和尚、睦庵和尚、其外坊主よき出家を五十人ばかり焼殺給ふに、家康は敵の大將の爲に寺を建てらるる、北條殿家康に負給ふ時甲州信濃地下人落書たつる其歌

渡すべき海の朽木の橋かれてうぢなをながすちくま川かな

高坂彈正存生の時申さるるには、國持大將の弓矢つよき弱は死後にしるるとありつるが、謙信の弓矢強き威光は景勝當五月の手柄なる武勇也子細は能登の内に景勝かゝの城あり甲州勝頼公三月十一日に御切腹ありてより信長越後景勝をやがて可有退治と有故柴田修理を大將にして、前田又左衛門、佐々内藏介、佐久間玄番、徳山五兵衛、柴田伊賀など云衆を、都合四万五千の積にて、加賀、越中、能登、越前拂て立て、景勝の抱の城をとりまく、景勝此年二十八歳にて後詰なり、人数は五千にて出る、甲州勝頼切腹ありて、大身の北條家迄頭をかたづけ、奥州までも、ひらふしと申、國をへだてたる大身衆も手を失ひ力を落したる跡なるに、景勝越後佐渡二ヶ國にても少も恐たる色なく、大事は喜平次我身にかゝりたると思ひ、何様一合戦と存つめ、七日路ばかりの所を後詰して天神山、大岩寺野に陣取おらるる其下に成

願寺川とて餘りの大河にてもなく中の川あり是を柴田修理みて信長にて一の弓矢に功者故謙信の弓矢を能しり惣軍へ觸を廻し堀をほり土手を築罷りある、前田又左衛門、佐々内藏介をばしめ各中は柴田修理何とてかやうに臆病なる事を申され候、喜平次人數は三千ならでは有まじく候とてあなづる、或時柴田修理下知をそむき、景勝陣取の下、成願寺川へゆき五月の事なるに、馬をひやし馬をせめ四百騎ありつれて行候へば、雜兵二千餘にて、かさつにかゝつて、景勝をあなづり、柴田修理は功者故西樓に上りて是を見る、案の如く景勝衆、只三十騎出て悉く退散し二三騎切てれど、雜人は十四五人も馬にて蹴こるはず、さすがの内藏介なども、笠のこまをひきつりてにぐる、土手なくば大勢を切れどさるべきに、堀をほり土手をつき候故大事なし、柴田修理、後、各をよび、かやうに有へきと存候所に、土手をつき堀をほるとて、柴田修理をあしく仰られ候と、おんげん申さるゝはことほりなり、其時逃たる侍大將は、前田又左衛門能登一國、佐久間玄番加賀、佐々内藏介、越中、徳山五兵衛、柴田伊賀以下なり、其後景勝衆五騎十騎にて土手ぎは迄度々働き候、其時節神保殿家中に便りて越中に罷有、此儀を信長方にて委く見申候然間川中島より、森勝造働き、むかし高坂彈正やきたる所まで越後の内へ勝造焼はたらき仕る、此一左右をき、景勝越後へ歸られ候次日信長御切腹なりと申來る、其少し前に景勝抱への城をも景勝ひかれたるをみて城を渡すとて佐々内藏介はかりごとに能き者共皆討殺さるゝ左右久敷家滅却任るべきしるし也、勝頼公も、明智十兵衛當二月より逆心仕べきと申す所に長坂長閑分別に、籌を以て、調議にて申越とて、明智とひとつにからざる故、武田勝頼公御滅亡なる、三月十一日より六月二日まで、四月、五月、小の月なる故、八十日めに、信長父子御切腹なり、信長二番め子息、伊勢の國司になる御本所と申は伊勢半國、伊賀一國持て、御年は二十五歳なれ共出て明智をほろほし給ふ事ならず候、信長城の介父子を殺し候共、安藝の毛利か、せめては四國の長宗家部か、對したる敵ならば奥深く存せられて尤に候、家老の明智あけくれ、内甲をしりたる者に、父信長舍兄城介、兄と親をころさせさたもなく御座候、御本所ばかりにてもなく、舍弟三七殿、信長舍弟上野介源五、阿野の津或ひは神戶など云、伊勢一國の内に居ながら明智を討べき覺悟各少しもなし、この内羽柴筑前守と云ふ者出て主の敵明智を討て都を乗取なり

甲陽軍鑑品第五十九

天正十一年未だ濱松の家康より小田原北條氏直へ御興入なり、さ有て川中島、家康御はたらき有べきとて叶坊と云山伏の使にて大藏大夫子、藤十郎に、家康被仰付、我等を召寄候へ共煩故まいらす候、信州侍大將あした、具田、保科甚四郎、小笠原掃部太夫、諏訪下條、ちく、松岡、屋代各々家康被官に成事、前午の年大形如件、信州へ越るゝ家康譜代の侍大將に大久保七郎右衛門、菅沼大膳、柴田七九郎信州の内、岩尾、穴こや、前山、其外所々に家康手に付ざる者共のあるをば、甲州先方侍衆差し越し給ふ曾根下野玉虫、津金一黨、駒井一黨、今福和泉、工藤一黨、遠山右馬介、其外甲州先方衆、皆信州にて午の年より、未のどしまで度々のせり合あり、其中に曾根下野、横田甚五郎、度々はしりめぐり仕る、横田は後武者などを馬にてふみころばし、我類親のわかき者共にうたせ或ひは今福求など云、山縣三郎兵衛家中の若手の能者にも、類などくれ候事は原美濃守が孫、横田十郎兵衛子息に似合たる、走廻のよし聞ゆる也、曾根下野内に、山下部太夫と云侍、鑓を合する、高坂彈正衆は、彈正組同心被官とも、皆景勝の御被官に成候故甲州信濃の事家康のもやうよく、川中島衆へきこゆるなり

家康甲州信濃駿河手に入萬事仕置有中に、曾根下野に、川東を下されず候子細は譜代の主勝頼公のため、あしき様に仕たるは小宮山内膳、恨有て、勝頼の供いたしたるに、ちがふたるとて如件、扱又伊井万千代と云遠州先方衆侍の子なるが、万千代近年家康の御座をなます、此万千代を兵部と名付、大身に取立らるゝ万千代同心に、山縣三郎兵衛衆、土屋惣藏衆、原隼人衆、一條右衛門太夫殿衆を兵部同心に付らるゝ、山縣衆中に山淵庄左衛門を、武川衆なみにして、是は家康直參なり今福求は近習になるなり然れば伊井兵部備赤備なり、家康仰らるゝは信玄の内にて一の家老弓矢にほまれ有、山縣が兄飯富兵部と云侍大將の備赤備也と聞、其後淺利、此比は上野先方小幡赤備なり、少も余の色無、之具足指物の事は申に及ばず鞍鍔馬の鞭迄赤く有つると聞、其如く伊井兵部備へ仰付らるゝ、但山縣三郎兵衛衆の内に廣瀬美濃、三科肥前是兩人は敵の時より見知たる覺への指物なる故ゆるすとありて廣瀬は白幌はり、三科は金のわぬけ家康の御意をもつて、赤備の内に兩人別色の指物を任り伊井兵部に武田の家老、山縣如く弓矢の摸樣なる條に申をし候へとありて如件、駿河にては、三枝ゑいふの組衆十四五騎信州にては松岡八十

○甲陽軍鑑品第五十九

騎是も伊井兵部同心なり

天正十二甲申年に天下をもたると羽柴筑前守と家康、尾州小牧と云所にて合戦にも、伊井兵部を赤鬼と上方侍申也、其時は家康衆を、景勝方紀さへのために、信州勢一圓殘しをかる、北條殿と縁者なれども氏政表裡人の故甲州に平岩七之介、島居彦右衛門、武川衆、長久保に、牧右馬丞、沼津に松平因幡守、光國寺に松平玄蕃其外江尻、田中、懸川所々に留守居を置、家康二万五千にて出らる、羽柴は安藝の毛利家、備前のうき田、中國各加勢をこし候に付て、十八万の人数と申候へ共、堅く十五万有べきに家康と押出して對陣ならずして、土手を築ておらる、家康方には、十分一の人數にて柵の木を一本たてず、物にしたる様子にてなし、さるに付筑前守陣場の土手際へれし込、穴山、ありすみ大學、上方衆を討取其年中に九度筑前守に家康方より、しほを付候、家康衆酒井左衛門、先其年三月三日に、尾州羽黒山にて森勝藏に勝、上方十五万に家康一万五千にて向事先一馳付る心也、大軍土手をつかする事、をちがくでんの取れをふ破ぶる事、其上大合戦に勝藏、池田父子を討取、三吉孫七郎、堀久太郎を追散し勝利の事、家康内本多平八郎に千計の人数をもつて筑前守三万ばかりをもつて出らるを見、平八郎かゝる、此時筑前守平八郎をみてのかる、事なり、又瀧川を家康せめ給ふに、瀧川命をのがれんとて、我從弟の科もなき、かに八郎をみてのかる、事なり、其節駿河先方侍、朝比奈金兵衛と申者、瀧川甥の瀧川長兵衛を、るの城主前田與十郎を切て出さる事、其節駿河先方侍、朝比奈金兵衛と申者、瀧川甥の瀧川長兵衛を生捕し給る事、しるこ節を行、はたらきの事、其年家康をば處無事をつくり、濱松へいらせてたしぬき、筑前守清洲へはたらくに九月家康三河、遠州、八千つれ夜返しに出られ大久保治右衛門といふ武士物見に、行足輕二三人のりころばしたるをみて羽柴筑前守大きに敗軍して筑前がたより、家康へ手を入れて無事の事如し件のもやうなるは、信玄公、謙信公、信長公の以來家康公日本第一の弓矢はまれの名大將なり此とりあひに筑前守方にて、討死したりと云侍大將は、信長御乳人子息にて武篇ほまれあるゆへ取立大身にして、信長の先をさする、又堀久太郎、長谷川竹など云て、みな小者一僕の者を信長取立られたるに、信長他界ある其年より傍輩の羽柴筑前守を主にして、誠に恩をうけ奉る信長子息御本所を敵にしてせめかゝる内衆ばかりにてもなく、信長舍弟織田上野介迄、甥の御本所を敵にして被官筋の筑前守を主に立らる事、中々弓矢を取て比興なる儀なり、甲州穴山は、勝頼公にうらみ有て、天下をもちたる、

大身の信長へなられたるをさへ、かばぬの上まで、弓矢の取と申候、其十双倍比興なるは傍輩を主にし、て恩を蒙り、主君の子息をたすべきと仕る此もとは弓矢ふせんさくにて、上方武士は大合戦杯にはひくびをいたしても、ひいきのねほき方、手がらになり候へば、その上は味方うちをも仕たると聞ゆる、殊に作州上月の後詰にも、敵かほければにげてかへり、尼子一黨の信長方の衆を毛利家にせめころされ、てそれをも手がらと申、こなる弓矢のゆへなり、さて其もとは、信長の果報にて上方の合戦にて城の十も二十もあけてのき、たさまりよき、しかもむまれがはりにて、弓矢すゑに成たる國、おほく取大身に成、たとへば大風のふきたる様なる弓矢の故果報盡て信長死給ひてより、殘たる子息たち武田四郎殿長、後八年已來、よはげ付たる御はたらき十分一もなくみ候、信長は度々の手がら有て、少の儀を不覺、ども思はず候、其仕形まね候は惡儀なり、然る所に家康我身にもかゝらざることなる子細は、信長の大、事如何程家康すけ其上信長と申合たる筋目をたて、此とりあひをはじめ唐國までもひくく家康の手が、ら武勇なり、何様末代までも越度有まじきは第一武道は沙汰に及ばず分別慈悲ある人にて、寺社領を付、善事を肝要にせられ候ゆへ武田の譜代衆、ことごとく家康を大切に存するなり、巳に午の年のくれに、家康甲州、信濃を取て、未の年一年、駿甲、信三ヶ國の衆を扶持し申の年春より、大敵に向ひ給ふに、三河、遠州衆のこどく駿河、甲州、信濃の者共家康に能したしむ事、天のゆるす大將は、家康なり、弓矢つよみ、のはたらきは、信玄謙信、さて此家康なり如し件

勝頼公切腹なさるべき二年まへ、辰の年沼津より、北條氏政三万余りの多勢をすて勝頼公あるとは三千の、こつて、二万三千をもつて家康へ懸り給ふ家康早々ひきとり申され候時勝頼公御出語に、天道肝要なり、氏政の多勢を家康にもたせ候は、勝頼公なるまじく候が、つよ敵にてもこれは少身なり、氏政よは敵にて家康ほど小勢ならばとくにかしつふし申へ候に、是には大軍をもたせ、つよ事ならざるは皆天道なりと仰らる剛なる勝頼公も、やすくとたへ給ふと存すれども、今信長家のくづれに被官に父兄をうたれ伊勢の御本所、明智十兵衛と合戦ならずして結句被官の筑前守に親のかたきをうたせ、天下をかすめとられたまひ、其後は尾張の國をさへ、おしかすむべきと、筑前守仕るに家康をたのみ、合戦をさせ給ふ家康出ざるに大山の城をとられ、なか／＼不雅意なき仕合なりうち衆も傍輩の筑前守を主にするに

○甲陽軍鑑品第五十九
 くらぶれば勝頼公の御てがら信玄公にはなれ廿八歳九歳の時、酉戌の兩年東美濃、遠州高天神にての事は申にふよばず、長篠合戦も大軍にあひて、まけたると云内に御手がらなり、其合戦より勝頼公御となへよはけ付候といへども、まけて八十日のうちに遠州小山後詰あり、つぎのとし横須賀まで發向なされ、其のちぬすづより、北條氏政をあとにをき、いらう懸、家康をわひちらし關東せん城を、すはだにてせめかどさる事、信長の二代目に十双倍まじなるは、信玄公のつよき御弓矢、勝頼公までのこりて今かもひしられたり、但長篠合戦をくれの後、奉公仕る者は敵みかたどもに勝頼公御となへ、あまりつよみとは存まじく候、よそにくらぶれば、よはき分も、はる、うなり、又此ごろ景勝の御はたらき勝頼公にさしつゝきてつよみきなさる事、これも謙信の御弓矢、つよき事殘て、如件なり、さてこそ高坂彈正在世のとき、我家中の侍衆に、つねく申きかせらるは、人の名を申候名大將はいづれも、同事のやうなれども、信玄公のごとく、すぐれ弓矢つよきは二代めにてよくしるゝと申をかれたる事、今眼前に見へたり如件

一本ニハ本文
 中ニ病死ノ事
 ナ記セズ

此軍鑑書續たる我等は、春日惣二郎と申候川中島衆皆景勝へめし出され候へども我等は甲州くづれの時分、越中へまかりこし候故景勝へ御かくへの衆にはづれ候て牢籠いたし佐渡の澤田といふ在郷においてこれをかきをき三十九歳極月より積をわづらひ、ちやう四十の年三月中旬に死するなり仍如件

高坂彈正内 春日惣二郎

天正十三乙酉年三月三日
 甲府にて家康勝頼衆の事よくき給ひ批判に關甚五兵衛二三年前より城介殿へないつうのよしそれはおほきなる非義なり子細は彼甚五兵衛駿河の庵原に身をすて、たのもしき儀を信玄きき、やくにたつべきとてあしがるの大將にせらるゝゆへ勝頼まで二代の間奮功のさふらひども同前に足輕大將仕りながら敵かたへないつうはひきやうなり、然れども信長父子ほどの國おほく勝頼へ取、末信長めつきやくあるべきとならば内通もまた尤に候、其儀にてはなし信長のほこさきつよみ勝頼は次第にはより申さるゝをみて如件なるは比興にて候それにもおどりたるは曾根下野内通の儀不及是非候に付ても小宮山内膳ほまれなりと家康公仰らるゝ甲府三人の沙汰きくは櫻井、市川伊清齋、工藤元隨齋、これは甲州先方衆なり、又訴人岩間大藏左衛門一切事申上る信玄公時のごとくなり兩職は成瀬吉右衛門、日下部

兵衛門軍代は平岩七之助と申侍大將なり是は家康譜代衆なり、此人々に家康仰られ付るは公事に奉行賄賂にふける事あしきとは申ながら、あまりに物をとらざれば國中の者ども、よりつかずして國の善惡しられざるなり、さたの二字は、すなご、こいご、つちご、まじはりみへす候を水にてあらへば、小石の大小もみなしられて、つちはながれ候みへきたらざれば、洗ふべきやうもなしそれにより奉行のあまりに賢人ふり仕り候へば、さたもならず、物のせんさくも可仕様なし、大將のためあしき事にてなくは物をも取てくるしからすと有、家康文武二道の天將にて候故、天下主と、うちあひ敵は多勢、家康小勢にて勝利を得羽柴筑前守甥の三好孫七郎を追ちらし申され候を都に落書をたて候ときくなり其歌

孫七は三好とらふべきばなご甥子とらふとにけ子なりけり

と此事は小幡下野、外記孫八郎、西條治部三人にて聞たて是に書申、又小幡下野とは山城事也、景勝へ参てより直江山城候改、下野に罷成候以上

天正十四丙戌年五月吉日

甲陽軍鑑卷二十六尾

明治廿六年六月七日印刷
同廿六年六月十日發行

定價金三拾錢

編輯者 山田弘道

山田弘道
山梨縣甲府市新町五十番地

發行者 內藤傳右衛門

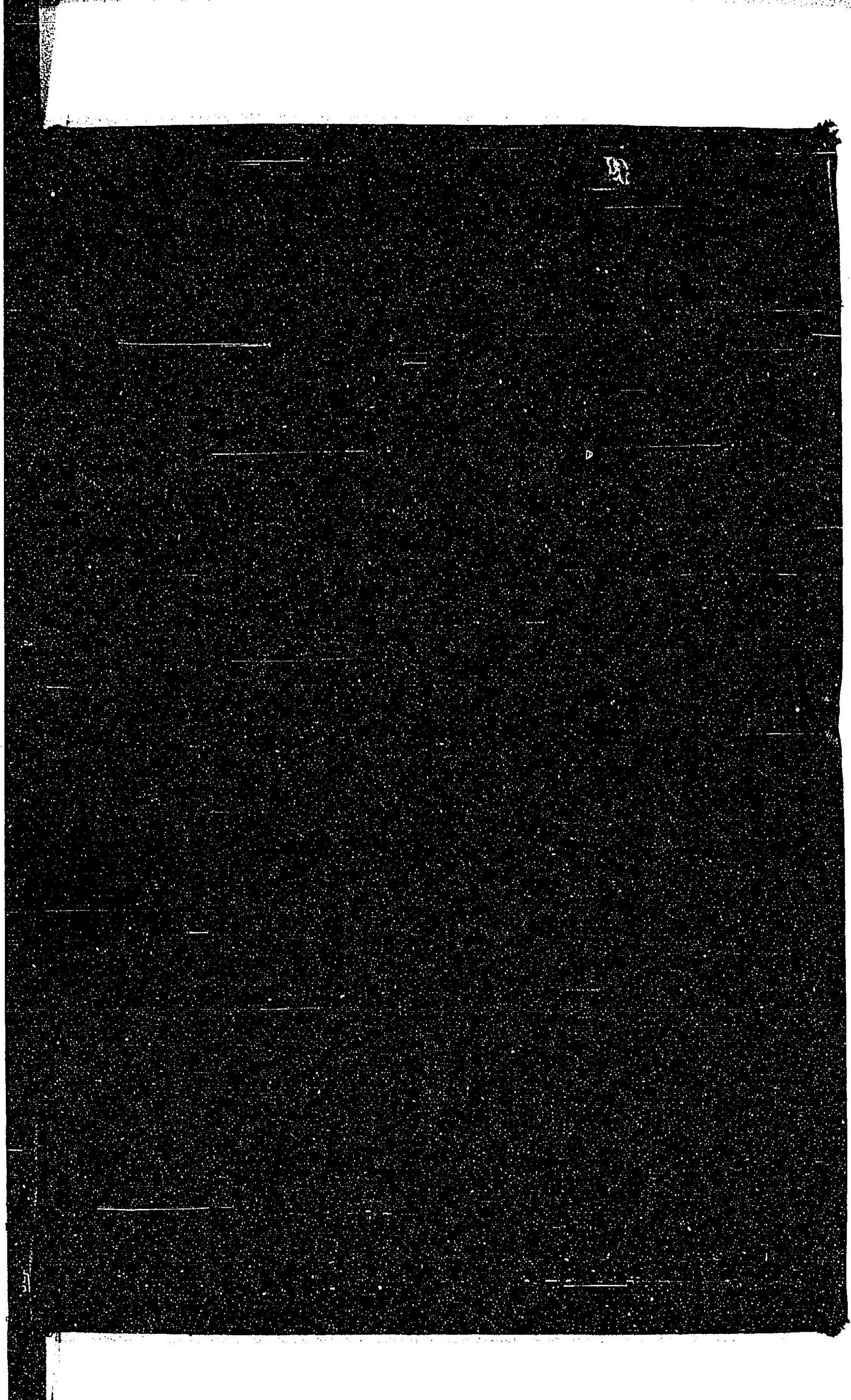
內藤傳右衛門
山梨縣甲府市常盤町八番地

印刷所 同

同
內藤活版製造所



43
165



43

165

202202-000-8

43-165

甲陽軍鑑

山田 弘道/編

M25-26

EDC-0038



43-165